

令和 6 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 4 日 開会

令和 6 年 3 月 21 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和6年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月4日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	2
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
令和6年度の施政方針について	4
同意第1号から議案第29号まで29件一括提案説明	6
散 会	19

3月7日（木曜日）第2号

議事日程	21
会議に付した事件	21
会議に出欠席した議員	21
説明のため出席した者の職、氏名	21
職務のため出席した者の職、氏名	21
開議の宣告	21
町政に対する一般質問	22
○10番 荒井勝彦議員	22
1 消防団の活動について	
(1) 団員自身の命を守る方策は。	
(2) 消火活動における水利の確保は。	
2 美浜緑苑地区の下水処理事業について	
(1) 本町と名鉄とで交わされた覚書の内容は。	
(2) 住民説明会の内容は。	
(3) 戸別浄化槽利用者との公平性の担保は。	
○7番 中須賀 敬議員	31
1 美浜町地域応援クーポン券事業について	
(1) クーポン券の配布状況は。	
(2) クーポン券の利用実績は。	
(3) 前回実施した商品券事業との比較は。	
2 美浜町のファミリーシップ制度への取組は。	
(1) この制度の導入の目的は。	

(2) 「パートナーシップ制度」「ファミリーシップ制度」の現在の検討状況は。	
3 大規模地震等災害時の美浜町民の安心安全について	
(1) 本町での被災想定について	
(2) 東西両岸の道路について	
(3) 知多半島道路、南知多道路について	
(4) 仮設住宅について	
(5) 美浜町周辺の断層について	
(6) 上水道の安全性について	
○ 6 番 野田謙弥議員	4 0
1 小中一貫校整備事業について	
(1) 学校再編ワークショップについて	
(2) 小中一貫校における児童生徒の登下校について	
(3) 小中一貫校と地域との関係は。	
(4) 大学との連携は。	
(5) 美浜の良さを生かした小中一貫校の教育について	
○ 1 番 都筑新悟議員	4 7
1 水道管の老朽化及び災害対策に伴う耐震化工事について	
(1) 法定耐用年数を超えている水道管路は。	
(2) 今後の水道管の総合的な工事計画は。	
(3) 災害時における長期断水が発生した場合の対策は。	
(4) 耐震化工事を進める上で課題となる資金面は。	
(5) 耐震化工事の内容は。	
2 耕作放棄地対策について	
(1) 相続における非農家への対策は。	
(2) 効率的な農地集積のための対策は。	
○ 5 番 橋場友昭議員	5 6
1 美浜町の交通安全について	
(1) 古布地内交差点の取組は。	
(2) 上野間地内三差路の取組は。	
(3) 布土地内道路の取組は。	
(4) 布土地内河和口駅北側の取組は。	
(5) 危険箇所に関する町への連絡方法は。	
2 河和駅前の整備について	
(1) 河和駅前を再開発する考えは。	
(2) 駅前の立地を生かした空きスペースを活用する考えは。	
○ 11 番 大岩 靖議員	6 4
1 美浜町小中一貫校の今後の予定について	
(1) 具体的な学校建設の場所は。	

- (2) 大学との協議内容は。
- (3) 学校の安心安全に対する取組は。
- (4) 美浜町学校づくりワークショップ2023について

2 小中一貫校建設に関する必要な経費について

散 会 6 9

3月8日（金曜日）第3号

議事日程 7 1

会議に付した事件 7 1

会議に出欠席した議員 7 1

説明のため出席した者の職、氏名 7 1

職務のため出席した者の職、氏名 7 1

開議の宣告 7 1

町政に対する一般質問 7 2

○9番 廣澤 毅議員 7 2

1 陸上競技場の予約状況と大会及び合宿誘致の経過について

- (1) 大会及びイベントの誘致は。
- (2) 合宿誘致は。

2 運動公園へのアクセスに必要な道路整備について

- (1) 町道奥田・河和線の整備について
- (2) 中奥田信号交差点などの整備について

○2番 茶谷佳宏議員 8 1

1 美浜町の水道の安全性について

- (1) 本町の耐震管率が低い理由は。
- (2) 耐震適合率と耐震管率が同じ理由は。
- (3) 今後、耐震管を布設する範囲、目標年次、耐震管率は。
- (4) 愛知県の水道管の耐震管率は。
- (5) 本町の配水池の耐震性は。
- (6) 一般会計から繰入れをして耐震化工事を進める考えは。

2 姉妹都市の必要性について

3 学校再編説明会の感想で出された不安について

- (1) 小中一貫校で魅力ある教育は何か。
- (2) 通学手段に不安はないか。
- (3) 大学との協議の状況及び今後の契約などはどのように進めるのか。
- (4) 保護者や子供たちの意見を聞く考えは。

○8番 森川元晴議員 9 1

1 財政状況について

- (1) 基金の現状について

(2) 地方債の現状について	
(3) 財政力指数について	
2 直営と指定管理者制度について	
(1) 指定管理者制度の導入について	
(2) 運動公園事業の運営について	
(3) 食と健康の館指定管理委託について	
3 学校の空き施設の利活用について	
散 会	99

3月12日（火曜日）第4号

議事日程	101
会議に付した事件	102
会議に出欠席した議員	102
説明のため出席した者の職、氏名	102
職務のため出席した者の職、氏名	102
開議の宣告	102
同意第1号（質疑・討論・採決）	103
同意第2号（質疑・討論・採決）	103
同意第3号（質疑・討論・採決）	104
議案第4号（質疑・委員会付託）	105
議案第5号（質疑・委員会付託）	105
議案第6号（質疑・委員会付託）	105
議案第7号（質疑・委員会付託）	106
議案第8号（質疑・委員会付託）	106
議案第9号（質疑・委員会付託）	106
議案第10号（質疑・委員会付託）	106
議案第11号（質疑・委員会付託）	107
議案第12号（質疑・委員会付託）	107
議案第13号（質疑・委員会付託）	107
議案第14号（質疑・委員会付託）	107
議案第15号（質疑・委員会付託）	108
議案第16号（質疑・委員会付託）	109
議案第17号（質疑・委員会付託）	109
議案第18号（質疑・委員会付託）	109
議案第19号（質疑・委員会付託）	110
議案第20号（質疑・委員会付託）	110
議案第21号（質疑・委員会付託）	111
議案第22号（質疑・委員会付託）	111

議案第23号から議案第29号まで7件一括（質疑・委員会付託）	1 1 1
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1 8
発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1 9
散 会	1 2 1

3月21日（木曜日）第5号

議事日程	1 2 3
会議に付した事件	1 2 4
会議に出欠席した議員	1 2 4
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 4
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 4
開議の宣告	1 2 5
議案第4号から議案第13号まで10件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 5
議案第14号から議案第16号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 0
議案第17号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 2
議案第18号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 3
議案第19号から議案第21号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 4
議案第22号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 6
議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 7
議案第24号から議案第26号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 1
議案第27号から議案第29号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 3
議案第30号から議案第31号まで2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 6
議員派遣の件について	1 4 9
議会閉会中の継続調査事件について	1 5 0
閉 会	1 5 1

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和 6 年度の施政方針について

日程第 4 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 2 号 美浜町農業委員会委員の任命について

同意第 3 号 美浜町教育委員会教育長の任命について

議案第 4 号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第 5 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例について

議案第 12 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 町道路線の廃止及び認定について

議案第 18 号 令和 5 年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 19 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 20 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 21 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 22 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 23 号 令和 6 年度美浜町一般会計予算

議案第 24 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 25 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 26 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第 27 号 令和 6 年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第 28 号 令和 6 年度美浜町水道事業会計予算

議案第 29 号 令和 6 年度美浜町農業集落排水事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１２名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 嵯 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
7 番	中須賀 敬 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	廣 澤 毅 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２２名）

町 長	八 谷 充 則 君	教 育 長	伊 藤 守 君
総 務 部 長	中 村 裕 之 君	厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君
産業建設部長	宮 原 佳 伸 君	教 育 部 長	夏 目 勉 君
総 務 課 長	百合草 俊 晴 君	秘 書 課 長	大 松 知 彰 君
企 画 課 長	戸 田 典 博 君	防 災 課 長	富 谷 佳 成 君
税 務 課 長	小 島 康 資 君	住 民 課 長	藪 井 幹 久 君
福 祉 課 長	三 枝 美代子 君	健康・子育て課	下 村 充 功 君
環 境 課 長	谷 川 雅 啓 君	産 業 課 長	三 枝 利 博 君
建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君	都市整備課長	平 野 和 紀 君
水 道 課 長	竹 内 健 治 君	会 計 管 理 者	宮 崎 典 人 君
学校教育課長	近 藤 淳 広 君	生涯学習課長	山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	富 谷 佳 宏 君	議会係主査	江 本 真 実 君
--------	-----------	-------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（大嵯暁美君）

皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 1 回浜浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今定例会では、新年度の予算の審議が行われます。1 年間の町政が決まるという点で、年 4 回行われる定例会の中で最も重要な定例会と言ってもいいかもしれません。

予算は、直接住民の生活を左右し、どんな行政サービスを行って、福祉の向上に努めるかを決めるもので、議員は、住民全体の福祉を念頭に置いて、住民の立場に立った公平なものであるか、また、堅実な予算であ

るかを広く客観的に審議するようお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

河和台のアジサイもつぼみが芽が出てきてまして、春の訪れを感じる今日この頃ですけれども、今朝は寒かったですね。

本日、令和6年第1回美浜町議会定例会、招集いたしましたところ、議員の皆様方には全員御出席いただきまして、まずもってお礼を申し上げます。

昨日、ふれあいまつりが開かれました。非常に多くの方が御参加いただいて、特に若手のスタッフの方々、非常に多く参加し、今回は、商工会だけでなく農協であったりあるいは防災であったり、いろいろな団体の方がまつりに参加して盛り上げていただいた。地域の方だけじゃなくて、もう町中から皆さん集まってきたんじゃないかなという感じで、本当に若者の力というのはすごいなと思いました。行政主導ではなくて、ああした形で自分たちで町を盛り上げていただける。本当にありがたい、そう思いますし、今後、町としても応援していきたいと思っております。

一方、町政報告会、行わせていただきましたけれども、なかなか小中一貫校に関して厳しい御意見の方が何名か御出席いただきまして、まだまだ説明が足りないというようなことを痛感いたしました。今後も、あらゆる場面を捉えて、私どもの考えを伝えていきたいと思っております。

今定例会は、その懸案でもあります新年度予算の小中一貫校を含んだ当初予算、計上させていただいております。

また、それ以外にも住民の皆様暮らしに直結する議案、多数計上しておりますので、先ほど議長が言ったように慎重審議をいただきまして、お認めいただければなと思っております。

よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

副町長より、体調不良により本日の会議を欠席する旨、連絡がありましたので報告いたします。

次に、監査委員より、令和5年11月分、12月分及び令和6年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査、財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたので御確認ください。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大寄暁美君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において２番 茶谷佳宏議員、12番 野田増男議員を指名します。両議員、よろしくお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（大寄暁美君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月21日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月21日までの18日間と決定しました。

日程第３ 令和６年度の施政方針について

○議長（大寄暁美君）

日程第３、令和６年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和６年第１回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信を申し上げ、議会並びに住民の皆様への御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えております。

本年、元日に発生した能登地震では、多くの貴い人命が失われ、今なお多くの被災者が苦境の中に立たされております。心からの御冥福とお見舞いを申し上げるとともに、住民の生命・財産を守るという行政にとって最も重要な責務を果たす決意を新たにしたいところでございます。

昨年４月の町長選挙において、町民の皆様から御信託をいただいて以来、「子どもの笑い声のあふれるまち」美浜の実現のため、様々な施策を実施するとともに、これまでの懸案事項である陸上競技場の管理運営、小中一貫校の整備をはじめとする諸課題に取り組むとともに、町政報告会を開催し行政の透明化に努めてまいりました。議員、住民の皆様におかれましては、今後とも御理解、御協力、御指導くださるようお願い申し上げます。

それでは、第１回定例会の開催で御審議いただく令和６年度当初予算案を基に進める本町の施政方針を主要事業、新規事業を中心に御説明申し上げます。

最初に、防災対策について御説明します。

主な施策としましては、消防団布土分団の詰所新築工事、水道管の耐震化、被災者支援システムの導入、避難行動要支援者個別避難計画作成など、必要な事業を計画的に進めるための予算案となっておりますが、予算編成

の最中、先ほど申しました本年元日に発生した能登の震災は同じ半島に暮らす本町にとって正に自分事であり、浮かび上がる課題もまた他人事ではありません。そうした課題、問題点を洗い出し、さらには本町から震災対応として派遣した職員の知見も加え、本町の災害対応計画を検証し、必要な見直しをしていく必要があると考えております。

次に、住環境・教育環境の整備でございますが、住環境につきましては、引き続き街路灯のLED化を進めるほか、排水路・下水路の整備、河川改修を計画的に実施してまいります。教育環境につきましては、日本福祉大学の敷地内に小中一貫校を整備するための調査設計費及び河和中学校体育館改修事業をはじめとする学校教育、社会教育に必要な施策に係る予算案を計上いたしました。

また、コロナなどにより中断しておりました子供たちのシンガポールホストタウン交流を次年度より復活したいと考えております。

次に、子育て支援でございますが、これはもはや本町だけでなく国全体の課題であり、地方自治体間の競争ともなっていることに大変憂慮しておりますが、本町の極端な少子化の現状を考えると、やはり重きを置き特色ある施策を実施していく必要があると考えております。

こうしたことから、令和5年度より開始した小中学校の給食費の減免、保育所における紙おむつの無償配付、妊産婦医療費の助成を継続させていただくとともに、保育所給食についても物価高騰による値上げ分を町費で負担させていただきます。

また、こども誰でも通園を試行的に実施するほか、保育所の給食を次年度より全て美浜町産の米により栄養価の高い金芽米に加工して提供させていただきたいと思っております。

次に、福祉、医療でございますが、これまでどおりのサービスに加え、多くの住民の皆様から御要望いただいております子供医療の18歳までの通院費の無償化と帯状疱疹ワクチンの接種補助に必要な予算案を計上させていただきました。また、高齢者見守り機器貸与事業も新たに実施したいと考えております。高齢化の伸展に伴い、高齢者だけの世帯、独り暮らし高齢者の安否確認が重要な課題であり、郵便、新聞、給食などの事業者とも連携し、見守りの充実を図ってまいります。

次に、活性化、まちづくりについてでございますが、いよいよ本年、美浜町陸上競技場がオープンいたします。6月30日曜日にオープニングの式典とイベントを開催するべく担当で準備を進めております。これまでも、スポーツによるまちづくりを推進し、スポーツ庁長官からも表彰していただきましたが、陸上競技場のオープンにより、さらにその歩みを進め産官学連携し、スポーツの振興、健康増進、地域の活性化の核として運用してまいります。

また、漁港整備、水田の畦畔除去補助による作業効率化、オーガニックビレッジ宣言など農漁業の振興を進めるほか、観光協会の旅館部、商工会のキッチンカー部会、青年部などと連携し、町の活性化に取り組んでまいります。

次に、文化・芸能の継承についてでございますが、本町の指定文化財である野間大坊（大御堂寺）の鐘楼堂の改修工事を補助するほか、新型コロナウイルスの蔓延により滞り、継承が難しくなった地域の文化・芸能活動を支援するための伝統文化継承支援金を次年度も計上させていただきました。本年、創立30周年を迎えた美浜町文化協会が40年、50年と本町の文化・芸能を継承していけるよう町としても取り組んでまいります。

また、本町においても、パートナーシップ、ファミリーシップ制度を制定、導入してまいります。

性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人一人の個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられるまち美浜を実現してまいります。

次に、行政情報の発信と透明化についてでございますが、次年度も引き続き町政報告会を開催するとともに、各公民館などに設置した意見箱などにより、住民の皆様により町の施策、考えをお伝えするとともに皆様の声に耳を傾けてまいります。

また、役場の組織を見直し、次年度より地域戦略課を新たに立ち上げます。ここでは、美浜町の魅力を町外に強力に発信し移住を促進するとともに、ふるさと納税を強化し歳入増収を図るほか、空き家対策についてもこれまで以上に取り組んでまいります。

以上、るる述べてまいりましたが、本町のみならず日本、世界を取り巻く現状は大変厳しく、予断を許さない状況でございます。しかし、今できること、今なすべきことを行政、議会、住民と共に知恵を絞り取り組んでいく。その先に美浜の未来は開けてくる。私はそう考えております。

引き続き、子供の笑い声のあふれるまち、子供から高齢者まで誰もが住みやすい、住み続けたいと思えるまち美浜として、明るい美浜、この未来を開いていきたいと、そのために職員と一丸となり取り組んでまいります。

皆様の御理解と御協力をお願い申し上げて、私の施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって令和6年度の施政方針についてを終わります。

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで29件一括議案説明

○議長（大嵯暁美君）

日程第4、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上29件を一括議題とします。

以上29件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、御提案申し上げますのは、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして29件でございます。全案お認めくださりますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案書のファイルをお開きください。

1 ページ、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在、委員をお願いしております森保雄氏が令和6年3月31日をもって任期満了となります。引き続き住民の代表として森氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、同条第6項の規定により、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

次に、3 ページ、同意第2号 美浜町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会委員が令和6年5月18日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を任命したく農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、同法第10条の規定に基づき、令和6年5月19日から令和9年5月18日までの3年間とするものでございます。

次に、6 ページ、同意第3号 美浜町教育委員会教育長の任命についてでございますが、現教育長伊藤守氏が本年3月31日をもって任期満了となるに当たり、再任をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。任期につきましては、令和6年4月1日より令和9年3月31日までの3年間でございます。

同氏は、令和4年4月より教育長に就任され、山本敬前教育長の残任期間である2年間で誠実に務められており、教育現場はもとより、行政の経験も豊富で、これからの学校再編をはじめとする本町教育行政を推進していく上で、教育委員会教育長としてふさわしい方でございますので、再度、お願いするものでございます。

次に、8ページ、議案第4号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございますが、両基金において所期の目的を達成し、基金充当事業が終了したことに伴い、本条例の廃止をお願いするものでございます。

次に、10ページ、議案第5号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部改正及び人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、23ページ、議案第6号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第5号と同様、地方自治法の一部改正及び人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、36ページ、議案第7号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とするため本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、39ページ、議案第8号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和3年4月消防庁長官通知「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき、本町消防団員の出動報償金の支給区分及び支給額を変更するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、42ページ、議案第9号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防作業従事者の損害補償に係る補償基礎額を変更するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、46ページ、議案第10号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例についてでございますが、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、54ページ、議案第11号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例についてでございますが、ふれあい公園を新たに設置するため、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、61ページ、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、65ページ、議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、水道法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、69ページ、議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険税率の見直し及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、83ページ、議案第15号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、91ページ、議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町保健センターの目的外使用の廃止に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、104ページ、議案第17号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、道路の実情を調査し、路線の廃止及び認定をするものでございます。これらの道路の廃止及び認定につきましては、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、補正予算書のファイルをお開きください。

2 ページ、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、第1条においては、歳入歳出それぞれ3,254万9,000円を追加し、補正後の予算総額を92億2,380万4,000円とするものでございます。

第2条は継続費の変更、第3条は繰越明許費の追加、第4条は地方債の変更でございます。

次に、58ページ、議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ67万円を追加し、補正後の予算総額を22億8,675万1,000円とするものでございます。

次に、74ページ、議案第20号 美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ976万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3億9,365万2,000円とするものでございます。

次に、90ページ、議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ164万7,000円を減額し、補正後の予算総額を19億6,135万1,000円とするものでございます。

次に、106ページ、議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ999万5,000円を減額し、補正後の予算総額を5,000円とするものでございます。

次に、冊子で配付いたしました令和6年度予算書及び予算説明書を御覧ください。

5 ページ、議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を84億8,700万円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為として、令和6年度から令和7年度までの情報システム標準化・共通化対応業務委託料の限度額を1億7,088万2,000円と、令和6年度から令和8年度までの固定資産評価業務委託料の限度額を2,345万8,000円と予定するものでございます。

第3条では、交通安全施設整備事業債をはじめ13事業債において、計4億5,600万円の起債を予定するものでございます。

第4条では、一時借入金において、借入限度額を3億円と定めるものでございます。

第5条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、249ページ、議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を22億854万5,000円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、279ページ、議案第25号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を4億3,919万円とするものでございます。

次に、299ページ、議案第26号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を17億9,258万円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用できる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、337ページ、議案第27号 令和6年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を1,000万円とするものでございます。

次に、別冊水道事業会計予算書及び予算説明書を申し上げます。

3 ページでございます。議案第28号 令和6年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を5億7,902万4,000円、支出を5億1,587万円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出は、収入を1億2,115万円、支出を3億3,273万1,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

次に、別冊農業集落排水事業会計予算書及び予算説明書をお願いします。

こちら3ページでございます。

議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を4,641万6,000円、支出を4,692万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出は、収入を932万円、支出を1,859万3,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は当年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第4号から議案第22号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（中村裕之君）

それでは、再びタブレットの議案書のファイルをお開きください。

初めに、議案第4号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございますが、9ページ、条例本文を御覧ください。

第1条の新型コロナウイルス感染症等対策基金につきましては、令和2年度に433万3,000円を積み立て、翌令和3年度に全額を取り崩し、感染拡大防止及び住民の生活支援をする費用に充当し、第2条の美浜町福祉基金につきましても、平成元年度から平成5年度の5年間に2億8,219万5,422円を積み立て、高齢者福祉対策促進等の財源として平成19年度までに全額取り崩し、基金充当事業が終了し、所期の目的を達成いたしましたので、本条例の廃止をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第5号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料の3、16ページの新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第2条の給与では、勤勉手当を新たに加え、第13条の期末手当では、支給率を100分の120から100分の122.5に引き上げ、第13条の2では、勤勉手当の支給に係る基準等を新たに加え、次ページの別表第1では、給料表の給料月額を改定するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第6号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料の4、29ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、議案第5号と同様、第2条の給与では、勤勉手当を新たに加え、第14条の期末手当では、支給率を120から100分の122.5に引き上げ、第14条の2では、勤勉手当の支給に係る基準等を新たに加え、次ページの別表第1では、報酬表の報酬月額を改定するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第7号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資

料の 5、38ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第 7 条では、育児休業をしている会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とするための修正を、第 8 条では、会計年度任用職員の字句を修正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、議案第 8 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料の 6、41ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第 15 条では、報酬金費用弁償の支給規定を別表で定めるため字句の整理を、別表では、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、新たに出動報償金の支給区分及び支給額を規定するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

次に、議案第 9 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料の 7、44ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第 5 条では、損害補償に係る補償基礎額を 8,900 円から 9,100 円に改め、次ページの別表、補償基礎額表において階級別及び勤務年数別にそれぞれ基礎額を改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

議案第 4 号から議案第 9 号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第 10 号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例についてでございますが、47ページを御覧ください。

今回の改正でございますが、第 1 条が美浜町漁港管理条例、第 2 条が美浜町漁港土砂採取料等徴収条例及び第 3 条が美浜町漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部改正でございまして、3つの条例の共通する改正といたしましては、根拠法となります漁港漁場整備法の一部を改正する法律の公布に伴い、法律の名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」へと変更されたことによるものでございます。

50ページを御覧ください。

美浜町漁港土砂採取料等徴収条例につきましては、本条例第 2 条第 1 項の土砂採取料と同条第 2 項の占用料の徴収規定を第 1 項としてまとめるとともに、同条第 2 項各号の規定を新たに第 2 項として、美浜町道路占用料条例第 2 条第 2 項に合わせ、字句の整理をいたしました。

同じく第 3 条、第 4 条につきましても字句の整理を、別表第 2 の備考につきましても、美浜町道路占用料条例・別表の備考に合わせ、字句の整理をいたしました。

なお、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

次に、議案第 11 号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

町内各地に設置されております児童遊園とちびっこ広場につきまして、法的根拠を見直し、新たに「ふれあい公園」として設置、管理をしていくため、本条例を制定するものでございます。

それでは、55ページ、条例本文を御覧ください。

第 1 条では、この条例の趣旨について規定しております。

第 2 条では、設置について規定し、別表 1 で公園の名称及び位置を定めております。

第 3 条では、行為の制限について規定し、第 2 項から第 5 項で、行為の許可について定めております。

第 4 条では、公園での行為の禁止事項を、第 5 条で利用の禁止や制限について規定しております。

第6条では、公園を占用する場合の申請方法と占用期間の期限を規定しております。

第7条では、占用物件の設計書等について規定しております。

第8条では、使用料について規定し、別表第2で使用料の額を定め、第4項では減免について規定しております。

第9条では、条例違反に対する監督処分について規定しております。

第10条では、占用期間満了後の原状回復について、第11条では、占用に関する工事等の届出について、第12条では損害賠償について規定しております。

第13条では、その他必要な事項は町長が別に定めると規定しております。

また、附則第2項におきまして、美浜町児童遊園条例の廃止を規定しております。

なお、本条例の施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴いまして、第1条では美浜町水道事業の設置等に関する条例を、第2条では美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例をそれぞれ一部改正するものでございます。

資料9、63ページ、美浜町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表、また美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の内容につきましては、両条例とも第5条で引用しております地方自治法の「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管する改正に伴いまして、美浜町水道事業給水条例を一部改正するものでございます。

資料10、67ページ、美浜町水道事業給水条例新旧対照表を御覧ください。

第5条及び第33条の2におきまして、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

議案第10号から議案第13号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税率の見直し及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、80ページ、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、条文別改正内容及び81、82ページ、国民健康保険税条例改正内容資料を併せて御覧ください。

改正の内容につきましては、81ページ、改正後の支援金分として第2条第3項では、政令改正に合わせて、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げ、所得の多い世帯に応分の負担をお願いするものでございます。

第3条第1項から第5条の2においては、医療分に当たる被保険者に係る基礎課税額、第6条から第7条の3においては、支援金等に当たる後期高齢者支援金等課税額、第8条から第9条の3においては、介護分に当たる介護納付金課税額に係る所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を改正し、第9条の3では、併せて字句

の整理を行うものでございます。

82ページを御覧ください。

第24条の国民健康保険税の減額の規定では、第1項において、政令改正に合わせて後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げを、第1号から第3号の各号においては、均等割額及び平等割額を所得に応じて7割、5割、2割と減額する額の改正を、第2項において、未就学児均等割軽減額を改正するものでございます。

この国民健康保険税率の見直し及び限度額の引上げにつきましては、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和6年1月25日付で、いずれも適当であるとの答申をいただいております。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第15号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

90ページを御覧ください。

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画による第1号被保険者の保険料段階を、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ等を強化する国の標準段階に合わせて、従来の12段階から13段階へとするものでございます。

なお、標準保険料の月額が5,100円から4,600円に引き下げるものでございます。

戻って86ページ、美浜町介護保険条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第5条第1項において、「令和3年度から令和5年度」を事業計画に合わせて「令和6年度から令和8年度」に、同項第1号から88ページまで、第12号までですけれども、国の標準段階とするために「第39条」を「第38条」に改め、同項第13号を新設するものでございます。

なお、同項第6号から第11号の租税特別措置法に関する規定及び境界層該当者の規定は、施行令に定めがあるため削除するものでございます。

次に、88ページ、同条第2項から第4項では、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」とし、低所得者の介護保険料の軽減強化をするものでございます。

次に、89ページ、第7条第3項では、賦課期日後における資格取得及び喪失等の境界層該当者の規定を追加し、同条第4項では、保険料の端数処理を改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町保健センターの目的外使用の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

94ページの美浜町使用料条例新旧対照表を御覧ください。

美浜町保健センターの本来の使用目的である健康の保持増進以外の目的外使用の廃止に伴い、3階集団指導室及び2階栄養指導室の使用料を削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

議案第14号から議案第16号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第17号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、資料14、107ページも併せて御覧ください。

現況道路が存在していない民地内の路線認定を廃止しまして、現況道路が存在し、公共の用に供している路線を認定するものでございます。

議案第17号の説明は、以上でございます。

○総務課長（百合草俊晴君）

次に、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について御説明をいたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書の23、24ページを御覧ください。

1款、1項、1目議会費、議会運営事業では、議員の改選等に伴う期末手当及び議員共済会負担金の減額を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員共済組合負担金の減を、2目人事管理費、人事管理事業では、当初見込みより回数等が少なかったことによる町長車等運転業務手数料及び職員健康診断等委託料の減並びに県職員派遣負担金の減を、3目文書広報費の広報事業では、町ホームページデザイン作成委託料の事業費確定による減を計上いたしました。

6目財産管理費の公用車管理事業では、使用年数の長い公用車を更新するための備品購入費の増を計上いたしました。

7目企画費の企画事業では、事業費確定による企業版ふるさと納税に係る決済手数料の減を、25、26ページの地域協働事業では、会計年度任用職員報酬の減及び該当者がなかったことによる移住支援金事業補助金の減を、国際交流事業では、中止となった交流事業の旅費及び委託料の減を、巡回バス運行事業では、燃料費の減を計上いたしました。

8目電子計算費の電算管理運営事業では、各保守業務及び使用料等の事業費確定による減を計上いたしました。

9目交通安全対策費の交通安全対策事業では、購入の必要がなくなったことによる消耗品費の減及びLED化による交通安全灯の電気代の減を、10目防犯対策費では、LED化による防犯灯の電気代の減を計上いたしました。

11目基金費では、普通交付税の追加交付分について、国からの積立指示に基づき、減債基金積立金の増を計上いたしました。

27、28ページを御覧ください。

2項徴税費、1目税務総務費の税務事務では、事業費確定による町税過誤納還付金の減を、2目賦課徴収費の賦課徴収事業では、取扱件数が少なかったことによる各種手数料の減を計上いたしました。

3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務では、戸籍法改正による戸籍附票システム改修業務委託料の増を計上いたしました。

4項選挙費、2目愛知県議会議員一般選挙費では、29、30ページにかけて、昨年4月に執行された選挙により事業費が確定したことによる減を計上いたしました。3目美浜町長町議一般選挙費についても同様でございます。

31、32ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉事業では、会計年度任用職員報酬及び福祉避難所自家発電設備整備に係る事業費確定による補助金の減を、住民課時間外勤務手当では、執行残が生じたことによる手当の減を計上いたしました。職員人件費の減は人事異動によるものでございます。

2目老人福祉費の老人福祉事業では、当初見込みより利用者が少なかったことによる高齢者タクシー料金助成事業費の減を、敬老事業では、未実施自治区分の補助金の減を、介護保険事業では、介護保険特別会計への繰出金の減を計上いたしました。

33、34ページを御覧ください。

4目福祉医療費の福祉医療費支給事業では、当初見込みより該当者が少なかったことによる妊産婦医療費の減を計上いたしました。

7目高齢者医療事業費の後期高齢者医療事業では、前年度分の精算に伴う療養給付費負担金の増及び広域連合の事業費確定による事務費負担金の減を計上いたしました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対応事業では、購入の必要がなくなったことによる消耗品費及び備品購入費の減を、2目保育所費の保育所運営事業では、会計年度任用職員を雇用しなかったことによる報酬等の減を、また、当初見込みより使用数の少なかったことによる紙おむつ等の購入に係る消耗品費の減及び光熱水費の減を計上いたしました。

4目特定教育保育施設給付事業費の特定教育保育施設給付事業では、知多大和幼稚園に対する給食費軽減対策支援金の増を、当初見込みより利用が少なかったことによる施設型給付費及び地域型保育給付費の減を計上いたしました。

35、36ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の保健センター管理運営事業では、会計年度任用職員報酬の減及び空調設備保守点検業務委託料の減を、出産・子育て応援交付金事業では、当初見込みより該当者が少なかったことによる交付金の減を、2目予防費の健康診査事業では、受診者が見込みより少なかったことによるがん検診委託料の減を、予防接種事業では、接種者が見込みより少なかったことによる報償金及び個別・子ども予防接種委託料の減を、3目保健対策費の母子保健事業では、出生数が見込みより少なかったことによる妊婦乳児健康診査委託料の減を計上いたしました。

4目環境対策費の環境対策事業では、各種環境調査に係る手数料について事業費確定による減を、浄化槽整備事業では、合併処理浄化槽の転換申請が見込みより少なかったことによる整備事業補助金の減を計上いたしました。

37、38ページをお願いします。

2項清掃費、1目清掃総務費のごみ減量化事業では、団体による資源回収実施回数の減及び食用廃油回収方法の見直しに伴う報償金の減及び可燃ごみ袋の販売数が見込みより少なかったことによる手数料の減を、また、指定ごみ袋作製枚数の減に伴う委託料の減を計上いたしました。

3項1目知多南部衛生組合分担金については、組合事業において回収ごみの資源物売上収入が見込みより多かったこと及び事業費確定による支出の減等により、分担金の減を計上いたしました。

4項1目知多南部広域環境組合分担金については、広域環境組合における売電収入の増に伴い、分担金を見直したこと及び事業費確定による支出の減等により、分担金の減を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農業振興事業では、事業費確定による農業次世代人材力投資事業補助金及び機構集積協力金の減を、5目農地費の農業用施設維持修繕事業では、補修用材料費の減を計上いたしました。

39、40ページを御覧ください。

土地改良事業では、事業費確定による県営老朽ため池等整備事業負担金及び県土地改良事業団体連合会負担金の増を、多面的機能支払事業では、国の補助率見直しによる交付金の減を、農業用施設新設改良単独事業では、事業費確定により調査設計委託料の減を計上いたしました。

3項水産業費、2目水産業振興費の水産業振興事業では、アサリ種苗放流育成事業の中止による補助金の減を、3目漁港管理費では、上野間漁港船揚場補修設計業務について、一般財源から国庫支出金への財源更正を計上い

たしました。

7款1項商工費、2目商工振興費の商業団体育成事業では、地域応援クーポン券事業について、事業費確定による委託料の減を計上いたしました。

41、42ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の道路新設改良単独事業では、道路測量調査業務等の事業費確定による委託料の減、点検により急遽必要となりました橋梁改良工事請負費の増及び用地買収に伴う物件等補償金の増を、道路新設改良国補助事業では、設計見直しに伴う道路改良工事請負費の減及び事業費確定による橋梁点検負担金の減を、道路新設改良県補助事業では、設計見直しに伴う道路改良工事請負費の減を計上いたしました。

3項河川費、4目排水路新設改良費の排水路新設改良事業では、事業費確定による工事請負費の減を、5項都市計画費、1目都市計画総務費の建築物耐震改修促進事業及び空家等対策事業では、当初見込みより申請が少なかったことによる補助金の減を計上いたしました。

43、44ページを御覧ください。

4目公園管理費の都市公園整備事業では、国庫補助金が追加交付されることによる運動公園整備事業委託料の増を計上いたしました。

9款1項消防費、2目非常備消防費の非常備消防事業では、当初見込みより該当者や回数が少なかったことによる消防団員退職報償金及び出動報償金の減を、4目災害対策費の災害対策事業では、事業費確定によるブロック塀撤去補助金及び個別避難計画作成交付金の減を計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の国際交流事業では、中止となったホームステイ事業の経費の減を計上いたしました。

45、46ページを御覧ください。

3目義務教育振興費のいじめ不登校対策事業では、会計年度任用職員報酬の減を、2項小学校費、2目教育振興費のスクールバス運営事業では、契約単価の減や見込みより運行回数が少なかったことによる運行管理業務手数料の減を計上いたしました。

5項保健体育費、2目体育施設費の総合公園施設管理事業では、事業費確定による委託料の減を、3目学校給食センター運営費の学校給食センター運営事業では、調理員の欠員などによる会計年度任用職員報酬の減及び事業費確定による給食配送車運転管理業務手数料の減を計上いたしました。

47、48ページを御覧ください。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3目港湾施設災害復旧費の港湾施設災害復旧事業では、事業費が確定したことにより、災害復旧工事請負費の減を計上いたしました。

次に、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の15、16ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金においては、交付額の増額見込みによる増を、11款地方交付税、1項地方交付税においては、普通交付税の追加交付があったことによる増を、14款使用料及び手数料においては、可燃ごみ指定ごみ袋の販売数が減少したことによるごみ処理手数料の減を計上いたしました。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金においては、当初見込みより利用が少なかったことによる子どものための教育・保育給付費負担金の減を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金においては、事業費確定によるデジタル田園

都市国家構想交付金（移住支援事業交付金）の減及び戸籍附票システム改修のための社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増を計上いたしました。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金においては、コロナ対策に係る事業費を除くため子ども子育て支援交付金の減を、若手保育士への巡回支援に係る保育対策総合支援事業費補助金及び河和保育所改修に係る就学前教育・保育施設整備交付金を新たに計上いたしました。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金では、今年度の事業費見込みにより、浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金の減及び当初見込みより該当者が少なかったことによる出産・子育て応援交付金事業補助金の減を計上いたしました。

17、18ページを御覧ください。

4目農林水産業費国庫補助金、1節水産基盤整備事業補助金においては、上野間漁港補修設計業務に対する補助金交付決定による補助金の減を、5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金においては、道路メンテナンス事業補助金及び道路整備事業補助金について補助金交付決定による減を、2節都市計画費補助金においては、今年度の事業費見込みにより、住宅耐震改修及び空き家対策に係る社会資本整備総合交付金の減を計上するとともに、追加交付の通知のあった都市公園整備に係る社会資本整備総合交付金の増を計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節児童福祉費負担金においては、当初見込みより利用が少なかったことによる施設型教育・保育給付費等負担金の減を計上いたしました。

2項県補助金、1目総務費県補助金においては、事業費確定に伴う移住支援に係るデジタル田園都市国家構想交付金の減を、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金においては、コロナ対策に係る事業費を除くため地域子ども子育て支援事業補助金の減、知多大和幼稚園に対する保育所等給食費軽減対策支援金の増及び保育所の感染症対策のための消耗品及び備品購入に係る保育環境改善等事業費補助金を新たに計上いたしました。

3目衛生費県補助金においては、今年度の事業費見込みにより合併処理浄化槽設置費補助金の減を、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金においては、事業費確定に伴う多面的機能支払事業補助金の減を、また、事業費確定による農業次世代人材力投資事業補助金及び機構集積協力金の減を計上いたしました。

19、20ページを御覧ください。

6目土木費県補助金、1節都市計画費補助金においては、今年度の事業費見込みによる民間木造住宅耐震改修費補助金及び空家等対策推進事業費補助金の減を、2節道路橋梁費補助金においては、補助金交付決定に伴う道路新設改良事業補助金の減を、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金においては、昨年4月に執行され事業費が確定した愛知県議会議員一般選挙執行委託金の減を計上いたしました。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金については、株配当金の増を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今予算の財源超過に係る財政調整基金繰入金の減を、2目文化振興基金繰入金においては、事業中止に伴う文化振興基金繰入金の減を、4目都市計画事業基金繰入金においては、今年度の都市計画事業の事業費見込みに伴う都市計画事業基金繰入金の増を計上いたしました。

21、22ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入においては、退団者が見込みより少なかったことによる消防団員退団報償金の減を、事業費の確定によります総務市町村振興協会基金交付金の増及び市町村振興協会新宝くじ交付金の減を計上いたしました。

22款1項町債、2目農林水産業債、1節農業債においては、県営ため池耐震補強改修工事に係る自然災害防止

事業債の増を、3目土木債、3節都市計画債においては、運動公園整備費に係る公園整備事業債の増を、4目消防債、1節災害対策債においては、福祉避難所自家発電設備整備に係る緊急防災・減災事業債の減を計上いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。

第2表継続費補正でございます。

継続費である8款土木費、5項都市計画費の都市公園整備事業について、年割額を令和4年度は5億4,798万4,000円、令和5年度は15億1,221万6,000円、令和6年度は2,300万円に変更するものでございます。

次に、8ページ、第3表繰越明許費補正を御覧ください。

令和6年度に繰り越す事業に、2款総務費、1項総務管理費の公用車購入事業をはじめ御覧の12事業を追加するものでございます。

次に、9ページ、第4表地方債補正を御覧ください。

自然災害防止事業債について、限度額を550万円から590万円に、公園整備事業債について、限度額を1億9,650万円から3億30万円に、緊急防災・減災事業債について、限度額を5,550万円から5,000万円に変更するものでございます。

議案第18号の説明は、以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の69、70ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、東日本大震災による東京電力福島原子力発電所の事故に伴う特別措置として避難してこられた被保険者は、医療機関で支払う一部負担金について免除され、その金額を保険者が支払うことから増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、67、68ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税において、歳出で説明をしました避難してこられた被保険者については、国民健康保険税が減免となりますので、減額計上いたしました。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、3目災害臨時特例補助金において、歳出で計上した一般被保険者療養給付費の増額分及び歳入で計上しました国民健康保険税の減額分を合計した額を増額計上いたしました。

次に、議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の85、86ページを御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金において、保険料が見込みより少なかったことによる保険料等負担金の減を計上いたしました。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金において、過年度分保険料の過誤納還付金が見込みより多かったことによる保険料還付金の増を計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、83、84ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料において、現年分における特別徴収保険料が見込みより少なかったことによる減を計上いたしました。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金において、過年度分保険料の還付については、支払う財源として広域連合から本町へ償還されますので、歳出で計上した保険料還付金と同額を増額計上いたしました。

議案第19号及び第20号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の101、102ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、介護保険システム改修事業委託料に係る費用について、国庫補助金の確定により財源更正をしました。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費において、見守りサービス事業委託料の配食の利用減により、80万円を減額計上いたしました。

5款諸支出金、1項償還金及び加算金、2目償還金において、過年度介護給付費国庫負担金のうち地域支援事業分について、返還金額の変更により84万7,000円を減額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

99、100ページを御覧ください。

歳入の見守りサービス委託料の減額に伴い、国、県及び町のそれぞれの負担割合に応じて、2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金、6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金を減額計上し、2項、1目基金繰入金におきましても、1号被保険者分の負担割合に応じた金額の18万4,000円を減額計上いたしました。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、8目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修事業費補助金が確定したため増額計上し、6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金において、同額を減額計上いたしました。

6款繰入金、2項、1目基金繰入金において、歳出での過年度介護給付費国庫補助金返還金の減額により84万7,000円を減額計上いたしました。

議案第21号の説明は、以上でございます。

○建設課長（茶谷昇司君）

次に、議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに、歳出から説明しますので、補正予算書117、118ページを御覧ください。

1款、1項、1目土地取得事業でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

115、116ページを御覧ください。

2款、1項、1目土地開発基金借入金でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

議案第22号の説明は、以上でございます。

○議長（大寄暁美君）

同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算までの説明が終わりました。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月5日及び6日を休会したいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、3月5日及び6日を休会することに決定しました。

来る3月7日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時28分 散会〕

令和 6 年 3 月 7 日（木曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 3 月 7 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12 名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 寄 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
7 番	中須賀 敬 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	廣 澤 毅 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23 名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	中 村 裕 之 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産業建設部長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	百合草 俊 晴 君
秘 書 課 長	大 松 知 彰 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て 課 長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	谷 川 雅 啓 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 人 君	学校教育課長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	富 谷 佳 宏 君	議会係主査	江 本 真 実 君
--------	-----------	-------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本日は多くの傍聴者の方々にお越しいただきました。ありがとうございます。

2月28日の新聞に、厚生労働省が発表した人口動態統計の速報値が載っていました。2023年に生まれた赤ちゃんの数は、前年より4万1,097人減少し過去最少の75万8,631人だったそうです。そこで気になるのは、昨年の美浜町の出生数です。先日、藪井住民課長に教えていただきました。昨年の暮れ12月28日の時点で、ゼロ歳児は78名だったそうです。一昨年は77名だったので、横ばいのように見えます。しかし、今年に入り1月、2月の2か月間の出生数が4件だったそうで、今年の出生数はどうなるのだろうかと不安でたまりません。

昨日、河和中学校の卒業式に出席しました。109名、3クラスの生徒が卒業されました。6年前の娘の卒業式と比較し随分少なくなったなと実感したところでしたが、15年後、16年後はどうなっていることでしょうか。

結婚することや子供を産むことは、個人の意思が尊重されるべきものです。しかし、安定した雇用環境や十分な収入、また、妊娠出産に関する様々な支援や出産後も育児と仕事の両立ができる環境の整備があつてこそ結婚、その先に子供を持つことを考えられるのではと思います。政府が掲げる異次元の少子化対策の効果に期待したいと思っております。

では、会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大寄暁美君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうち6名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員におかれましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては、一問一答とします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は慎んでいただくようお願いいたします。

最初に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。

チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出してあります一般質問通告書に基づいて質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、質問に先立ちまして、本年元日に発生いたしました能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方や被災された方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、発災後2か月たった今でも行方不明の方の早期発見を願ってやみません。能登半島の輪島へは、昨年の8月29、30日に同僚議員ほか3名と共に訪れたばかりであります。象徴的な映像として、皆さんも御覧になったことがあると思いますが、隣接する7階建てのビルが倒壊して下敷きとなってしまった、これ居酒屋ですけれども、こちらには29日の夜、利用させていただきました。翌日訪れた朝市通りに至るには、駐車場より狭い路地を通ることになり、一たび火災が発生すれば大火になってしまうであろうことは容易に想像がつかしました。

美浜町においても、類似の環境が至るところに現存をしております。私は、昨年の12月議会において、これからの美浜町消防団について、という内容の質問をさせていただきましたが、この地震によって、消防団活動においても新たな課題も見えてきたようでございます。

そこで引き続き、1つ目の質問ですけれども、消防団の活動について質問をさせていただきます。

くしくも本日3月7日は、消防組織法が施行されたのを記念して制定された消防記念日だそうです。そんな日に私が消防団に関する質問をさせていただけることに何かしらの運命を感じます。お答えくださる執行部側も明確で分かりやすい御回答をお願いいたします。

消防団に関する質問でございますが、1つ目、団員自身の命を守る方策についてお尋ねをいたします。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災では、消防署員27名うち行方不明4名及び消防団員が254名うち行方不明が12名、これだけの貴い犠牲が生じてしまいました。消防署員に比べて消防団員の殉職者が10倍ほどに及んでおります。これは津波警報に応じて樋門操作に当たるとともに、最後まで避難誘導を行ったがために、その貴い命を落としてしまったと考えられます。私は以前にもこの質問をさせていただきましたが、その後、本町においても、大地震の際には自動的に閉じる樋門の整備も進みまして、いま一度、二次被害を防ぎ団員自身の命を守る方策について、御説明をいただきたいと思います。

2つ目です。消火活動における水利の確保についてお尋ねをいたします。

今般の輪島市朝市通りの火災では、300棟もの建物が全焼し、焼失面積は5万平方メートルにも及び、死者も10名出てしまいました。発災直後の火災は2棟だけだったそうで、初期消火が功を奏すれば、大火にならずに済んだと思われます。燃え盛る炎を前にすると、冷静な判断をするのが難しくなることもあると思います。私自身もそういう経験がございます。消火栓、防火用水、利用可能な自然水等の位置を、本町の全ての消防団員が正確に把握をしておりますでしょうか。

2つ目の大きな質問に移らせていただきます。

美浜緑苑地区の下水処理事業についてお尋ねをいたします。

美浜緑苑地区の下水は、3丁目、小原池南公園に隣接し、名鉄が管理する集中浄化槽により処理をされておりますが、過日の行政報告会において町長より、下水処理に関する業務を名鉄より美浜町が移管を受ける旨の報告がございました。老朽化した施設を名鉄が取り壊し、名鉄が新たに建設した後に美浜町へ無償譲渡する、こういう内容だったと記憶をしております。この中には、老朽部分を補修した下水管延べ約6キロメートルも含まれて

いると、このように伺いました。

そこで、内容について改めて確認をさせていただきたいと思います。

1つ目です。本町と名鉄とで交わした覚書の内容についてお尋ねをいたします。

行政報告会で説明にあった美浜緑苑地区の下水処理における本町と名鉄とで、当初交わした覚書の内容について、再度分かりやすく説明をしてください。

2つ目です。住民説明会の内容についてお伺いをいたします。

この件について、1月21日に名鉄と町の担当者が美浜緑苑の住民の皆さんに対して説明会を行う、このようにお聞きをいたしましたので、私は美浜町議会議員として傍聴をお願いしたところ、残念ながらお認めいただけませんでした。ゆえに、ここでその内容について、名鉄側の言い分も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目です。戸別浄化槽利用者との公平性の担保についてお尋ねをいたします。

今後、美浜町が担う美浜緑苑地区の下水処理事業における維持管理と他地区の戸別浄化槽利用者とは、それぞれの公平性の担保はどのように考えておるでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。分かりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（大嵯暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

おはようございます。それでは、荒井議員の御質問に明確に分かりやすく答弁したいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、消防団活動についての御質問の1点目、団員自身の命を守る方策はについてでございますが、能登半島地震のような大規模災害が発生し、大津波警報が発令された場合には、消防団員は自動参集により樋門操作等を実施し、操作中であっても津波到達予想時刻の10分前までには退避を開始し、5分前までには退避を完了するよう、大規模災害時における消防団活動指針及び大規模災害時活動マニュアルに定めており、毎年、班長以上の出席する第1回幹部会において内容を説明の上、配付し、全ての団員が自分の命、家族の命を守ることを最優先とした行動を原則とするよう意思統一をしております。

次に、御質問の2点目、消火活動における水利の確保はについてでございますが、毎年、消防団員に春と秋の全国火災予防運動期間中に消防設備の点検等を実施するよう指示しております。

また、消火栓や消防水利の位置を示した学区別防災マップ、今、画面に出ておりますが、こちらを消防団の積載車に配備するほか、団員個人のスマートフォンに最寄りの水利位置が検索できるアプリ、こちらをダウンロードし活用しております。

次に、美浜緑苑地区の下水処理事業についての御質問の1点目、本町と名古屋鉄道株式会社で交わされた覚書の内容はについてでございますが、美浜緑苑団地は、名古屋鉄道株式会社が昭和50年代後半から平成元年頃にかけて大規模開発した地区面積約32ヘクタール、計画戸数600戸余りの優良な住宅地で、下水については、地区全体を1か所の集中浄化槽で処理をしております。

整備された公共事業のうち、下水処理施設となる集中浄化槽をはじめ、駅施設、鉄塔用地及びガス集積場等については、平成元年8月に締結しました美浜緑苑団地開発に伴う団地内の公共施設の取扱いについての覚書により、名古屋鉄道株式会社が永年所有し維持管理を行うこととなっております。

次に、御質問の2点目、住民説明会の内容はと御質問の3点目、戸別浄化槽との公平性の担保はについては関

連がございますので、併せてお答えをいたします。

名古屋鉄道株式会社が管理をする老朽化した美浜緑苑地区の下水処理施設の更新及び自然災害発生時の対応などについて、美浜緑苑区と名古屋鉄道株式会社より、町への移管に関する協議の申出がありました。その後、協議を重ねる中で、名古屋鉄道株式会社より下水処理施設を新たに建て替えた後に町へ移管するという提案がありましたので、町としては、地域住民が長く安全に暮らしていくことを考慮し、移管の受入れについて検討いたしました。住民説明会では、町に移管された場合の新たな料金設定について御説明をいたしました。

他地区の御家庭が浄化槽を維持管理するには、毎年一定の費用がかかり、改修時の費用も個人の負担となります。今回、住民説明会でお示しした設定料金には、通常の維持管理費のほか、更新時の費用も考慮した料金となっており、他地区の御家庭との公平性は保たれていると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○１０番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、消防団の活動のことからお尋ねをいたします。

御答弁では、津波到達予想時刻の10分前までに完了すると、そういうお答えだったわけですが、例えば、今般の能登半島の地震でも意外と早く津波が到達したようではありますが、この津波到達予想時刻の10分前までに、消防団員が現場到達はもう無理だと、行っても着いた時点でもう津波が到達してしまうということが判明した場合には、そもそもこの団員の命、家族の命を守ることを最優先としていることですので、樋門操作はもう行わない、行かない、こういうこともあるのでしょうか。これ、そして徹底をしておりますでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、消防団の初動期における第一優先に、情報収集、水門操作、避難誘導等を示しておりますが、何度も繰り返すようで申し訳ありません、原則として安全第一を念頭に、津波到達予想時刻の10分前には退避を開始し退避完了まで5分以上残すことを、原則を遵守させております。

○１０番（荒井勝彦君）

私は、行かない、もう行かなくてもいいですよと、そういうことを徹底しておりますかとお尋ねをいたしましたので、そこら辺のところを明確にお答えください。

○防災課長（富谷佳成君）

消防団の樋門操作につきましては、県の定める水門、樋門及び陸閘の操作規則に沿って作業をしております。この中で操作に従事する者の安全の確保ということで、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に避難するものとする、これによりまして自身が水門に到着する前に、津波が到達することがあれば、操作することなく避難することが可能だということでやっております。お願いします。

○１０番（荒井勝彦君）

非常に御丁寧に説明をしていただきましたが、行かない、行かなくてもいいですよ、そういうことを確認して徹底していただきたいと思います。

樋門の操作ですが、私がかつて現役の消防団のときには、残念ながら私たちの班は樋門の操作はさせていただけなかったというのが正直なところでございますけれども、やったことはございません。他の班の樋門操

作を見ておりますと、小さなエンジンを樋門の上に上げてそれで巻き上げるのですか、そういう動作をしており
ました。これは巻き上げるときにエンジンを使うのであって、下ろすときには、このエンジンを上に上げてそれ
の動力に頼って樋門を下ろすということはないのでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

現在、手動で操作している水門につきまして、門扉を下ろす作業に当たりエンジンは必要ございません。金物
の操作によりロック外し門扉を落とすことができますので、重いエンジンを持って樋門の上に上がる必要はござ
いせん。

○１０番（荒井勝彦君）

防災課長と先日お話をさせていただいた中に、樋門の操作に当たる消防団の班が、どこどこ班はこの樋門、こ
の樋門と分けてあって、その班の恐らく班長さんでしょう、責任者が決めてあって、ずっと美浜町の樋門操作に
行くスタイルが組んであるような、たしかそんなような名簿のようなものをちらっと見せていただいた記憶がご
ざいます。ということは、非常に時間が迫っている中で、１つの班がたしか２名、複数名でないと操作はできな
いですよと、これは県のマニュアルなのか知りませんが、それを基準にしておるようであります。そうなりま
すと、この樋門を閉じて次の樋門、次の樋門と消防団員は移動しなきゃならん、そういうことが起こってくると
思います。

かねてより私が提唱しておりました機能別消防団員、ＯＢの団員の方が、例えばこの樋門のすぐそばには誰々
さんがお住まいですよと、ＯＢですよ、条件が全てそろそろ可能性があるかどうか分かりませんが、そういう方が
お見えになったら、その人にこの樋門を担当していただけるというようなこともできると思いますが、そういう
ことはお考えになったことはありませんか。これ、例えば防災課長がお答えできないようであれば、町長はどの
ようにお考えでしょうか。そういうことをしたらどうでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

前回12月の質問にもあったとおり、これから考慮していくところを町長答弁していますので、前向きに考えて
いきたいと考えております。

○町長（八谷充則君）

荒井議員の言われるとおりだと思います。ただ、その場合の災害補償の関係等を整理することがございますし、
担当等を決めた場合とかいろいろなことがございますので、今、担当がお答えさせていただいたとおり、前向き
に検討していきたいと考えております。お願いいたします。

○１０番（荒井勝彦君）

前向きに検討をしてみたいです。これよく分かりますよ。そう言っている間に、あした発生するかもしれませ
んので、前向きに早急に検討をしていただきたいと思います。

町内の樋門の総数と、大地震の際に自動的に閉じる水門、樋門、これ私、前回伺ったことがあります、その
後、工事も進んだようですし、これからの工事の計画といいますか、次はここですよ、次はここですよという形
で計画をしていると思いますが、そちらのことが分かれば御紹介いただきたいと思います。

○建設課長（茶谷昇司君）

現在、消防団に樋門の操作をお願いしている総数につきましては、町内で43か所ございます。そのうち、昨年
度までに自動化されている樋門が、東部でいくと布土川の防潮樋門、あと新江川の防潮樋門、あと西でいきます
と山王川の防潮樋門と杉谷川の防潮樋門の４つでした。それから今年度、小野浦の防潮樋門というのが自動化さ
れました。

今後につきましては、大川の防潮樋門、それから富具崎川防潮樋門と整備が進んでいきまして、その後も時志川の防潮樋門に入っていくとなっております。

○10番（荒井勝彦君）

恐らく大きな河川から、県の管理をする二級河川から順次、大きな地震が来た際には自動的に閉まる樋門にしてくださいということで、すぐにこれだけ全部やっていくというのは非常に難しいと思いますが、とにかく消防団の団員の方が現場に行かなくてもいいように、これは順次、早急に進めていただきたいと思います。

それでは、水利のお話ですけれども、先ほどモニターに提示をしていただきました水利のマップですけれども、防災マップ、ハザードマップには、大きな美浜町の地図の中に細かい点で水利、防火水槽等は表示をされておりますが、非常に分かりにくい。このように申し上げましたところ、先ほどモニターに2回目に表示していただきましたけれども、そういうアプリがあると。あれはグーグルマップに位置を落としてある。私も存じ上げませんでした。今回、初めて見せていただきましたところ、クリックすればこの消火栓は何ミリの径でありますよとか、防火用水の貯水量、何立米の貯水量がどこどこさんのお宅のここにありますよと事細かに出ておりますので、このマップ、紙ベースのものではなくてアプリですけれども、いつ頃からあるのでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

令和3年度末から着手しまして、令和4年4月の第1回幹部会において団員に提供し運用を開始しております。

○10番（荒井勝彦君）

私は、これだけ消防団に関心のある議員だと自分が一番思っておりますが、この私も存じ上げませんでした。ということは、これは一般の町民の皆さんには公開されていないのですか。

○防災課長（富谷佳成君）

先ほど御覧いただきましたグーグルのマップですけれども、こちらは知多南部消防組合消防本部には提供させていただいておりますけれども、一般の方には公開しておりません。

○10番（荒井勝彦君）

私も本当に初めて21世紀、こんな便利なツールがあるんだなと。私が現役の頃には、縦が90センチメートル、横が3.6メートルの大きなパネルを作りまして、そこに紙ベースで頂いた地図をべたべたとつなぎ合わせて貼りまして、そこに手書きで消火栓の位置、防火水槽の位置を書き込んだものを詰所の壁に貼った覚えがあります。40年以上前ですけれども。もう21世紀、こういうことができるのだと。

よその市町は、例えばどこどこ市の消防水利マップと検索すると、ぼんと出てきます。どこどこにこういうのがありますというのは出てきますけれども、これを公開しておけば、いろいろな人がうちの周りにはあそこにそううだ、防火用水があったのだな、あそこに消火栓があるのだなと、そういうことが一目瞭然で分かると思いますが、どうですか。反対に、なぜ公開しないのかなと思いますが、ほかの市町ではいっぱいやっておりますが、今後、検討していきますか。

○防災課長（富谷佳成君）

最初に見てもらった町の防災マップについて、町のホームページで公開しており、こちらを御覧いただくことで、どこに消火栓、防火水槽があるかということは把握していただけるかと思います。

グーグルマップにつきましては、負荷がかかると今度、団員さんが使いにくいということも想像されますので、今のところはPDFの防災マップを町のホームページから確認していただくことで対応していただきたいと思います。

○10番（荒井勝彦君）

いま一つ説明がよくのみ込めませんでした、ほかの市町は、例えば、今回、珠洲市が随分被害を受けておりますが、ここにこういうのがありますよと一般の我々でも見ることができるのですけれども、それを先ほど防災課長が何遍も言っているといっていますけれども、防災マップの細かいやつよりも、どこどこさんのうちの角にこういう消火栓がありますよということが一般の人にも分かる。一目瞭然なのです。それを公開したほうがいいんじゃないですかと私は申し上げておるのですけれども、負荷が云々ということは、いま一つのみ込めませんでした、今後、美浜町はやっていかないということでもいいですか。

○防災課長（富谷佳成君）

例えば、町内の方であれば各家庭に防災マップを配布しておりますので、どこに消火栓があるかということは承知されていると思うのですが、来訪者、よそから来られた方がどこに消火栓があるかということを知っていたくために必要であるという御意見を今いただきましたので、これから考えていきたいと思えます。

○10番（荒井勝彦君）

町外の方にどうのこうのじゃなくて、先ほどから何遍も防災課長がおっしゃっておりますけれども、防災マップの細かい点ではなかなか町民の我々も把握しづらいですよ。だから、グーグルのマップは非常に、特に今の若い世代は一目瞭然で、今から入ってくる消防団員になるであろう若い世代も、こんなものがあるんだ、こんなふうにできるんだねということは理解できると思いますが。だからこそ、一般に公開してもいいんじゃないですかと私は申し上げておるつもりですけれども、どうですか。

○総務部長（中村裕之君）

ただいまの御質問でございますが、グーグルマップの公開につきましては、以降、随時公開に向けて検討していきたいと考えております。いろいろ支障のある部分もあるかと思いますので、十分検討していきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

その答えだけでよかったのですが、ぜひ皆さんで共有できる情報として公開していただけると、せっかく作ったものですから皆さんで見たいと思います。

先ほど町長からもお話ありましたが、消防団員が火災予防運動期間中に行う消防設備の点検、これに消火栓、防火用水も含まれているのですよね。我々が若い頃には、地中に埋設してある消火栓の蓋を開けて、安全を確保し消防車を止めて、グリスを塗って実際に出してみたりして、最後に塗りましたという黄色いペンキを塗って点検を終わるといふ、こういう一連の動作を何か所も回ってやった覚えがあります。最近ペンキを塗ってあるような消火栓の蓋を見たことがありませんので、さてどこにあったのだろうなとなりました。今はこういう操作は行っていないのでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

議員御指摘の消火栓や防火水槽の蓋にペンキを塗る等の行為について、その周辺や通行する車両が汚損するおそれがございますので、現在は指示しておりません。なお、それら消火栓や防火水槽については目視で点検するように指示しております。

○10番（荒井勝彦君）

確かに私どもが現役の頃には、ペンキ塗ったところを車が踏んでべたべたと道路に黄色いラインがついてしまったことがあります。昭和の時代だからこそ許されたのかもしれませんが、今の時代ではそれも苦情の対象になるでしょう。確かにそれは理解できます。

水利の件ですけれども、大地震の際に倒壊建物の瓦礫等で、今回の輪島の朝市の大規模な火災でも、もうあつ

でも近寄ることができなかつたと、こういうおそれのある消火栓、防火用水等を、ここはひょっとしたらこんな密集地の、耐震基準を満たしていない建物が密集しているところでは使えないかもしれないというようにリストアップのようなことをしたことはあるのでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

荒井議員御指摘のような観点から消防水利の点検をしているわけではございませんが、先ほど御覧いただいたアプリなどを使って、この消火栓が使えなければ次はどこの消火栓だということに、順次、次をとということで見ていけるように、町長答弁あったとおり、アプリから探すようにすることはできております。

○１０番（荒井勝彦君）

分かりました。確かにアプリがこういうときには有効に利用できるかなと思います。

今回の地震でも、先ほど申し上げましたように、水利の確保が非常に戸惑ったということを伺っております。学校のプールを防火水槽代わりに使用する想定はしていますでしょうか。ちなみに25メートルプールの水量というのは、一般的なもので約600立米あるそうです。先ほどのグーグルの水利マップを一つ一つクリックしていきますと、消火栓であればどれだけの口径ですと、防火水槽に関しては何立米の貯水量ですよということが表示をされております。ちなみに、新しい公園なんかも40立米から50立米と、一番大きな河和天神社の防火水槽、これ210立米あると表示はされておりました。単純に考えますと、25メートルのプールの貯水量というのは非常に大きな意味を持っていると思いますが、残念なことにフェンスで囲まれておりますので、緊急時には侵入ができないと思いますが、こういうことは何か考慮はされておるのでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

荒井議員の御指摘のとおり、学校のプールというのは管理上フェンスで囲われて、また施錠されておりますことから水面に容易に接近することができないこともあり、一般的な消防水利としての想定をすることは不可能かと考えています。

ただし、輪島のような大規模災害時に消火栓や防火水槽が割れて使えないとか、こういった機能しなかった場合に限り、現場判断で使用することはやむを得ないと考えております。

○１０番（荒井勝彦君）

例えば緊急時には、申し訳ないですけれどもフェンスの一部を切って侵入するとか、そういう行為もいざというときには仕方がないのかなと思います。それに関しては、例えば消防車両に1つずつクリッパーのようなものを常備していただければそのときに備えられると思いますので、今後検討していただきたいと思います。

時間が少なくなりましたけれども、緑苑の下水関連について再度お尋ねをいたします。

下水処理施設となる美浜緑苑の集中浄化槽は、名鉄が永年所有し、長年ではありません、永年所有し、名鉄が維持管理を行うと覚書に明記をされているにもかかわらず、今回この内容を翻したことについては、本町はどのような理由で移管の受入れを検討することになったのでしょうか、お答えを願います。

○環境課長（谷川雅啓君）

長きにわたり名古屋鉄道株式会社が管理してきました下水処理施設ですが、老朽化施設の更新及び災害時の対応などを懸念いたしまして、美浜緑苑区と名古屋鉄道株式会社より、移管協議の申出がありました。名古屋鉄道株式会社より、施設を建て替えた後に移管するという御提案をいただきましたので、地域住民が長く安全に暮らしていくことを考慮いたしまして検討してまいりました。

○１０番（荒井勝彦君）

言葉ですけれども、永年と記してあったということを伺いましたので、私はどうかなと思った次第です。

下水料金の改定を考えているようですけれども、具体的に1住戸当たり幾らから幾らになるのでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

月額の使用料ですが、現在、税込みで3,630円でございます。町が管理するということになりますと税込みで4,180円をお願いするものでございます。550円の値上げということになります。このことにつきましては、住民説明会で説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

値上げ、この厳しい時代に致し方ないことなのかもしれません。緑苑の皆さんが御納得していただいたのであれば、私がとやかく言うことではございません。

緑苑の皆さんは、下水利用の補償金というのを最初に積んでいるように伺っておりますが、この管理が名鉄から町に移管した後に、今後、今新しいのに建て替えますがそれがまた数十年先に老朽化してしまったときに、再度建て直しが必要となったときには、その積んでいた補償金も取り崩して、これを工事費に充当するのでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

町で維持管理していくということになりますと、新たに利用補償金につきましては徴収せずに、毎月の使用料の中で、突発的な修繕や次回の改修に必要な費用につきましては積み立てていくことを予定しております。

○10番（荒井勝彦君）

非常に緑苑の皆さんも厳しい財政状況の中、こういうふうな生活に必要なものですので、町できちんと管理をしていただきたいと思います。今後、いつから工事が始まって、完了後、いつから町の管理になるのでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

工事の着工、完了の御質問でございますが、協議している中では令和7年4月の着工を予定しております。令和8年9月の完了予定で、10月1日から町の管理を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

美浜町は公共下水、私のところも戸別の浄化槽ですので公共下水は整備されておきませんので、よく分かりませんので質問させていただきますが、この下水の工事の期間中、緑苑の住民の皆さんはふだんどおり、この下水をいつもと変わらず利用できるのでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

このたびの集中浄化槽の更新につきましては、新たに建て替える工事でございます。既設の污水管に接続する工事でございます。切替え時に一時的に污水管をせき止める必要はありますが、数時間の工事内容でございますので、地域住民が生活する上で支障を来すものではないと名古屋鉄道株式会社より聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

住民の皆さんが困らないように工事をしていただけるということで少し安心をいたしました。

今後、この事業を進めていくに当たり、具体的な手続、これについて御説明をいただけたらと思います。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

下水処理施設の受入れに関しましては、あらかじめ町としても準備が必要でございます。それで、公営企業会計を立ち上げることになりますので、令和6年度にそちらの構築に向けた予算の確保をさせていただき、それから美浜緑苑地区の皆さんには、丁寧にこの手続について説明をさせていただきたいと考えております。よろしく

お願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

分かりました。令和6年度中にやっていただけるということで、予算を確保していただけるということでした。分かりました。本当に緑苑の皆さんのためをお願いいたします。

昨年の12月議会の一般質問を終えるときに、消防団に関する質問は議員としての私のライフワークですと、このように申し上げて質問を閉じさせていただきましたが、まさか、これほど早くまた消防団関連の質問をさせていただく機会が来るとは正直思っておりませんでした。

輪島市で20年にわたり消防団員として活動をされた44歳の男性は、1度目の揺れが収まった後に、消防団員として出勤すべく傾きかけた自宅内に戻り活動服に着替えているときに、2度目の地震に襲われ家屋の下敷きになってお亡くなりになったそうです。消防団の活動服を着た状態で片手には消防ベルトを握り締めていました。地域を守る消防団員としての使命感があればこそその行動でしょうが、今後はこの教訓を生かし、非常に難しいでしょうが、団員自身の命をまず守ることを最優先とする方針を徹底していただきたいと思います。

今般の能登半島地震における甚大なインフラ被害を鑑みれば、下水の維持管理を一企業が行っていては、素早く復旧させることがおろそかになる可能性があるかもしれません。今後も美浜緑苑の住民の皆さんが安心して住み続けていただけるように、美浜町としてできる限りの支援をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席にお戻りください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時ちょうどといたします。

〔午前9時48分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔7番 中須賀敬君 登席〕

○7番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。新風みはま所属の7番 中須賀敬でございます。

今日は3つの大きな質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。では、議長よりお許しをいただきましたので、通告書に基づいて1つずつ質問させていただきます。

まず、1つ目です。美浜町地域応援クーポン券事業について伺います。

美浜町地域応援クーポン券は、昨年10月に、全町民に1人当たり3,000円分のクーポン券を郵送にて配布し、11月1日から買物代金1,000円ごとに500円券が1枚、利用可能となりました。本年2月10日で使用期間が終了となりました。このクーポン券の利用状況などについて伺います。

1つ目、クーポン券の配布状況は。

クーポン券の配布について、対象となった人数及び合計の金額はどれだけになりましたか。

2つ目、クーポン券の利用実績は。

配布されたクーポン券の利用実績はいかがでしたか。

3つ目、前回実施した商品券事業との比較をお願いします。

前回実施したGOGOプレミアム付飲食券事業と比較して、今回のクーポン券事業の効果をどのように捉えていますか。

では、2つ目に移ります。美浜町のファミリーシップ制度への取組は。

昨年の3月議会、同僚議員の一般質問において、パートナーシップ制度の導入を求める提案がありました。最近では、同性に限定せずパートナーの子供なども家族とみなすファミリーシップ制度まで拡充していくなど、内容が多様化しています。そこで、美浜町がこの1年間、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入に向け、どのような検討を進めてきたのかを伺います。

1つ目、この制度の導入の目的をお尋ねします。

県内市町村では、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度をどの程度導入していますか。また、導入する場合、その目的はどのようなものと捉えていますか。

2番目、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の現在の検討状況を教えてください。

昨年の3月において、この制度の円滑な運用には、地域や受入れ側の理解や周知が最優先との答弁がありましたが、導入に向けてその後の検討状況はいかがでしょうか。

では、3つ目の質問に移ります。大規模地震等災害時の美浜町民の安心安全について。

本年1月1日に能登半島で起きた大規模地震、能登半島地震は、同じ半島に暮らす我々美浜町にとっても決して他人事ではありません。そこで、防災対策、被災後の復旧、復興支援などについてお尋ねします。

1つ目です。本町での被災想定について。

能登半島地震と同じ震度7程度の地震が起きた場合、美浜町の被害はどの程度を想定していますか。

2つ目、東西兩岸の道路について。

美浜町にとって絶対欠かせない道路が、東西兩岸を走る国道247号線ですが、この道路が能登半島地震のように、津波や地割れなどにより通行に支障を来した場合、どのような対応を想定していますか。

3つ目、知多半島道路、南知多道路について。

災害により国道247号線が使用不能となった場合、知多半島道路、南知多道路が復旧、復興の生命線になると考えられますが、この両道路の安全は震度7程度の地震に十分に耐えられるように造られていますか。

4つ目です。仮設住宅について。

家屋の倒壊が発生した場合、仮設住宅の建設が想定されますが、その必要数と建設予定場所はどのように計画されていますか。

5つ目です。美浜町周辺の断層について。

能登半島地震では、半島近くの断層が大きく動き隆起したことが被害を大きくしたと考えられますが、美浜町周辺に同じような断層の存在は確認されていますか。

6つ目です。上水道の安全性について。

能登半島地震における水道管の破損は、完全復旧まで非常に多くの時間がかかる見込みですが、本町の水道管耐震改修の計画を改めて教えていただきたいと思います。

以上で、私からの壇上での質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、中須賀敬議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町地域応援クーポン券事業についての御質問の１点目、クーポン券の配布状況はについてでございますが、令和５年１０月１日時点での住民基本台帳に記載された２万９４５人を対象に１人３,０００円のクーポン券、合計６,２８３万５,０００円を配布いたしました。

次に、御質問の２点目、クーポン券の利用実績はについてでございますが、５,９２９万８,０００円分のクーポン券が使用され、９４.４％の利用実績となりました。

次に、御質問の３点目、前回実施した商品券事業との比較はについてでございますが、令和２年度に実施しましたＧＯＧＯプレミアム付飲食券事業をはじめとする今までの商品券事業は、希望者のみが抽選で購入できる事業でございましたが、今回の地域応援クーポン券事業は、町民全員に１人３,０００円分のクーポン券をお配りし、より多くの方に使用していただいた事業となります。物価高騰のときに大変助かったとの声や今まで利用されなかった小売店での新たな使用も増加したとの報告も受けており、町民にも事業者にも喜んでもらえた事業として、非常に効果があったものと考えております。

次に、美浜町ファミリーシップ制度への取組はの御質問の１点目、この制度の導入の目的はについてでございますが、愛知県内で導入している市町村は、令和６年３月１日現在で、パートナーシップ制度は１３市町、ファミリーシップ制度は１５市町の２８市町で導入がされております。

この制度の目的といたしましては、性的少数者の方々の生きづらさや困難を少しでも解消でき、人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観を認め合える社会を実現することであり、本町においても必要な制度であると考えております。

次に、御質問の２点目、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の現在の検討状況はについてでございますが、性の多様性について正しく理解し、基礎的な知識を学ぶ機会として、昨年の９月に愛知淑徳大学の若松孝司教授を講師に「一から学ぶＬＧＢＴＱ＋～性の多様性を理解する～」と題した啓発セミナーを実施いたしました。

同時に、本町でも独自の制度制定を検討いたしましたが、利用者の利便性等を考慮した上で、愛知県が４月から実施を予定している愛知県ファミリーシップ宣誓制度が開始された後、本町の行政サービスも速やかに導入する計画でございます。今後も必要に応じて、本町独自で利用可能な行政サービスを追加できればと考えております。

次に、大規模地震等発生時の美浜町民の安心安全についての御質問の１点目、本町の被害想定についてでございますが、愛知県防災会議地震部会の過去地震最大モデルによる想定によれば、南海トラフ地震が冬の深夜に発生した場合の人的被害につきまして、建物倒壊等による死者が約３００人、浸水・津波による死者が約８０人、その他の理由によるものも含め計４００人が地震により亡くなられると見込まれております。また、物的被害につきましては、揺れによる全壊が約９００棟、津波・浸水による全壊が約３０棟など、合計約１,２００棟の建物被害が見込まれております。

次に、御質問の２点目、東西海岸の道路についてでございますが、国道２４７号線に被害があり通行に支障が生じた場合は、応急復旧工事を優先的に実施していただくよう要請すると同時に、国道以外に通行可能な町道、県道を使用し、救援物資等搬送経路の確保に努めてまいります。

次に、御質問の３点目、知多半島道路、南知多道路についてでございますが、愛知県道路公社に照会し、両道

路における構造物は国が定めた技術基準に基づき耐震補強あるいは建設されており、震度7程度の地震に耐えられることを確認しております。

次に、御質問の4点目、仮設住宅についてでございますが、応急仮設住宅建設用地として、総合公園、旧布土小学校、現在整備中の運動公園などを計画しております。

次に、御質問の5点目、美浜町周辺の断層についてでございますが、愛知県の発行する活断層アトラスに活断層に関する資料が掲載されており、別曽池撓曲（べっそいけとうきょく）や古布断層のほか、海中にも伊勢湾断層及び内海断層など多くの活断層があることを確認しております。

次に、御質問の6点目、上水道の安全性についてでございますが、現在、施工中の河和配水池から知多厚生病院までの区間及び河和配水池から奥田地区を經由して野間小学校までの重要給水施設配水管布設替工事を優先しつつ、200ミリ未満の配水支管につきましても優先順位をつけ施工しております。今後も計画的に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

再質問はありますか。

○7番（中須賀 敬君）

では、美浜町地域応援クーポン券事業についてから、再質問を順次させていただきます。

利用実績から見ますと、たくさんの住民の方にお使いいただいたことが分かりますが、前回と今回の町内での消費額をそれぞれ教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

町内での消費額は前回の飲食券事業が約6,600万円、今回のクーポン券事業は約1億1,860万円でございます。

○7番（中須賀 敬君）

94.4%という高い利用実績ですが、使用していただくために努力した何かPR等、実施されたことを教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

まず、ホームページの掲載によるPRに加えまして、美浜町のメールサービス、これによりますお知らせを3回実施しました。あと、使用期限前の2月8日には同報無線、これによりますクーポン券使用の呼びかけをしております。

○7番（中須賀 敬君）

確かに94.4%という利用実績ですが、もっといろいろなPRとか広報を考えて、94.4%の利用実績を次回以降行えるときにはさらに増加させていただきたいと思います。

では、今回初めて全世帯にクーポン券が配布されたわけですが、何かトラブルとかありましたでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

特に大きなトラブルもなく、また11月、約3か月という短い期間ではございましたが、たくさんの方に使用していただきまして、先ほど町長からも答弁があったように、非常に効果の大きかった事業であったと感じております。

○7番（中須賀 敬君）

美浜町では、こういった商品券の事業等を行うと、事業後に事業者等からアンケートを毎回実施してきたと記

憶しておりますが、今回どのような意見があったか、具体的に教えていただけますでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

今回参加された各店舗にアンケート調査をお願いしたところ、売上げの変化について約38%の店舗が増加したということで御回答いただいております。

その中で幾つかの意見を報告させていただきます。まず、新規のお客様が増えたのでありがたかった。費用対効果を考慮された金額設定で、消費者からの不満がなかった。あと使用方法につきまして、500円で1,000円分ということででしたので、理解されていないお客様がいたということで理解をしてもらうのにちょっと時間がかかったなどの御意見をいただいております。

○7番（中須賀 敬君）

かなりの経済効果があった事業ですので、ぜひ今後もこのようなクーポン券事業の展開を期待します。今後、クーポン券事業を続けていけば、もっと利用率が上がり住民に喜ばれることと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。

質問の2項目めのファミリーシップ制度について再質問させていただきます。

パートナーシップ制度とファミリーシップ制度について、具体的に分かりやすく説明していただきたいと思います。

○企画課長（戸田典博君）

パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度について御説明をさせていただきます。

まず、パートナーシップ制度でございますが、現在、同性同士の婚姻につきまして、法的には日本では認められておりません。これを自治体が独自に、性的マイノリティーの人たちに対しまして結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度がパートナーシップ制度でございます。

次に、ファミリーシップ制度でございますが、様々な事情によりまして婚姻制度を利用できないカップル及び生計を同一にする子供等の家族について、お互いに協力しながら継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることに對しまして自治体が証明書を発行する制度になりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（中須賀 敬君）

では、この制度を利用できるその要件は、どのようなことがありますか。

○企画課長（戸田典博君）

先ほどの制度の要件につきましては、現在、まず年齢制限といたしまして、このパートナー同士の双方が成年、満18歳以上であること。また、双方またどちらかが愛知県内に住所を有しているか、また転入予定であるということ。さらに、双方とも配偶者がいないこと。また、お互いほかの方とそういうパートナーシップ及びそれに類する関係ではないということ。最後に、お互いに近親者ではないということを要件として、現在、県では考えております。

○7番（中須賀 敬君）

では、愛知県ファミリーシップ宣誓制度による受理証明書で、美浜町のどのような行政サービスが受けられると考えられますか。

○企画課長（戸田典博君）

現在こちらの制度で、本町で受けられるサービスといたしましては、3つのサービスを検討しております。まず、1つ目といたしまして、町営住宅への入居申込みを可能にすること。次に、2つ目といたしまして、納税証

明書等の交付を可能にするということ。最後、3つ目といたしまして、希望があった場合、住民票の記載の事項を同居人から縁故者への表記を変えるということ。こちら、場合によってはシステムの改修が必要になりますので、そちらが完了し次第、利用可能にしていく予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○7番（中須賀 敬君）

なぜ、美浜町独自の宣誓制度を制定しない方向に考えているのかを教えてください。

○企画課長（戸田典博君）

先ほど町長答弁でもありました、本町といたしましては愛知県の制度を利用しながらということですが、こちらの理由といたしまして、現在、愛知県内でもこのファミリーシップまたパートナーシップ制度につきましては、導入する自治体はかなり増えてきているという状況を確認しております。ただその一方で、地元の役場では申請がしにくいとか、愛知県内に引っ越しをする場合に、導入自治体同士で仮に連携を結んでいる場合においても、自治体間の宣誓に関する要件が異なる、また、申請ができないというようなことがありまして、そちらの方の不便や混乱を招くことがあると考えております。

こうした中、愛知県のファミリーシップ宣誓制度は、愛知県の単位でパートナーや子供との関係性を示すものとなります。この宣誓制度で、県内自治体の各行政サービスが活用できる自治体が増えることで、先ほど言った引っ越し等で必要になる継続の申請とか、自治体間での異なる制度が使えなくなることがなくなりまして、この制度本来の目的であります当たり前のことが当たり前に使用できる、そして、人権が尊重されまして一人一人の個性、多様な価値観、生き方を認め合える社会の実現が達成できると考えておりますので、そのため本町といたしましては、独自の宣誓制度を制定せずに、この愛知県のファミリーシップ宣誓制度による受領証明書により、本来、本庁で行われます行政サービスを活用できることといたしました。

○7番（中須賀 敬君）

いろいろな立場とか考え方の方が見えると思いますので、ぜひ暮らしやすい美浜町であってほしいと思いますので、努力を続けていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、続きまして、大規模地震等が発生したときの美浜町の皆さんの安心安全についての再質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど町長答弁で、人的被害の見込みが400人とのことですが、その被害を少しでも少なくするための施策、救助体制はどうなっていますでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

400人の人的被害を少なくするため、建物の無料耐震診断を実施しており、その診断結果に基づきまして耐震改修費の補助を行っているほか、家具転倒防止工事に係る補助やブロック塀の取壊しに係る補助を行っております。

また、救助体制につきましては、消防署や消防団による公助には限界があり、まずは自分自身が被災しないための自助、そして、御近所同士が声を掛け合う共助が大切だと考えております。

○7番（中須賀 敬君）

では、要支援者は現在、何人と把握していますでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、また難病患者の方など要配慮者が2,203人いらっしゃり、そのうち避難行動要支援者として申出のあった方が871名ございます。

○7番（中須賀 敬君）

それでは、その要支援者の方々にどのように対処していく計画ですか。

○防災課長（富谷佳成君）

避難をする際の支援が必要だと申出のあった方を対象に、避難行動要支援者個別避難計画を定め、要支援者の自宅から避難所までの経路、また近くに浸水エリア等ハザードがあればその範囲、さらには、通院などで不在となる時間、またふだんいらっしゃるお部屋などが示されており、要支援者が避難する際に必要な情報を関係者間で共有しております。

○7番（中須賀 敬君）

なかなか難しいことだと思いますけれども、やっぱり要支援者という方々は、何かあったときに助けていただきたい、力を貸していただきたいと望んでいる方々だと思いますので、できる範囲でぜひ力を合わせて支援していただきたいと思います。

では、美浜町では、孤立集落が発生する可能性がありますでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

孤立集落が発生する可能性ということでございますが、地形的に小野浦地区は、本町の大動脈である国道247号線が不通となった場合、孤立集落となり得ると考えております。

○7番（中須賀 敬君）

確かに小野浦の場合は、247号線、もちろん山に歩いて通る道は何かありますけれども、確かに何か大きな災害があったときには非常に苦しい立場に置かれると思いますので、ぜひそうなった場合、小野浦地区に限られませんが、町内でそういう孤立した集落が発生した場合、全力で早く復旧してあげて支援していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、第一次緊急輸送道路である知多半島道路、南知多道路は、震度7程度の地震に耐えられるとの先ほどの答弁でしたが、具体的にお尋ねします。橋梁は大丈夫でしょうか。また、のり面も大丈夫でしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

先ほど町長答弁にもございましたとおり、愛知県道路公社からの回答におきまして、橋梁については、震度7程度の地震に耐えられるとの確認をしておりますが、のり面等についてはそのような基準がなく、地震による崖崩れ等が発生した場合には、国土交通省の進めるくしの歯作戦に基づき、他の道路により優先し通行できるようになると確認しております。

なお、このくしの歯作戦ではございますが、知多半島道路、南知多道路をくしの軸に見立てまして、まずはこの軸の真ん中を通す道路啓開を行うと、そこからインターから降りる道をくしの歯、そしてそこから先を支援していくということで、順番を決めて道路啓開に当たっていくということを定められているということです。

○7番（中須賀 敬君）

知多半島道路ではないですけれども、美浜町内を走って南知多へ抜けている広域農道では、見ていると分かるように本当にのり面が崩れてきて大きな黒い袋で取りあえず留めてある。通行できなくなるほどののり面の崩壊は、幸い見かけたことはありませんが、知多半島道路、南知多道路においても同じような場所はあると思いますので、そういうことがあった場合に、県・国に大きな声で支援を求めて進めていただきたいと思います。

では、次に移ります。

知多半島道路、南知多道路とは別に、247号線のバイパスとしての機能のある都市計画道路、通称の知多東部線、知多西部線の整備計画の進捗状況を教えてください。

○建設課長（茶谷昇司君）

都市計画道路、知多東部線、知多西部線の整備計画の進捗状況はということですが、まず知多西部線ですが、こちらは国道247号線常滑美浜バイパスとして平成16年度に事業化されまして、全体延長約3キロのうち常滑市内の現道の拡幅区間1キロメートルにつきましては、現在、供用を開始しております。今は、常滑市の坂井から名鉄の名鉄知多新線の下をくぐって本町の県道小鈴谷河和線までの約2キロの区間の工事を施工中でございます。こちらにつきましては、令和8年春の完成を目指していると、県から聞いております。よろしくお願いします。

続きまして、知多東部線でございますが、令和6年2月、先月ですが、愛知県と武豊町、美浜町、南知多町によりまして知多東部線連絡調整会議というものを発足いたしました。今後も毎年、会議を開催し、課題など情報共有をしていく予定でございます。

○7番（中須賀 敬君）

では、その知多東部線連絡調整会議という名の会議の目的も教えてください。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちら知多東部線連絡調整会議の目的としましては、知多東部線について関係する行政機関の協力の下、武豊町富貴寺西交差点以南の未整備箇所における問題を解消し、効果的な整備に寄与することを目的としております。

○7番（中須賀 敬君）

先ほど質問したように、国道247号線に何かあった場合には、そのバイパスとしてのこの知多西部線、東部線の機能が進むことは、非常に美浜町にとっても大切なことだと思いますので、もちろん県がやることです。美浜町がやることじゃないですけども、声を大きくして今後も要望していってください。

では、その知多西部線が県道小鈴谷河和線との交差部までは、令和8年の春完成を目指しているということですが、それより以南、美浜町としては陸上競技場までだけじゃないですけども、早く通してほしいという話が以前からあったと思いますが、そこから先の計画はいかがになっておりますでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

知多西部線と県道小鈴谷河和線との交差部以南の計画でございますが、今後の状況もまだ見込みができませんので、まだ先については未定となっております。

○7番（中須賀 敬君）

まだ未定というのは残念な話ではありますが、先ほどの話と同じです。少しでも早く通していただけるように、県に強い要望を出し続けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、先ほど仮設住宅に対する回答がありましたが、仮設住宅は美浜町内では何棟ぐらい計画されているのか、教えてください。

○防災課長（富谷佳成君）

美浜町の地域防災計画の附属資料におきまして、応急仮設住宅建設予定地のリストが挙げられており、これに総合公園周辺で約430戸、それから現在整備中の運動公園周辺で120戸及びその他予定地を合わせて計712戸が建設可能として計画しております。

○7番（中須賀 敬君）

全部で、建設可能戸数としての計画ですが、712戸ということですが、ただ、これは712で十分なときもありますでしょうし、被害の度合いによっては、それでも不足するという場合があると思います。その場合にはまた、今回の能登半島地震でもそうですけれども、テレビで見ていると報道された中では学校だとか、中には本当に海に近いところで、こんなところに仮設住宅を造って大丈夫かなと思うようなところもありましたが、もし数的に712以上必要なときはまた、大変ですけども、可能なように対処していただきたいと思います。

では、断層について、次に伺います。

別曽池撓曲、古布断層、海中の伊勢湾断層、内海断層など多くの断層があるとのことですが、その断層の安全性というのはいかなのでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

こういった活断層があるということで示されてございますけれども、この活断層自体、研究があまり進んでおらず、活動周期が1000年、1万年単位であるとされていることから解明できていないことも非常に多く、安全であるとか危険であるとかの判断が難しいと考えております。

○7番（中須賀 敬君）

確かに解明されていないと言ってしまえば、別に正直な話、美浜町のどなたがとか、そのことを一生懸命、今から研究してどこまで分かるのかという問題もありますが、できるだけアンテナを高くしてこういう断層の活動とかいろいろところで研究されている学者の方も見えると思いますので、分かり得る情報はできることなら早めに手に入れて、今後の活動に生かしていただきたいと思います。

では次に、重要給水施設配水管布設替工事について伺います。

具体的に何年、いつまでにできる予定ですか。

○水道課長（竹内健治君）

重要給水施設配水管布設替工事ですが、今現在で計画としては、令和15年度までには完了する予定をしております。

○7番（中須賀 敬君）

令和15年度、まだまだ10年ぐらい先までかかるということの理解でいいわけですね。なかなか1年でやっても500メートルとか何メートルということでしょうから、今日明日でやれることではないと思いますが、重要な給水施設なわけですから、できることなら少しでも早く工事が進んでいただくことを望みます。

では、まだその重要給水施設配水管は、令和15年度に完了を予定しておりますが、その先の個々の水道管に被害があった場合、住民への水の配水はどのような計画になっていますでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

給水ですけれども、重要給水施設配水管布設替工事が完了すれば、河和配水池から役場、野間小学校までは水を確保することができると考えておりますので、そちらを拠点に給水活動を実施していく計画をしております。

○7番（中須賀 敬君）

分かりました。

よく報道で見ると、今回の場合で言えば役場とか野間小学校までの水が確保できたとしたら、住民の方には御面倒ですけれども、要は配水管に何かあった場合は、そこまで取りに来てくださいというような形になるんだと思いますが、ほぼ無限大に近いぐらいの工事費用がかかる全体を完了しようと思うと難しいと思いますので、こういう万が一のときにも速やかな住民への対応ができるように、ふだんから心構え、準備をして進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。これもちまして、私からの一般質問を終えさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席にお戻りください。

〔7番 中須賀敬君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時55分といたします。

〔午前10時43分 休憩〕

〔午前10時55分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 野田謙弥議員の質問を許可します。野田謙弥議員、質問してください。

〔6番 野田謙弥君 登席〕

○6番（野田謙弥君）

皆さん、こんにちは。新風みはま、6番 野田謙弥です。

初めに、能登半島地震について、半島の規模の大小に違いがあるというものの、発生場所が半島先端であったことから明日は我が身として捉え、対策の重要性を痛感しています。道路が寸断して断水、停電などのライフラインの崩壊、内海にある湾への津波の進入、高齢者が住む古い住居が点在している集落の孤立化、知多半島南部に位置する我が美浜町が、一たび大地震に見舞われたら被るであろう災害を想起させる大惨事でありました。また、被災地では学校施設の被害が多発し、災害発生から2か月がたった今なお、通常の学校生活を送ることが困難な学校や子供たちが数多く存在しています。美浜町として、被災地や被災者に対してどういった復興支援が適切であるのか、息の長い支援を実行していただきたいと切に願っている次第であります。

それでは、あらかじめ提出しました通告書に基づいて、小中一貫校整備事業について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年11月26日と12月1日の住民説明会で、小中一貫校の建設場所、建設費用などの説明がありました。建設場所は、日本福祉大学の敷地内にする方針が出されました。そして、令和8、9年度に新校舎の建設、令和10年度に小中一貫校開校予定と伺いました。校舎の建設に当たっては、大学の敷地内に建てる利点を最大限生かし、子供の成長にとって絶対必要なものは何かをしっかりと把握して設計していただきたいと思います。

さて、校舎がどんなに立派にできても、問題は教育の中身です。小中一貫校整備事業は、町の将来を担う子供たちを育てる非常に重要な公共事業である状況を踏まえ、次のとおり質問します。

1点目は、昨年10月24日の第1回から今年1月24日の第4回まで実施された学校再編ワークショップの内容と成果について御説明願います。

私は、この4回のワークショップ全てにオブザーバーとして参加させていただきました。参加者の熱心な話し方や発表の様子を拝見させていただき、参加者の小中一貫校に対する思いや要望がひしひしと伝わってきました。この熱い思いを多くの町民が共有し、新しい学校づくりに反映させなければならないと強く思っています。

質問の2点目は、小中一貫校開校における児童生徒の安心・安全な登下校をどのように図っていくのか御説明ください。

新校舎の建設予定地が西部の奥田地区ということで、児童の大半はスクールバスを利用しての登下校になると思います。スクールバス運用の面から御説明ください。

私は、昨年1年間、河和台地区において、河和南部地区から河和小学校へのスクールバスの運行をスクールガードとして見守ってきました。運転手をはじめ、多くの地域の大人の手で児童の安心・安全な登下校が守られてきました。そんな中、多くの児童の元気な姿を見ることができましたが、幾らスクールバスといえども、小学校低学年を毎日30分以上バスに乗せて登下校させる場合は問題が多いと思います。

質問の3点目は、小中一貫校は、地域と学校の間をどのように図っていくのか、具体的な方策を御説明願います。

ます。

小中一貫校になると、地域から学校がなくなってしまうと不安になられている方がたくさんいらっしゃいます。そうお考えになるのも当然だと思います。今ある小学校、中学校が発展して町に一つの母校が誕生すると、なかなか考えにくいものです。学校と地域との連携は、学校にとっても地域にとっても大変重要だと考えます。

質問の4点目は、日本福祉大学と連携する強みは何でしょうか。実例を挙げて御説明ください。

全国的にも小中一貫校へシフトする自治体が増えていますが、私立大学の敷地内に小中一貫校を設置する試みは全国初です。クリアしなければいけないハードルも高いかもしれませんが、その分インパクトもあり、全国的にアピールすることができます。

質問の5点目は、小中一貫校の特色として、美浜のよさや強みを生かした教育を推進していくようですが、具体的な事例を挙げて御説明ください。

美浜の特色が小中一貫校のカリキュラムに生かされていくべきだと考えますので、そのような取組がありましたら御紹介ください。

以上で、通告書に基づく質問を終わります。

○議長（大嵯暁美君）

答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（夏目 勉君）

はじめに、小中一貫校整備事業についての御質問の1点目、学校再編ワークショップについてでございますが、学校づくりワークショップは、学校再編について、保護者や地域住民とともに考え、将来の学校教育や地域づくりについて意見交換を行いながら、今後の課題と基本的な学校づくりのコンセプトを共通認識し、美浜町小中一貫校整備基本構想の策定に反映させ、よりよい学校をつくっていくことを目的として、昨年10月から毎月1回、毎回テーマを変えて1月まで計4回開催いたしました。地域代表の区長、小学校や保育所の保護者、学校の先生、一般公募の住民の皆様など、4日間で延べ159名の住民の皆様に参加いただきました。

成果としましては、参加者の皆様と真剣に学校づくり、これからの教育について深く考える機会となったこと、町の考えや目的や課題などが共有できたことなどが挙げられます。今回開催いたしました学校づくりワークショップでの議論や意見などは、昨年度実施いたしました「夢づくりワークショップ」での意見と併せて、現在策定中の「美浜町小中一貫校整備基本構想」に反映させてまいります。

次に、御質問の2点目、小中一貫校における児童生徒の登下校についてでございますが、児童生徒の安全・安心な登下校は、重要な課題であると認識しております。安全に通学できる方法を、徒歩、自転車、スクールバス、鉄道などあらゆる交通手段の中で検討してまいります。

スクールバスの運用につきましても、バスの大きさ、道路事情、運行経路など検討すべきことが多くあります。行政だけでなく、保護者や学校などの意見を伺いながら検討部会を設置し、今後検討していきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、小中一貫校と地域との関係はについてでございますが、学校教育は地域との連携なしでは成り立ちません。地域の皆様のお力をお借りする、また、地域の教育力を生かす仕組みである「地域学校協働本部」を設置したいと考えております。地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、地域学校協働活動を推進する体制として、地域と学校をコーディネートし、多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動を継続的に行っていくものであり、地域全体で子供たちの学びと成長を支える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の４点目、大学との連携はについてと、御質問の５点目、美浜のよさを生かした小中一貫校の教育については、関連がございますので併せてお答えいたします。

日本福祉大学は、本町において重要な地域資源の一つであると考えております。これまでも、まちづくり、福祉、スポーツなど多分野において、日本福祉大学との連携を推進しておりますが、現在、学校教育の分野においても連携した教育活動を行っております。

具体的な活動としましては、教職インターンシップ、スポーツフィールドワーク、特別支援学級の巡回相談、就学前幼児を対象とした学びの場講演会、中学校部活動での学生ボランティアなどで小中学校の連携を進めております。また、最近では、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたパラスポーツ教育の取組や、奥田小学校をモデル校にし、放課後の子供たちの居場所づくりの場として「美浜版トワイライトスクール」も行っております。

また、本町の恵まれた自然・文化などの地域資源や、地域の皆様の経験や知識などによる地域人材を活用し、「ふるさと美浜」のよさを知り、「ふるさと美浜」に誇りと愛着を持つ児童生徒を育てる「ふるさと学習」を推進していきたいと考えており、小学校１年生から中学校３年生が同じ空間で学校生活を送る施設一体型の小中一貫校のよさを生かす９年間の系統的な教育課程を推進してまいります。

今後におきましても、日本福祉大学とは、子供たちを共に地域で育てていくパートナーとして、特色ある美浜の教育活動の推進のため、これからも連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○６番（野田謙弥君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず１点目は、学校再編ワークショップの成果と課題について御説明いただきましたが、１回目から４回目までの各回のテーマは何でしたか。また、その内容を簡単に御説明ください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校づくり、ワークショップでございます。

昨年の１０月から今年の１月まで、４回開催をさせていただきました。毎回違うテーマで開催しておりますので、その各テーマについて御案内をさせていただきます。

１回目、１０月２４日に開催でございました。「子供たちの交流」ということをテーマに、小学校と中学校の交流、それから障害を持っておられる子供と健常の子供が交流についてなど、美浜町の全ての児童生徒が新しい学校で地域や年齢、個性を超えて交流しながら学び、遊ぶ、そんな場面について話し合うことができました。

２回目については、１１月２７日に開催しております。「地域と学校の連携」をテーマに、地域全体で子供の成長を見守る仕組みづくりについて、学校内に住民の方が自由に利用できるような活動拠点、学校と地域をつなぐコーディネーターの必要性などを話し合いました。

第３回目は、１２月の２１日の開催でございました。「特色ある教育として大学と小中学校の連携」をテーマに、日本福祉大学の敷地内に建設予定の小中一貫校の立地特性を生かしまして、大学や附属高校との連携について話し合うことができました。

最後、第４回目は、１月２４日の開催でございました。最終、ワークショップの締めくくりとしまして、これまで話し合いから出た意見をまとめまして、現在、策定中の美浜町小中一貫校整備基本構想に向けまして、基本構想の骨子であります小中一貫校の基本的な考え方、この原案について参加者の皆さんと意見交換をすることができ

ました。

○6番（野田謙弥君）

それでは、1回目のワークショップで話し合われた小中の交流について、どんな意見が出ましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

小学生と中学生との交流でどんな意見が出たかということでございました。

具体的に申し上げますと、上級生が下級生に学習を教えるということを通して理解の深まりにつながるのではないかという意見、あと小中学生合同で地域の行事に参加することで郷土の活動の活性化につながるのではないかという意見、あと部活動を行う中学生の姿を見ることで小学生の視野が広がるのではないかという意見、最後に、上級生に対する下級生の憧れ、こんなことが抱けるようになるのではないかという意見が出ておりました。

○6番（野田謙弥君）

また、1回目のワークショップで、障害のある子と健常な子の交流について、どんな意見が出ましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それにつきましては、複数の意見が出ております。個性として認めていくことが大切だ、パラリンピックスポーツを通じた交流ができるのではないかと、あと、支援をする側、される側という二分されない学校であってほしいといった様々な意見が出ておりました。

○6番（野田謙弥君）

小中交流連携について、私自身、河和中学校の教員時代に忘れない出来事があります。大変やんちゃな中学1年生に出会いました。あるとき、その生徒が校内で暴れ出し、窓ガラスを割ったり、同級生を殴ったり、先生にも殴りかかり、手に負えない状態になりました。どうしようかと考えた末に、その生徒の明るく頑張っていた姿をよく知る小学校低学年時代の担任の先生に連絡をして、中学校まで来てもらいました。早速その先生が暴れている生徒に声をかけました。「H君、どうしたんだい。どうしたの、H君らしくない。ねえ、落ち着いて。よっぽどつらいことがあったんだね。落ち着いたら、思っていることを話してみて」すると、その生徒が暴れるのをやめて、おいおいと泣き出したのです。

子供にとっても、教師にとっても、小中連携の重要性を感じた原風景です。小中一貫校になったら、教科担任制や英語教育といったカリキュラム上の有利さだけでなく、学校行事の中で年下の者を思いやる心や上級生を敬う心を学ぶ、よい機会をつくることができるんじゃないかなと思います。

例えば、現在の小学校5年生と中学校1年生に当たる小中一貫校5年生と7年生で、合同の異学年交流キャンプを企画してはどうでしょう。

次に、4回目のワークショップで基本構想の骨子の一部がテーマになりましたが、基本構想の全体像について御説明いただけますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

現在策定中の小中一貫校整備基本構想でございます。こちらの全体像ということでございました。

大きく3点ございます。

1点目は、まず、計画の背景でございます。基本構想の目的とその方法、本町の学校施設の課題などについてでございます。

2点目、新しい学校の理念でございます。学校再編の経緯、それからその考え方、特色ある美浜の教育の推進についてでございます。

3点目が、今回のワークショップで参加者の皆さんに議論していただいた小中一貫校の基本的な考え方の部分

でございます。

私たちは、町内の歴史ある複数の小中学校を統合して、新たな小中一貫校をつくり上げたいと考えております。新しい学校は、美浜町の子供たちが学ぶ唯一の公立学校であり、将来にわたり長く使い続ける公共施設となります。今後、どのような社会になるのか不透明な中で、現在、想定される様々な変化、これらを踏まえまして、与えられました条件を生かしながら、知恵を出し合って、夢のある学校、ふるさと美浜の学校、未来をつくるみんなの学校というのを目指してまいりたいと考えております。

○6番（野田謙弥君）

児童生徒の数は加速度的に減少しています。学校施設の維持管理も厳しくなっています。美浜町が誕生してもうすぐ70年、今は西だ、東だと言っている場合ではなく、オール美浜で少子高齢化の波に立ち向かっていかなくてはなりません。そのためにも小中一貫校が、おらが町の学校、唯一無二の小中学校にならなくてはいけないと考えます。ふるさと美浜、未来をつくるみんなの学校、これが小中一貫校の基本的な考え方、学校づくりのコンセプトです。

町民一人一人が主体となって地域の絆を深め、子供たちの笑顔あふれる住みやすく元気な町をつくっていく。小中一貫校でなくても、その目的は達成できるかもしれませんが、現状、最も経済的で最も達成可能な手段の一つなのです。このまま漫然と時が過ぎ、10年後、20年後全く子供のいない地域、学校を想像すると、末恐ろしくなります。小中一貫校整備事業は、衰退していく地域社会のピンチをチャンスに変える起爆剤です。これは知多半島の小さな町の大きな挑戦なのです。町執行部の方々、ぜひそのことを踏まえて、総力を挙げて知恵を出し合い、町民の声を聞き、ぶれずに取り組んでいってほしいと思います。

続いて、2点目の児童生徒の安心・安全な登下校についてですが、スクールバスの運用については、検討部会を設置すると伺いました。バスの大きさ、道路事情、運行経路以外にも検討すべき課題は多岐にわたっています。どんな課題があるか把握していますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

児童生徒の安全・安心な登下校は最も関心のある課題の一つだと、私たちも認識をしております。

河和南部小学校と河和小学校が統合したときも、河和南部地区の保護者の皆さん、住民の方からのやはり一番の関心事は安全な登下校ということでございました。現在も、2台のスクールバスで安全に6か所のスクールバス乗り場から毎日登下校していただいておりますが、バスの運用、また、安全な登下校につきましては、先ほど教育部長からありましたように、行政だけでなく、保護者、それから学校の意見も踏まえまして、現在は、民間のバス会社、こちらのほうもヒアリング、情報収集を行っております。今後、しっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（野田謙弥君）

バス停の位置、それからバスの待機場所、バスの発着時間と教育課程のすり合わせ、運転手の確保など、クリアしなければならない課題が山積みです。その中でも、周辺道路の整備も重要な課題です。

今の現状では、東地区の児童生徒を自転車で登下校させるのは大変危険だと思います。何よりも優先すべきは児童生徒の命です。小中一貫校になっても、児童生徒の安心・安全な登下校は、絶対必要条件だと考えます。スクールバスの運用については、開校までに十分時間がありますので、しっかりと準備をお願いしたいと思います。

3点目にいきます。

3点目の地域と小中一貫校との関係をどう図っていくかですが、答弁にありました地域学校協働本部について詳しく御説明ください。

○教育長（伊藤 守君）

地域学校協働本部についてお答えをいたします。

分かりやすく言いますと、学校協力隊です。地域の皆さんに様々な教育活動を助けていただいたり、子供たちに関わっていただいたりするための組織でございます。

例えば、読み聞かせ、樹木の剪定などの環境整備、登下校の見守り、田植や調理などの体験活動の支援など、地域の皆さんに支援できることを登録していただきます。教員だけでは十分な指導支援ができないことを、地域の皆さんの力をお借りすることで子供たちにとってよりよい教育環境になりますし、地域の皆さんと子供たちが触れ合う機会にもなっていきます。この組織が機能するためには、地域の皆さんにどのような支援がしてほしいのか学校の要望を聞いたり、どのような支援ができるのか地域の皆さんから提案をしていただいたりして、地域の皆さんの力をお借りすることをコーディネートする人が必要だと考えています。この人が常駐できる部屋、場所が小中一貫校の中にできるといいと考えています。そうなれば地域住民が集う部屋、場所にもなっていくと思っています。

○6番（野田謙弥君）

私が、学校現場に籍を置いていたとき、地域の教育力なくして学校運営は成り立ちませんでした。先ほど、教育長からお話ありましたように、読み聞かせ、家庭科の実習、英会話、総合的な学習の講師、伝統芸能の継承、合唱指導、校舎内外の除草、樹木の剪定、登下校の見守り、クラブや部活動の指導など、数え上げると枚挙にいとまがありません。様々な形で授業や行事へのボランティア、地域講師のお力添えが地域に根差した学校運営には必要です。

小中一貫校になれば、より地域で学校を盛り上げる、地域が学校の応援団になるという意識を町民一人一人に持っていただく必要があります。美浜町の子供たちを美浜町の町民で育てる、美浜町の子供たちとともに学ぶことによって、美浜町の町民が育っていく、そのためにも小中一貫校の校舎の中に、学校側の要望と地域の人材や施設をつなぐコーディネーターが常駐する地域学校協働本部を設置するようお願いいたします。

次に、4点目の日本福祉大学との連携について、中学校の部活動における学生ボランティアや付属高校との連携について具体例がありましたら御説明ください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

大学連携、また、付属高校とのいろいろな連携の中で、具体例的には先ほど教育部長から申し上げたとおりでございますが、その中でも中学校の部活動と付属高校との連携について、もう少し具体的にということでございました。

中学校の部活動の学生ボランティア、現在やっております、日本福祉大学のスポーツ科学部の学生さんが、野間中学校において現在、サッカー部とテニス部のほうで部活の指導の補助、また生徒さんとの交流練習に来ていただいております。それから、付属高校でございます。これは、全国大会で常連の和太鼓部の学生さんたちが、大学から最も近い奥田小学校、こちらのほうで和太鼓クラブが現在もあります。こちらのほうで合同練習を行っております。

今後におきましても、特色ある美浜の教育活動の推進のために、日本福祉大学の学生さん、また先生方、それから付属高校の生徒さんたちと連携を深めてまいりたいと考えております。

○6番（野田謙弥君）

日本福祉大学の部活動の幾つかは全国的なレベルです。ソフトボール部、バスケットボール部、サッカー部、陸上部等活躍を聞いています。小中一貫校は、この全国レベルの大学スポーツと全国レベルの陸上競技場が身近

にあることを大いに活用すべきだと思います。

大谷翔平のグローブではないですが、子供たちに夢を与えて、美浜町で育ったことを誇りに思える小中一貫校になるといいと思います。

また、日本福祉大学付属高校とも連携できるいいと思っています。野球部は甲子園を目指しています。和太鼓部と吹奏楽部は全国大会でよい成績を上げています。

私も昨年、日本福祉大学付属高校の和太鼓部と吹奏楽部のジョイントコンサートを鑑賞させていただきました。あのすばらしい演奏のできる高校が町内にある、それも同じ敷地内にある、小中一貫校の児童生徒が刺激を受けて、将来大いに能力を発揮するかもしれません。一貫校の教育実績を町民の自信、誇りにつなげたいと思います。

次に、5点目の美浜のよさを生かした教育の例として、ふるさと学習を推進していきたいという答弁がありました。ふるさと学習について、もう少し詳しく御説明ください。

○教育長（伊藤 守君）

ふるさと学習についてお答えします。

美浜町には、音吉、野間大坊、野間埼灯台など、ほかの市町に誇れる偉人がいたり、文化財などがあります。また、里山、里海などの恵まれた自然環境があります。これは、美浜のよさです。例えば、音吉について学習を行えば、美浜町で生まれた音吉という人が苦難を乗り越えた末に日本の外交に大きな功績を残したことを知ったり、先ほどの地域学校協働本部に関連しますが、地域の方の力をお借りして農業体験等を行えば、美浜町には子供たちのことを思う温かい地域の人がいることや恵まれた自然環境があることを感じたりして、美浜町のよさを知ったり感じたりすることになると考えています。

また、9年間を見通した教育活動を考えますと、美浜町のよさを知り体験したことを踏まえて、美浜町のよさを発信する学習や、将来の美浜町を考える学習につなげていきたいと考えております。

○6番（野田謙弥君）

小中一貫校だからなし得る9年間の系統的な教育課程、各地区ではなく、美浜町全体に及ぶ地域学習、現在、実施されている地域学習とはひと味違ったふるさと学習の実践ではないかと期待しています。

また、ふるさと学習の一つである美浜の歴史、文化遺産に関する学習については、最適なツールとして美浜町歴史かるたがあります。このかるたは、紹介されている時代と地域が町内の全域にわたっています。こちらの活用もぜひ取り入れていただけたらと思います。

次に、教育長から、ふるさと学習について答弁がありましたが、その中の一つ、将来の美浜を考える学習はどんな学習ですか。

○教育長（伊藤 守君）

将来の美浜町を考える学習についてお答えします。

ふるさと学習を進めていくと、美浜町のよさを知るとともに課題も見えてくると思います。ふるさと学習の集大成として、美浜町が将来もっといい町に、住みやすい町になっていくためには何が必要か、何が大切かなどについて、子供たちに考えさせていきたいと思っています。できれば、それを発表する場を設けたいということも考えております。

○6番（野田謙弥君）

ふるさと学習の美浜のよさを発信する活動も、郷土に誇りと愛情を持つ児童生徒を育てる意味で大変重要だと考えます。

以前、野間小学校の6年生が、野間大坊の観光ボランティアガイドを試みる活動が新聞に紹介されました。河

和中学校の３年生が、自ら問いを立てて社会問題の解決に導く探求学習として、修学旅行先で美浜の郷土産物を販売するそうです。小中一貫校になれば、きっとこのような今日的な学習も９年間の系統的な教育課程によって、深みのある成果を発揮するのではないのでしょうか。

小中一貫校が開校したら、美浜町子供模擬議会を開きませんか。ふるさと美浜、未来をつくるみんなの学校というテーマを掲げ、新しい学校の校歌や校則、制服の決定に子供たちの思いや願いを反映させてはどうでしょう。そして、町の将来について、今自分たちにできることは何かを話し合わせてみてはどうでしょう。その経験が、何らかの形で将来のふるさと美浜を担う人材の育成につながると考えます。

これから、令和10年度開校を目指して、各学校の先生たち、町教育委員会のスタッフの膨大な準備が待ち受けています。働き方改革が叫ばれている昨今、ぜひ心身の健康に留意していただかなければなりません。そして、現在の小中学生の日々の取組が、小中一貫校のカリキュラムに生かされていくことが大切だと考えます。

最後に、小中一貫校開校時点で、町内には７つのグラウンドを持った耐震補強された校舎と体育館が残ります。跡地の活用については、各地区において、住民のニーズに違いがあると思います。また、運動公園陸上競技場、総合公園ソフトボール場の建設は進行中です。このような状況を総合的に見て、何が一番大切な有効活用なのか、しっかり今のうちにお考えいただきたいと思います。

以上で、再質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、野田謙弥議員の質問を終わります。野田謙弥議員は自席にお戻りください。

〔６番 野田謙弥君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を午後１時とします。

〔午前11時38分 休憩〕

〔午後１時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

会議に入るに先立ち、議長より諸般の報告をします。

午後からの会議に、傍聴者より写真撮影に係る許可願の申請があり、これを許可しましたので、冒頭お伝えさせていただきます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、防災課長より午前中の答弁に対する発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

防災課長、発言してください。

○防災課長（富谷佳成君）

午前中の中須賀敬議員の再質問、救助体制はどうなっているかにつきまして、本来、「共助」とするところを誤って「互助」と発言してしまいました。謹んでおわび申し上げます。

○議長（大寄暁美君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番 都筑新悟議員の質問を許可します。都筑新悟議員、質問してください。

〔１番 都筑新悟君 登席〕

○１番（都筑新悟君）

皆さん、こんにちは。１番 都筑新悟です。

3月に入りましても、依然として寒の戻りによる真冬のような寒さが続いています。このような寒さの中でも桜の花が段々と咲き始め、日々、元気に野鳥がさえずる、春めき和やかなる季節となってきました。爽やかな春の訪れもすぐそこまで来ています。

昨日、野間中学校の卒業式に来賓として参加させていただきました。その式場にて、非常に僕自身、感心させられたことがあります。それは、中学生の皆が椅子に腰かけている姿勢です。真冬のような寒さの体育館、僕を含め来賓の皆さんが寒い寒いと震える中、中学生の皆さんは両手をそろえ、両足は椅子の前にきちんと置かれ、極寒の中、寒さも微動だにせず非常にりりしい姿で椅子に座っており、そんな彼ら彼女らの姿を目にし、感心したのと同時に、僕自身きちんと見習わなければならないと痛感させられました。学びの原点は、ここにこそあるのではないかと、本町においても小中一貫校を目指していくに当たり、子供たちだけではなく、我々大人も含め、いかに学び、いかに生かしていくかということが重要であるのではないかと思います。

幾分、ちょっと話が長くなってしまいましたが、これより一般質問に移らせてもらいたいと思います。今回の一般質問では、自分の持ち得る専門的知識を生かしながら質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、先ほど議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。今回は、大きく2つの質問をさせていただきます。

まず初めに、1つ目の質問といたしまして、水道管の老朽化及び災害対策に伴う耐震化工事についての質問をいたします。

近年、全国各地で水道管の老朽化による破損事故が相次いでいます。しかしながら、水道工事の担い手不足や工事費用の高騰などにより、なかなか水道管の更新が進んでいないのが現状です。そのような状況の中にありながら、今年の元旦に発生しました能登半島地震におかれましても、今現在でも全面的な水道管の復旧には至っておらず、非常に逼迫した状態が長期間続いております。

この人命にも関わってくる大切な水を供給する水道管の問題は、美浜町においても最重要課題であり、今後も安心・安全な水を安定的に供給するためには、老朽管の布設替え及び耐震対策などの整備が急がれます。

そこで、本町における水道管の老朽化及び災害対策に伴う耐震化工事について質問いたします。

1点目、法定耐用年数を超えている水道管路は。

本町に布設されている水道管のうち、法定耐用年数である40年を超えている水道管はどれくらいありますか。

2点目、今後の水道管の総合的な工事計画は。

今現在、本町でも水道管の老朽化や耐震化に伴い、新しい水道管に取り替える工事が進められていますが、長期にわたる水道管の耐震化など総合的な工事計画は策定されていますか。

3点目、災害時における長期断水が発生した場合の対策は。

能登半島地震をはじめ、近年、全国各地で災害が多々発生し、水道管の破損による長期断水のため、水が供給されなくなる事例が実際に各地で起きており、各自治体で様々な対策が講じられていますが、本町ではどのような対策を実施し、計画していますか。

4点目、耐震化工事を進める上で課題となる資金面は。

各自治体の水道局は、原則、水道料金を財源とする独立採算制を取っており、本町でも水道料金を財源とし、耐震化工事が実施されていますが、給水人口の減少に伴う収益の減少及び工事費用の高騰などにより、水道料金の値上げを敢行しても非常に厳しい財政であることに変わりはないと思います。今後も、継続して水道管の耐震化を進めていくに当たり、資金面での財政の安定化をどのように計画していますか。

5 点目、耐震化工事の内容は。

配水管布設工事は水道管の耐震化を図るための工事であり、町民の皆様は安心・安全な水を安定的に供給し、日常生活を支える水道事業でなければなりません。現在、実施されている配水管布設工事において、新しい水道管から分岐し、各家庭などに供給されている給水管についても耐震化は図られていますか。

次に、2 つ目の質問といたしまして、耕作放棄地についての質問をさせていただきます。

近年、町内においても耕作されていない農地をよく目にするようになりました。このような農地はきちんと対策していかなければ、年々増加し、放置された農地が荒れ地となるだけではなく、害虫や害獣が増加し、近隣の農地などにも悪影響を及ぼしていきます。この耕作放棄地は、相続によって農地がサラリーマン世帯の非農家に所有されたり、担い手への農地集積が進まないことなどが原因と考えられます。

そこで、本町における耕作放棄地対策について質問いたします。

1 点目、相続における非農家への対策は。

相続によって、農地が非農家に所有されることも、耕作放棄地が増える原因の一つと考えられますが、本町では何か対策をしていますか。

2 点目、効率的な農地集積のための対策は。

本町における農業従事者の後継者問題は逼迫しており、サラリーマン世帯などの非農家が増加し、田畑を所有しているだけの世帯が年々増えています。自作が難しくなった田んぼを稲作農家などの方に依頼する世帯が増える中、稲作を請け負っている農家の方などの高齢化や手狭な区画での非効率な作業などによって、なかなか請負手が見つからず、これ以上、自身では田んぼの面倒を見ることが難しい世帯が増えつつあります。新たな稲作の担い手を増やすことが難しい現状で、現在、稲作を担っている方々の非効率な作業を改善し、効率的な農地集積を進めるため、本町として何か対策を考えられていますか。

以上で、私からの壇上での質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、都筑新悟議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、水道管の老朽化及び災害対策に伴う耐震化工事についての御質問の 1 点目、法定耐用年数を超過している水道管路はについてでございますが、令和 4 年度末で法定耐用年数を超過している水道管路は、全配水管約 203 キロメートルのうち約 76 キロメートルでございます。

次に、御質問の 2 点目、今後の水道管の総合的な工事計画はについてでございますが、現在施工中の重要給水施設配水管布設替え工事及び新浦戸地区配水管布設替え工事に続き、その他の口径 200 ミリ以上の基幹管路、口径 200 ミリ未満の配水支管の順に、それぞれ布設年度の古い管から優先的に布設替え工事を計画しております。

次に、御質問の 3 点目、災害時における長期断水が発生した場合の対策はについてでございますが、現在、1,000 リットルの車載用給水タンクを 1 基、1,000 リットルの給水コンテナを 1 基、500 リットルの簡易給水槽を 4 基、350 リットルの簡易給水槽を 17 基備えており、河和、上野間の両配水池及び河和中学校、野間小学校に備えている耐震性貯水槽より水を確保し、町内各所において応急給水を行います。

また、県の応急給水支援設備が美浜町内に 10 か所あり、そちらからも給水することが可能でございます。

次に、御質問の 4 点目、耐震工事を進める上で課題となる資金面はについてでございますが、給水人口の減少

に伴い、耐震化工事の規模検討も含め、コストの縮減を図ってまいります、さらなる料金改定の必要性もあり得ると考えております。

次に、御質問の５点目、耐震工事の内容はについてでございますが、現在、配水管布設工事におきまして配水管の更新を最優先とし、各家庭に引き込む給水管の耐震化については、施工範囲が民有地に及ぶことに加え、多額の経費も要することから行っておりません。

次に、耕作放棄地対策についての御質問の１点目、相続における非農家への対策はについてでございますが、まずは、農地を耕作する担い手農家や新規就農者を増やす取組が大事であると考えております。新規就農者への補助金等既に実施しているものもありますが、新たな試みとして、昨年１２月から美浜町農地マッチング支援事業を開始いたしました。この事業は、美浜町内の農地の貸借に係る情報の収集と提供により、農地の有効利用、担い手の営農規模拡大や新規就農の促進を図り、遊休農地の発生防止及び解消を目的とするもので、耕作放棄地の抑制効果が期待できると考えております。

次に、御質問の２点目、効率的な農地集積のための対策はについてでございますが、地域の担い手及び農地の現状、将来について、１０年後の地域農業を見据えた効率的な農地利用や集積・集約に向けての話し合いを各地区で進めております。

また、担い手が効率的に農作業を行えるよう支援していくことも必要で、特に水稲作では、大区画での作業がより有効と考えられることから、その対策の一つとして、畦畔除去による農地の大区画化を図り、作業効率を向上させるため、事業費を新年度予算に計上しておりますので、よろしくお願いします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○１番（都筑新悟君）

それでは、順次再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず初めに、水道管の老朽化及び災害対策に伴う耐震化工事についての再質問です。

本町の水道管路、全配水管約２０３キロメートルのうち７６キロメートル、およそ約３７％の水道管がいまだに整備されずに法定耐用年数の４０年を超えているとのことですが、今後ますます経年劣化していく水道管を耐震化へと進めていく上で、何年ほどで全ての水道管路が法定耐用年数を超えない管にできるのかという試算はされているのでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

法定耐用年数を超えている管についてですが、何年で更新できるかという試算のほうはしておりません。

○１番（都筑新悟君）

分かりました。超えている試算はされていないということですね。

では次に、本町と他市町における水道管の老朽化率の比較を教えてください。

○水道課長（竹内健治君）

老朽化率のほうでございますが、他市町、５市５町の令和３年度末の数値では、順次いきますと、半田市９．３％、常滑市２７．８％、東海市１４．６％、大府市１３．２％、知多市２７．１％、東浦町が１１．５％、阿久比町は１０．８％、武豊町が２２．７％、南知多町は２０．３％と確認しております。

なお、美浜町につきましては、３４％となっております、５市５町の中では一番高い数値となっております。

○1番（都筑新悟君）

今の答弁ですと、現実的に本町の水道管を法定耐用年数である40年以内に全て入れ替えることは可能であるとお考えでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

現在、美浜町といたしましては、200ミリ以上の重要給水管路をはじめとする基幹管路から更新をしている中で、法定耐用年数内での更新は難しいと考えております。

○1番（都筑新悟君）

分かりました、ありがとうございます。

本町では、現在、水道管の耐震化が急がれている状況において、年間、何%ぐらいずつ耐震化がなされているのでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

直近3年ぐらいになります、大体年間で1.2%から1.8%ほどの伸びとなっております。

○1番（都筑新悟君）

分かりました。

次の質問です。本町には法定耐用年数40年を超えている管路以外にも、いまだに耐震化がなされていない管路が多々あると考えられます。

以前の議会答弁において、本町での令和3年度末での耐震化率は口径の大きい基幹配水管が約9.4%、配水管全体では、僅か4.4%の耐震化の状況であるとの答弁でしたが、直近での本町の耐震化比率はどの程度であるのか、教えてください。

○水道課長（竹内健治君）

美浜町の耐震化率でございますが、令和4年度末では基幹配水管が10.7%、全体では5.1%となっております。

○1番（都筑新悟君）

1%ぐらいの伸びということですね。ありがとうございます。

では、次の再質問に移ります。

先ほど、今後の水道管の総合的な工事計画について質問したところ、口径200ミリ以上の大きな管から布設年度の古い管の順に、優先的に布設替え工事を計画しているとの答弁でしたが、何年度までにどのくらいの管路を耐震化するといったような具体的な数字目標は計画されているのでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

目標といたしましては、平成30年度に作成した経営戦略で、令和10年度までに14%以上の達成を目標として進めております。

○1番（都筑新悟君）

次の質問へ移らせていただきます。

災害時においては、耐震化貯水槽より水を確保し、町内各所において応急給水を行うとの答弁でしたが、先の能登半島地震を例に取りましても、応急給水を行う際の給水車の移動が、建物が倒壊したり道路が寸断されたりと移動手段が制限され、なかなか思うように応急給水が町内各所に行き届かないといった事態が予想されますが、そのような状態になった状況での応急給水対策は計画されていますか。

○水道課長（竹内健治君）

応急給水の対策についてでございますが、移動手段が限られる中、難しいとは思いますが、各避難所において、

軽トラック等の確保さえできれば、美浜町のほうで保有している350リットルの簡易給水槽にて、それぞれに応急給水を行う計画のほうをしております。

○1番（都筑新悟君）

次に、県の応急給水支援設備が町内に10か所あり、そちらから給水することも可能との答弁でしたが、どのような場所にどのような形で応急給水できるようになっていますか。

○水道課長（竹内健治君）

県の応急給水設備でございますが、美浜町内で、役場、総合公園体育館、知多厚生病院、美浜クリニック、河和小学校、上野間小学校、河和中学校、河和北保育所、古布老人憩いの家、旧河和南部小学校の近くでございます。

設備としては、マンホールの中に給水できる構造の設備があり、町で保管してある応急給水用金具を取り付け、給水ができるようになっております。

○1番（都筑新悟君）

今の答弁ですと、僕も西部地区に住んでいますので、上野間1か所と、西部、不安が残りますが。

災害時応急給水支援設備の給水活動はどのような方がどのように行うのか、いざというときにどのように操作するのかといった定期的な訓練などはなされていますか。

○水道課長（竹内健治君）

設備の操作についてでございますが、基本的に町の職員が行うこととなります。

それで、訓練についてですが、毎年、5市5町で構成する水道南部ブロック協議会というものがございまして、そちらにおいて県の職員の指導の下、年一度実施をしております。

○1番（都筑新悟君）

先ほども申しましたが、やはり西エリアに1つとは不安が残りますので、県の応急給水支援設備とは別に、水道管の耐震化工事を進めている近隣の市町村の中には、独自に大規模地震などの災害が起こった際、被災者にできるだけ早く水道水を供給できるようにと、指定避難所になっている学校や公園などの各避難所内に、地元の自主防災組織などでいち早く給水所を開設することができる応急給水栓なるものを整備している自治体もありますが、本町でも今後、水道管の耐震化工事を進めていく上で、このような災害対策整備を計画されてはいますか。

○水道課長（竹内健治君）

現在、美浜町では、二次避難所に指定されている河和中学校及び野間小学校には耐震性貯水槽のほうが整備されておりますが、それ以外の整備については今のところ計画はありません。ですが、今後、町の消火栓を利用して給水活動が行えるような整備を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○1番（都筑新悟君）

南海トラフ地震もいつ起こるか分かりませんので、災害対策のほうしっかりしてもらいたいと思います。

では、次の質問です。

コスト削減を図っていくとの答弁でしたが、今後、どのようにしてコストダウンを実現させていく構想ですか。

○水道課長（竹内健治君）

コスト削減についてですけれども、まずは、基幹管路の更新を進めていく中で、例えば口径300ミリの管を250ミリの管にというようにダウンサイジングが可能ならば、維持管理の削減を図っていくことができると考えております。

○1番（都筑新悟君）

先ほどの答弁の中に、さらなる料金改定もあると考えているとの答弁でしたが、料金改定とは、今後さらなる水道料金の値上げもあり得るということでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

現段階で、いつの時点で値上げをするということは申し上げることはできませんが、平成30年度につくりました経営戦略によりまして、令和6年度に20%の水道料金の値上げをさせていただきます。さらに、令和8年度にも7%の水道料金改定を予定しております。令和10年度までの耐震化を目標に、今、資金計画を立てた上で値上げということをやらしていただきましたので、議員おっしゃられるように、耐震化率をさらに向上させるためにはそれなりの財源確保が当然必要になってきます。これまで、本町の水道事業が40年間水道料金の改定をしてこなかったというのも、一つにはその財源確保が遅れたという要因の一つでありまして、結果的に耐震化も進むのがちょっと遅れたというのも原因の一つであると考えておりますので、今後、耐震化を進めるに当たりましては、その時その時の資金計画を立てながら料金の値上げも必要かと思っております。

○1番（都筑新悟君）

では次に、愛知県内の名古屋市においては、南海トラフ地震が起こった際の断水対策への備えとして、水道管の耐震工事の64%が交換完了しているとのことでした。

本町との耐震化率とは雲泥の差がありますが、このことから分かるように、都市部では耐震化工事が進んでいる一方、地方では、なかなか耐震化工事が進まないといった財政状況による資金面での地域格差があるのも現状です。本町の資金面においては、都市部のように耐震化を進めることは非常に厳しく、今後も耐震化を進めていくためには、町民の水道料金の値上げに頼るしかありません。今後、町民の負担は増加の一途をたどっていくことが予想されます。本町が、少しでも町民の負担を軽減し、耐震化を進めていくためには、国や県の補助金の助成が欠かせないと考えられますが、個々の自治体だけの要望ではなかなか難しいことが予想されます。

今後、近隣エリアの自治体などと連携し、水道管の耐震化助成を国並びに県に要望していくお考えはおありでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

連携して要望をということでございますが、以前から広域化の検討はしておりますが、時期としてはいまだ未定でございます。ただ、連携して補助金等の要望は近隣市町で行っていきたいとは考えております。

○1番（都筑新悟君）

では、次の質問です。

現在の、配水管布設工事において、各家庭へ引き込む給水管については耐震化を行っていないとの答弁でしたが、配水管布設替え工事において、せっかく配水管を新しくしたにもかかわらず、各家庭へ送られる給水管においては年数経過した古い管のままの状態で水を供給しているということですか。

○水道課長（竹内健治君）

給水管についてでございますが、現在、劣化がひどく布設替えの必要な状態のものについては取り替えておりますが、その他については現状のまま接続しております。

○1番（都筑新悟君）

古い管のまま接続しているということですが、毎年度、耐震化されていない年数経過して古くなった配水管や給水管による漏水事故が多々発生していると思いますが、どのような管の種類で、どのような原因によって漏水事故が発生しているのでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

漏水についてですけれども、多くは塩化ビニール管というもので、管と管を接続する部品の損傷による漏水が主なものでございます。

○1番（都筑新悟君）

先ほど、古い管のまま接続するということでしたが、塩ビ管が出てきた際にも接続しているとのことですか。

○水道課長（竹内健治君）

塩ビ管についても、古いものでも使えると判断したときにはつないでおります。

○1番（都筑新悟君）

管と管の接合部分で漏水が発生しているとのことですが、のり、いわゆる接着剤、これの劣化による漏水ではないのでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

のり付けの部分での損傷もありますが、そのもの自体に亀裂が入ったりという損傷もございます。

○1番（都筑新悟君）

分かりました。

次に、現在、各家庭に引き込む給水管には、家を新しく建てる際などに本町への申請が必要であるはずですが、新規の給水管にどの種類の管を使用しなければならないといった決まりはないのですか。

○水道課長（竹内健治君）

給水管の管種についてですけれども、美浜町といたしましては、平成に入ってから、引込み管にポリエチレン管の使用を指定しております。

○1番（都筑新悟君）

先ほど、塩ビ管に接続しているとのことでしたが、これ、漏水が起きるからポリに申請の際、変えなければならないとなっているんじゃないのでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

漏水に限らず、やっぱり耐震性をということでポリエチレン管の使用を指定しております。

○1番（都筑新悟君）

分かりました。

給水管の耐震化については、施工範囲が民地に及ぶことに加え、多額の経費も要することから行っていないとの答弁でしたが、給水管を古いまま使って、今後、町の管理する給水管に漏水が起こった際には、もっと施工の範囲が広範囲になり、修繕費用もさらに多額になりはしませんか。

○水道課長（竹内健治君）

議員のおっしゃるとおり、費用がさらに増えることも考えられます。

ただ、先ほど町長の答弁でもございましたが、現在、美浜町といたしましては、配水管の更新を最優先としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○1番（都筑新悟君）

次に、令和6年度美浜町当初予算主要事業にものっています配水管布設替え事業における給水管工事についても、布設替えを行うよう見直す考えはありませんか。

○水道課長（竹内健治君）

引込み管の布設替えについてですけれども、現在の工事においても、全ての引込み管を布設替えしないということはなく、施工していく中で明らかに劣化がひどく布設替えすべきと判断したときには、布設替えをしております。

ます。令和6年度の事業においても、全てではありませんが、施工していく中で判断をして施工していきますので、よろしくお願いいたします。

○1番（都筑新悟君）

僕自身、水道業に携わっていますので、水道管の耐震化を図ることはさることながら、老朽管による水道の漏水が一番の問題であると考えます。今このようにしゃべっている間にも、あらゆる場所で目に見える漏水から、表には現れずに漏水箇所も特定できないような漏水が継続して発生しています。このような漏水によって、大切な水が無駄になっているばかりではなく、自治体や水道の利用者である住民の方々への大きな負担にもなっています。

会社経営をする上で、重要となる経営理念があるように、僕にも水道業に携わる者としての理念があります。その理念とは、水道を漏水させてはならないということです。水道の漏水をなくすということが、本町及び住民の皆さんの負担軽減へと直接つながりますので、給水工事につきましても、ぜひ耐震化を同時に進めていただきたいと思います。

では、続きまして、耕作放棄地対策についての再質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁の中で、昨年12月から新たな試みとして、美浜町農地マッチング支援事業を開始されたとのことですが、この農地マッチング支援事業へ登録された方は何名ほどいるのか、教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

2月末現在で2人の登録となっております。

○1番（都筑新悟君）

2月末現在で2名とまだまだ登録者数が少ないようですが、この美浜町農地マッチング支援事業を、今後、より多くの方に周知し利用してもらう必要があると考えますが、現在、どのようなPR活動を行っていますか。

○産業課長（三枝利博君）

まず、美浜町のホームページでの募集に加えまして、先ほど町長が答弁しました10年後の地域農業を見据えた効率的な農地利用や集積・集約に向けての話し合い、地域計画を各地区で今進めております。その場でいろいろとPRをさせていただいているところでございます。

○1番（都筑新悟君）

分かりました。ありがとうございます。

何事にも、貸したい人、借りたい人といった需要と供給のバランスが一番大切であると思います。昨今、美浜町の里山をハイキングしたり、自転車に乗ったりしていると、以前はきれいに管理されていたであろう多くの荒れ果てたミカン畑や梅畑を目にし、切ない気持ちになることが多々あります。ぜひ1人でも多くの方に登録していただき、少しでも放置され荒れ果てた農地がなくなるよう耕作放棄地の抑制に期待しております。

では次に、効率的な農地集積のための対策として、畦畔除去による農地の大区画化を図り、作業効率を向上させるための事業を予定しているとの答弁がありましたが、どのような事業であるのか、教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

町内におきまして、担い手への農地集積及び集約を目的に畦畔を除去する事業で、畦畔に直接接する農地の土地所有者1名当たり2万円補助するものでございます。

○1番（都筑新悟君）

では、補助の対象はどのような方になりますか。

○産業課長（三枝利博君）

美浜町に農地を所有する土地所有者になります。

○1番（都筑新悟君）

では、この事業へ補助申請した際の流れを教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

まず、補助申請におきましては、事業計画書を添付していただき、産業課に提出いただきます。

事業目的に合致するか審査を行います。審査におきましては、農業委員会、JAあいち知多等、有識者に意見を諮る予定でいます。審査に合格すれば交付決定を出し、実績を確認した後に申請者へ補助金を交付する流れになります。

○1番（都筑新悟君）

分かりやすい説明でした。

実際に、稲作をしている方も田んぼの畦畔、いわゆるあぜ道を取り除き区画を広げることにより、田んぼに張る水の管理やコンバインなど機械の作業効率も向上し、稲作がやりやすくなると思います。しかしながら、このほかにも稲作を行っている方々が作業しやすいようにと大区画化するためには、田んぼの段差という大きな弊害が残っているのも確かです。

今後、これらの課題を克服し、本町で稲作を担っている方々が、より稲作をしやすくなるよう営農継続支援を進め、美浜モデルとなるよう期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、都筑新悟議員の質問を終わります。都筑新悟議員、自席にお戻りください。

〔1番 都筑新悟君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を13時55分とします。

〔午後1時41分 休憩〕

〔午後1時55分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 橋場友昭議員の質問を許可します。橋場友昭議員、質問してください。

〔5番 橋場友昭君 登席〕

○5番（橋場友昭君）

皆さん、こんにちは。新風みはま、5番 橋場友昭です。

3月に入り、暖かい日が続いております。昨日は、河和中学校の卒業式に参加させていただきました。その中で、コロナ禍がやっと終わったということで、平時に戻りつつある卒業式ということで校長先生からお話がありました。それとともに学校生活も平常に戻りつつある中、私、今回の3月では、交通安全と観光のことについて一般質問をしたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。それでは、1つ目の美浜町の交通安全と、2つ目は、河和駅前整備についての2点の質問をさせていただきます。

1 つ目、美浜町の交通安全についてです。

本町には国道、県道、町道、農道と多くの道路があります。国道や県道においては、整備主体が町でないことは重々承知していますが、住民生活に直結する課題と考えますので、特に危険と思われる場所を具体的に示しながら、町の取組を伺います。

1 つ目です。古布地内の交差点の取組はについてです。

県道奥田内福寺南知多線が令和 5 年 3 月に開通しましたが、古布字善切地内の美浜町から内海方面の交差点において、交通事故が頻繁に起きています。様々な対策が行われているものの、双方からの見通しが悪く事故がなくなりませんが、今後の取組はについてです。

パネル資料 1 を御覧ください。

御覧いただけると分かるのですが、真ん中に道が通っているのですけれども、なかなか分かりづらく事故が頻繁に起きています。

続きまして、2 つ目です。上野間地内の三差路の取組はについてです。

県道上野間布土線の上野間地内の三差路も双方の見通しが悪く危険ですが、今後の取組はについてです。

パネル資料の 2 を御覧ください。

上野間地内の三差路の様子です。見ていただくと分かるのですが、坂の中央部にある三差路となっていて、非常に見にくく危険なところでございます。

続きまして、3 つ目、布土地内の道路の取組はです。

布土地北浜田と梅之木の境、国道 247 号線の旧飲食店前の横断歩道付近について、北進する車両が右折する際、後続の車が左側の路側帯内を走って追い越すため、歩行者にとっては大変危険ですが、今後の取組はについてです。

パネル資料の 3 を見てください。

布土地内の道路の様子ですけれども、横断歩道がありまして、国道には赤いペイントがされています。手前はちょっと見づらいのですけれども、斜線のところがあります。ちょうど車 1 台分が擦り抜けられる部分の路肩がありますので危険と感じております。

4 つ目です。布土地内河和口駅北側の取組はです。

河和口駅北側の狭い道への自転車や歩行者の飛び出しが多くあり危険ですが、今後の取組はについてです。

パネル資料の 4 を御覧ください。

布土地内河和口駅北側の様子です。見ていただくと分かるのですけれども、ちょうど真ん中のところの電柱のところが町道になっております。そこの右側のところには壁になっていて、右側からは車等が来るので、大変見づらく危険なところでございます。

5 つ目です。危険箇所に関する町への連絡方法はです。

こうした危険箇所を住民が発見した場合、町へ連絡する手段はありますかです。

続きまして、2 つ目の河和駅前の整備についてです。

河和駅は、休日などを除き原則として無人になりました。また、河和港の観光船乗り場への無料送迎バスもなくなりました。町民や観光客は大変不便に感じています。本来なら、駅は町の玄関口であり、活気ある雰囲気が望まれることから、次のとおり質問いたします。

1 つ目、河和駅前を再開発する考えは。

観光の利便性向上や町の玄関口としてのにぎわい創出を図るためにも、駅前の再開発が必要不可欠ですが、本

町の考えは。

2つ目、駅前の立地を生かした空きスペースを活用する考えは。

駅前整備の一つとして、駅に近い立地条件を生かして、空き家や空き地の整備を促進する方法も考えられますが、こうした取組を助成するような制度を検討する考えはありませんか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

橋場友昭議員の質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町の交通安全についての御質問の1点目、古布地内交差点の取組はについてでございますが、令和5年3月の開通後に把握しました6件の交通事故の後、10月下旬に愛知県と合同で半田警察署と協議し、11月下旬に交差点として認識しやすくなるよう、路面をカラー舗装するなどの工事を実施いたしました。しかし、1か月後の12月末にも交通事故が発生したため、今年に入ってから再度、愛知県と共に、県、県警本部の職員と現地立会いをして対策を検討しているところでございます。

また、当該交差点への信号設置につきましては、先週2月27日火曜日に、南知多町長と共に半田警察署長に連名で要望書を提出し、早期の信号設置をお願いしてまいりました。

次に、御質問の2点目、上野間地内三差路の取組はについてでございますが、見通しが悪いということは認識しておりますので、現在、カーブミラー及び赤色回転灯を設置し、安全対策をしております。

次に、御質問の3点目、布土地内道路の取組はについてでございますが、この付近には現在、本町の無料巡回バス行ってきたバスのバス停もございますので、バスの運行状況などを考慮しながら、国道管理者でもある愛知県と安全対策について検討してまいります。

次に、御質問の4点目、布土地内河和駅北側の取組はについてでございますが、こちらは特に朝の通勤・通学の時間帯などで飛び出しなどの状況が見受けられますが、こちらの場所是一部歩道となっておりますので、利便性等も考慮し、地元区長などと相談しながら、安全対策を検討していきたいと考えております。

いずれの案件につきましても、交通ルールを守っていただくということが事故防止に一番効果的でありますので、交通安全の啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、危険箇所に関する町への連絡方法はについてでございますが、現在スマートフォンアプリLINEを活用した公式アカウント「美浜町道路損傷等通報システム」というものを建設課で運用しております。これは、この公式アカウントに友達登録された住民の方から、道路の陥没や排水不良、樹木の越境などの通報を24時間受け付けられるようにしているものでございます。今後もこの通報システムの普及に努め、住民の皆様のご協力を得ながら、道路通行の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、河和駅前の整備についての御質問の1点目、河和駅前を再開発する考えはと、御質問の2点目、駅前立地を生かした空きスペースを活用する考えはについては関連がございますので、併せてお答えをいたします。

駅前開発の重要性は十分認識をしておりますが、人口減少等の社会情勢が変化する中で、膨大な事業費に見合う経済効果が得られるか見通せない要素も多いことから、現時点においての事業の計画はございません。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、河和駅は名古屋方面への通勤・通学等の始発駅であるとともに、商業施設が立地し、地域住民の生活拠点でもあります。また、近隣の河和港とともに、知多半島南部の観光を支え

る重要な交通拠点として多くの観光客にお越しいただいておりますので、今後もそのポテンシャルを生かしたまちづくりを進めることが必要であると考えております。

現状は、民間による空き家、空きスペースの利活用や企業等による開発に期待することになりますが、そのような事業展開をより推進するため、来年度から空き家の解体補助事業を特定空き家だけではなく、一般空き家まで拡充したいと考えており、新年度予算に予算案も計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○5番（橋場友昭君）

最初にちょっと訂正をしたいのですけれども、古布地内の古布字「よしきり」地内と言ったのですけれども、善切地内と訂正させてください。よろしくお願いいたします。

続けて、質問のほうをさせていただきます。

開通してから6件と、またそれから2件ということで、やはり非常に多いかなというふうには感じております。要望書を提出されたということですが、今後、どのようなスケジュールで進めていけるのかどうなのかなというところですが、お願いします。

○町長（八谷充則君）

今後のスケジュールはということでございますが、信号のことでよろしかったでしょうかね。

既に、知多建設事務所さん、あるいは半田警察、そして町と立会いの下に、できる範囲の中でカラー舗装ということをしていただいたと。しかし、依然として事故が起こるという状況の中で、私とそれから南知多の町長と両関係部長と、半田警察署長さんのほうに信号機の設置のお願いをしてまいりました。署長さんとしては、やはり前向きに本署のほうにも要望していただくということでございますけれども、同時に御教示いただいたのは、信号機を設置するには、警察のホームページを見ればその基準というものがある、時間当たりの通行量であったりとか、地形であったりというようなことがある。そして、県には信号機を設置する予算というものも限りがあるということ。そして、今どちらかというと、警察のほうは信号機をつけるというよりは減らしていく方向性にあるというようなお話も伺ってまいりました。

南知多町のお話を伺ったときには、学校の前で死亡事故が起きても、10年たってもいまだに信号機が設置されていないと。当然、先ほど説明したいろいろな条件の中でということはあると思いますけれども。ですので、十分半田警察署長さんには必要性を認識していただきましたけれども、これがすぐに動いていくということはなかなか難しいのではないかなと感じております。取締りをするとか、いろんなことも考えられるわけですが、主に通行される方は町外からの方がメインで、なかなかどうやっていくのだろうと。既存の道路のほうを逆に通行止め、一時停止にすると、またそれはそれで混乱が起きるのではないかなというようなこともお話の中に出了た。

すぐに対策ということはなかなか難しいかと思っておりますけれども、しっかりと現状認識、そして問題の認識をしていただきましたので、今後いろんな場面を通じて改善の要望、あるいは設置の要望をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

当然、南知多町さんと一緒にということでやっていただけると、今の中にいろいろなことが含まれて、取締り

も含めて皆さんが注意していくということもありました。今後、事故が何もなければいいのですけれども、やはりあることもある、鑑みながらですけれども、しっかりとした対応をしていただき、早期に信号機を含めて対応していただきたいと思います。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

上野間地内の三差路のカーブミラー、赤色灯はもちろん知っております。また、先ほども御説明したのですけれども、平たんな三差路ではなく、坂になっている三差路でございます。今ちょうど映像で出していただいたのですけれども、ちょうど見づらい、目の前にはカーブミラーもあってですけれども、ちょうど右のところにあるガードレールがかかった上の辺からは、よく竹がずっと道のほうにきて、あそこ標識とか看板等もあるのですけれどもなかなか見づらい状況であります。週末になりますと、観光客の皆さんがよく訪れて、結構なスピードで走られる。また、最近は自転車の方も多く見えますので、その辺の対策を何かしていただけないかなとは感じておりますが、いかがでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちらの場所につきまして、赤色回転灯が町の施設でございまして、こちらの施設にも影響がある場合には、町のほうでも対応はいたしますが、両方が県道になるものですから、県道の管理者である愛知県に連絡しまして、対策を要望してまいります。

○5番（橋場友昭君）

県ということですので、もちろん県もですけれども、恐らくここの地権者の方もいろいろ見えると思いますので、いろいろな方法をまた考えていただいてしっかりと対応していただき、皆さんの安心・安全な交通につなげていただきたいと思います。

続きまして、3つ目の質問をさせていただきます。

こちら、また布土地内の道路ですが、私も毎日のように通ります。

見ていただくと分かるのですけれども、ちょうど横断歩道の下のところが右折のところになってまいります。確かにカラーで赤色があるのですけれども、ちょうど赤色のところに車が止まった場合、本当1台分がまさに通れるだけの路側帯ということで、町のバス停もあり、自動販売機等もあったりということで、意外と止まる方もいる中で路側帯を抜けていくと。最悪のときには、下のほう、右手から左手に人が横断されると。右折の車がいると。南進する車がいると。分かりづらい中での路側帯を通ってということがたまにあります。そういうときには本当に危ないと感じています。なので、ここ本当何もないからいいではなく、こういうところだからこそ、しっかりと対策が必要と考えられますが、何か対策ができることがあればと思います。よろしくお願いします。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちらの場所でございますが、私が今ふと思いつくものとしましては、ポストコーンという赤い棒、ああいったものを置いてみてはどうかなということも考えられるのですが、一応その辺も併せまして、道路管理者である愛知県に対して、安全対策について一緒に検討していこうかと考えております。お願いします。

○5番（橋場友昭君）

こちら県でいいのですね。また、今のポールということも今言っていたので、何とか、何もないときに、大分昔には事故等もありましたので、何もないうちにということでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、4点目の布土地内河和口駅の北側ですけれども、中央部町道が走っております。これ本当、駅の目の前で、花ちゃん坂がその奥にはあります。踏切もございまして。そのところで、細いところから、町道のほうから広いところに出てくるのですけれども、車が交通量もかなり多いと。特に朝の時間帯は皆さん急いでいるの

ですごいスピードで出てくるということもあります。

私自身も朝の挨拶運動等にここはちょうど立つとこなのですけれども、駅前で。その際にも父兄の方からは、何とかしてほしいという要望が届いています。区のほうとかいろいろお話しはしたのですけれども、なかなか難しいですよねという回答しか来ないので、やはり何とかしてほしいという要望のほうが多かったので、今回一般質問させていただいております。何か対策をできることがあればと、こちらですけれども、検討いただけないかなということをお願いします。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちらは町道になりますので、我々建設課で管理している道路になります。

こちらにつきましては、橋場議員の資料の写真だとちょっと映っていないのですが、国道から、この写真の下側、こちらについてはガードパイプというものが設置してあって、一応歩道というような形になっております。ただ、奥からの細い道から出てくるところの先、出口にはないものですから、そのまま車道のほうに飛び出してしまうというような状況のようでございます。

こちらも、私個人の今思いついたものでございますと、そのガードパイプを奥から来る道の手前まで延長して、物理的に歩行者、自転車が飛び出しができないようにして、国道側へ迂回して駅へ向かってもらうというような方法も一つあると思います。あと、踏切側から赤いボール、先ほど言ったポストコーンが2本かそれぐらいあるかと思いますが、それも何本か増やして、この奥からの道の手前に置くなどすることで、飛び出しを注意させるということもできるかなと考えております。

いずれにしても、地元の区長など関係者とちょっと相談しながら、安全対策のほうを進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○5番（橋場友昭君）

ぜひとも、何とか事故が起きる前に未然にというところでございます。

あと、ここ通学路にもなっていますので、非常に時間帯によっては交通量が多いこともありますので、できるだけ早い段階でやっていただきたいのと、今のガードパイプとか奥にコーンを立てるとかというのはやっていただきたいのと、また区長さんとも話していただきたいと思います。

続きまして、5点目です。危険箇所に関する連絡方法ですが、システムの活用ですが、現在の登録者数は何名ぐらいおられますか。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちらの美浜町道路損傷通報システムでございますが、2月末現在の登録者数は128名でございます。

○5番（橋場友昭君）

128名ということで、ちょっとまだまだ足りないのかなとは思っています。

これは、通報した場合にはどのような対策をされるのかなというところをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちらの通報がありますと、我々建設課の職員が、勤務日になるのですけれども、勤務日に通報の内容及び現場を確認して必要な対策を行っていきます。勤務日に通報内容を確認するということもございまして、システムに入っていただくと、まず、緊急を要する場合は必ず電話で連絡をしてくださいという注意案内をさせていただいております。多少、緊急性はないけれども通報したいという場合は、このシステムをぜひ御活用していただくとありがたいと思っております。

必要な対策のほうでございますが、職員のほうで現地確認して、すぐ職員で対応できるものはすぐ対応させていただきます。ただ、職員では対応できないようなものであれば、建設業者さんに連絡して、鉄板を敷くなど応急対応などもお願いすることもございます。

○5番（橋場友昭君）

緊急性があるときは電話でということ、緊急でないときはこちらをということなので、分かりました。

まだまだ危険箇所というのか、危ないところはたくさんあると思いますので、まずはこちらの周知を徹底していただいて、あと先ほどもいろんなシステムがあるということは聞いております。全体的にやはり少ないので、まだ始まったばかりということもありますけれども、しっかりと周知をしていただいて、今後の交通安全にしっかりと役立てていただきたいと思います。

続きまして、質問させていただきます。

2つ目の河和駅前のことですが、関連ということで一緒に答えていただいたのですが、やはり皆さん不便には感じているというのは正直あるところでございます。特に、駅を降りられてからの観光客の方は、商業施設の中を歩いていいのか、外を歩いていいのか、そして、歩道橋を通るか下を通るかでかなり迷われている人もいます。その中では、そのまま国道を渡られる方もやはり中には見えます。分からないのかもしれませんが、大きなスーツケースをガラガラしながらという方も見えます。そういうときは何かできないだろうかということ踏まえての駅前の開発ということだったのですが、

何かできることが、ロータリーもあったり、商業施設もあったり、空き家もあったりですが、先ほどの答弁でも分かるのですが、何かできることはないかなとは感じております。何かないですか。非常に難しいですが、よろしくお願いします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

何かないかと言われても非常に困るのですが、例えば今の御質問の中で、駅から河和港への動線が分かりにくいということにつきましては、また名鉄海上観光船さんとかとは、たしか歩道橋なんかの場合には矢印がついた看板があったと思いますけれども、駅からの誘導が分からない、分かりにくいということについては、また関係者と話をしながら対応したいと思います。

あと、活性化の開発につきましては、先ほど町長が答弁で申し上げたとおり、具体的にどういったものをどういった形で開発するのかと。今、住民の方が駅を使う分には、特に始発駅ということでさほど不便は感じていないのかなと思っておるのですが、あとショッピングセンターもあるという生活の拠点でもありますし、あと何が足りないのかなという問題提起等もされれば、また議論したいと思います。

○5番（橋場友昭君）

何かと言ったのですが、実際に駅前の交差点、ロータリーを含めて、渋滞が頻繁に起きています。その中でもやはり休日ともなると、役場の前から、駅前からずっと商業施設を越えての渋滞とかはかなりの渋滞がやっぱりあるかと思います。その中でも、やはり名鉄を利用、鉄道を利用される方もいるとは思いますが、いろいろな言い方になってしまうのですが、その中で道路整備を含めて、ここら辺、この一帯の整備がもう少しなされていれば、もう少し使いやすい美浜町の駅前の玄関口なのかなと、ここがメインのところかなとは感じています。なので、確かに終点駅で出発駅でもあり困っていないという言い方をすればそうなると思いますが、やはり観光で来られる方、日々使っているからそんなのではないではなく、もう少し使いやすくということもしっかり考えて、皆さんが休日でも道路の使用に困らないようなことは考えていただきたいなと思います。

また、名鉄を利用されて来る方々は、バスを利用されています。河和港へ行くバスはもうないですし、また、名鉄さんのバスも今は変わりました。それによって、いろんなものが今変わってきている中で、町民の皆さんもやはり使いづらいという交通アクセスもあります。その辺を含めて整備という大きなくりにしてしまっていますけれども、しっかりとした今後の計画を立てていただきたいなど。今後、5次から6次ということで変わってくる計画案がどんどん、またこれから先出てくると思います。その中には東部駅側周辺の整備もしっかりと盛り込んでいただきたいなど思っておりますので、何かという言い方になってしまったのですが、今後またそういうところも含めてしっかりと対応していただきたいと感じております。

○町長（八谷充則君）

駅前が渋滞しているという御指摘でございますけれども、やはり渋滞するぐらいにぎわっている町であってほしいと私は思っております。当然、道路を改良すれば渋滞が緩和されるわけですが、やはり県の事業になってまいります。そして、県道、いわゆる県の事業、道路事業をどこにお金を割り振るのかという中で、やはり今、美浜町としては知多西部線、東部線のほうに傾注をしているという中で、河和駅前の改良にお金を充当してくださいということになりますと、そちらのほうに逆に遅れていくというようなちょっとジレンマもございます。駅前については、一部停止線の位置をずらすことによって右折する車両を増やすということで改善が図られないかということで今協議を進めております。

駅前についても、やはりこれだけの多くの観光客が来ているという現状をチャンスと捉えて、そしてそれを生かすようなまちづくりをしていく必要があると私は思っております。名鉄さんの事情によってバスの運転士を確保できないということで、年間10万人以上の方が利用している観光船までの間を歩いていただいている。これは申し訳ないと思う反面、そこにはビジネスチャンスがあると私は思っておりまして、これだけ多くの観光客が前を通っていくということについて、もう少し地域として何かできないだろうか。

そうしたことの一助として、空き家の解体について、一般空き家についても対象にしていくということで、あそこのエリアの中でももう少し活性化していければなど、そうしたことを町として計画づくりの段階から支援ができればなど思っております。今後ともよろしくお願いします。

○5番（橋場友昭君）

本当に今、町長言っていたいたとおり、空き家等を利用していただいてあのエリアをしっかりと結びつけていただければ、まだまだ活性化の余地もあるし、まだまだ起爆材料で発展していける可能性はあると感じております。済みません、ありがとうございました。いろんな質問しましたけれども、答えていただいてありがとうございました。

以上で、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、橋場友昭議員の質問を終わります。橋場友昭議員は自席にお戻りください。

〔5番 橋場友昭君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を14時45分とします。

〔午後2時32分 休憩〕

〔午後2時45分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。本日最後の質問者となりますチャレンジMIHAMA所属、大岩靖。

ただいま、議長にあらかじめ出しました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

先月、2月4日なのですが、我々美浜町議会は、条例に基づいて町民との対話集会を開きました。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、それぞれ2つほどテーマを出して町民の方との対話をしたわけなのですが、我々、文教厚生常任委員会の担当の中で、この小中一貫校の件も当然話題となりました。そこで、ある町民の方からどうなんだということをいろいろ言われたのですが、我々、当然皆さんも御存じだと思いますが、議会というものは議決後のことしか報告はできないというのが大前提になっております。2月4日の時点では、まだまだ議決も決定事項もされていない部分が多くあったため、なかなか思うように町民の方に納得していただける部分が少なかったと思います。

そこで、本日、私はこの件につきましても一般質問をさせていただきます。

それでは、美浜町小中一貫校の今後の予定について質問させていただきます。

令和10年度、小中一貫校開校を目標として、昨年6月の学校再編住民説明会、7月の町政報告会などで、学校再編の必要性を説明していただきました。そして昨年末には、最終候補地として日本福祉大学敷地内に小中一貫校を開校するとの発表がありました。これは、今後の美浜町における学校教育の大きな方向性を示すものであり、1人でも多くの住民の皆様に御理解いただくためにも、以下のとおり質問をいたします。

1、具体的な学校建設の場所は。

具体的な学校の建設場所は、大学の敷地内のどこを予定されていますか。

2、大学との協議内容は。

今後、大学側と連携して特色ある学校教育を進めるためにも、よりよい信頼関係の中で協議が進められていると思いますが、その内容について、現時点で発表可能な範囲でお答えください。

3、学校の安心安全に対する取組は。

皆さんも御存じだと思いますが、比較的自由に出入りできる大学キャンパス内の中で、不審者対策が必要としている小中学校について、安全性を懸念する声も説明会では聞かれました。大学敷地内への建設を検討するに当たり、新しい学校はエリアを区画するような対策を考えていますか。

4、午前中、同僚議員からも質問がありましたが、美浜町学校づくりワークショップ2023について質問させていただきます。

美浜町学校づくりワークショップが4回開催され、幅広い年代の住民が参加され、今後の学校教育について様々な意見が出されました。どのような意見が出され、また、それに対する対応はどのように考えていますか。

大きな質問の2、小中一貫校建設に関する必要な経費についてお伺いいたします。

昨年の住民説明会でも建設費の説明はありましたが、今日までの物価状況を考えますと、資材費や人件費の高騰により、今後、建設費が右肩上がりになることが予想されます。学校建設に必要な経費は、最終的にどのくらいになると想定されていますか。いま一度、事業費についての見通しを説明していただきたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。分かりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、美浜町小中一貫校の今後の予定についての御質問の１点目と、小中一貫校建設に関する必要な経費についての御質問についてお答えをし、それ以外の御質問については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町小中一貫校の今後の予定についての御質問の１点目、具体的な学校建設の場所についてはでございますが、利用可能な敷地について大学関係者と協議検討いたしました。その結果、現状において、小中一貫校のメインとなる新たな校舎の建設が可能な場所については、大型モニターで示しております平面図のとおりでございますが、美浜キャンパスの南門、硬式野球場周辺が小中一貫校の建設予定地であります。こちらにメイン校舎、体育館、小学校グラウンドを新たに整備する計画でございます。また、中学校は専用グラウンド、プール、武道場は共用とし、その他の大学施設についても、共用の可能性の有無を今後検討してまいります。

次に、小中一貫校建設に関する必要な経費についてでございますが、建設資材を含めた物価の高騰については、大きな課題であると認識をしております。学校建設費などの事業費の積算につきましては、来年度からの基本計画、基本設計の中で調査をし、示していきたいと考えております。

一方で、国等の補助金や交付金など新たな財源確保に向けた努力と、より一層の情報収集を積極的に行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、美浜町小中一貫校の今後の予定についての御質問の２点目、大学との協議内容についてはでございますが、本町が進める小中一貫校設置計画の円滑な推進を図るため、本年２月14日に、日本福祉大学と本町の間で覚書を締結いたしました。この覚書では、美浜キャンパス内での設置の確認、建設用地の無償貸与、また既存施設の改修等の費用負担など、小中一貫校設置に関わる基本事項について、大学理事会や町議会の承認を得ることを前提条件として明記しております。

今後につきましても、小中一貫校設置に向け、大学との継続的な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の３点目、学校の安心安全に対する取組はについてでございますが、小中一貫校では、小学生と中学生が同じ敷地内で学校生活を送るという特色があります。今回、日本福祉大学敷地内での小中一貫校の設置を目指すに当たり、高校生や大学生とも同じキャンパスの中で過ごすことになります。小中一貫校エリアについては、専用の用地区画を分けるなど安全性を配慮しつつ、交流、連携が図れるよう対策を講じてまいりたいと考えております。具体的な安全対策につきましては、今後、大学との協議組織の中でしっかり検討してまいります。

次に、御質問の４点目、美浜町学校づくりワークショップ2023についてでございますが、10月から毎月１回、１月まで４回にわたり開催いたしました学校づくりワークショップは、延べ159人の住民、保護者、学校関係者の参加で議論、意見交換を行ってまいりました。子供たちが自慢できるような学校にしてほしいといった期待の声や、通学や防犯面での不安の声などもありました。これらのワークショップでの貴重な意見は、現在策定を進めております小中一貫校整備基本構想など、今後の計画策定に生かしてまいります。

○議長（大岩暁美君）

再質問はありますか。

○１１番（大岩 靖君）

それでは、随時、再質問させていただきます。

まず、先ほどモニターの今の大学の敷地内の映像をもう一度出させていただきます。

それでは、再質問、まず最初になのですが、先ほど答弁の中でもそうなのですが、大学との協議の中で小中一貫校に関する基本事項について、町議会の承認を得ることを前提条件としていると言っていました、その内容をもう少し具体的に説明していただきたいと思います。町議会の承認も前提の内容があまりにも分からないなら承認のしようがありませんので、その辺をできるだけ詳しく説明していただきたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

町議会の承認が前提条件だということの内容はということでございました。

美浜キャンパス内の既存の大学の施設の解体ですとか改修、それから移設が必要な場合は、町と大学が双方協議に基づいて計画をして、それに係る費用については町が負担をするということになっております。したがって、町が負担する予算審議については、当然、町議会の議決を得ることが前提条件となるということをお覚書でうたわせていただいております。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

というのは、今モニターに映し出されている今の一応予定地ですね。その部分についての今の捉え方、解体費用も含めた茶色い部分のことを言っているのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

モニターで一応議員から御質問のありました小中一貫校が建設されるであろうエリアというのが、ある程度分筆をして無償で貸与させていただくのですけれども、分筆をさせていただきますので、その部分の既存の校舎の解体とか、いろいろな移設するものがあれば、町のほうが小中一貫校設置のための移設になりますので、そういった費用は町で負担をするという意味でございます。

○11番（大岩 靖君）

今の件は分かりました。

それでは、学校の安心・安全に対する取組について、先ほど大学との共通のキャンパス内で交流、連携を取れる対策を図りながら、児童生徒への安全対策についてどのように考えていますか、お願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

児童生徒の安全対策、これは保護者の皆さんも、地域の皆さんも、通学と同じようにとても関心の高い課題であると認識しております。町内の小中学生と日本福祉大学の学生とは、現在も小学校、中学校で交流、連携を図っております。例えば、教員を目指す大学生がインターンシップとして、各小学校や中学校に木曜日の午後などに年間40時間程度、各小中学校で授業の支援とか行事の手伝い、放課後に子供たちと一緒に遊ぶなど、様々な活動をしていただいております。子供たちと大学生が触れ合う機会となり、子供たちにとっても、大学生にとっても、とても有意義な時間となっております。これから同じキャンパスで過ごすということになれば、そのような機会がもっと多くできるだろうという思いもあります。

しかしながら、児童生徒の安全面、これに配慮しながら交流、連携が図れるように、先ほど答弁申し上げましたように、今後、大学との共同の協議組織の中でしっかりと安全対策については協議してまいりたいと考えております。

○11番（大岩 靖君）

ぜひとも、この同じキャンパスの中でということになれば、そのようにやっていただきたいと思います。ただ、

我々もいろいろそういうワークショップとか、いろいろな説明会に参加して、実際、保護者の方の声を聞いていると、やっぱりその辺の不安材料がかなり多い部分があります。特に、今回初の試みで、同僚議員も言っていましたが、私立大学の中に公立の学校をつくるということになると、根本的に今のエリア的に、ちょうど今のモニターの地図のように分筆の部分、エリア的にどういうふうにも共有部分にもあるのですが、どういうふうに分けるのかというのは、まだ具体的には決まってははいないのですね。というのは、今の同じキャンパスの中で小中学生も共有部分で交流があるとなるのですが、確かに今の学校施設のある場所と今の大学との共有部分、特に今の水色の部分になると、特に大学生もそれは自由に出入りしているという、その共有開始になったときでも出入りは自由という捉え方でいいのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まだ詳細のことは本当に、大学内にもそういった警備員の配備とか、今現在もありますが、そういった警備体制を含めた協議はこれからでございます。ただ、連携や交流できるのが、今回の小中一貫校が大学で設置する意味でもありますので、それをすごく期待している保護者の方も多くお見えになりますので、しっかりとその辺は安全対策を配慮しながら、交流、連携ができるような仕組みづくりをつくってまいりたいと考えております。

○11番（大岩 靖君）

ぜひとも、その不安材料を取り除く施策を実行していただきたいと思います。

それでは、先ほど言いましたが、今後のこの計画における基本計画、基本設計、実施設計のスケジュールを教えてくださいたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今後のスケジュールということでございました。

今年度、ワークショップを含めまして、小中一貫校の整備基本構想、現在も策定をしております。間もなく、この3月中旬からパブリックコメントという形で、小中一貫校の整備基本構想のワークショップの参加の皆さんに基本的な考え方を考えていただきましたので、それを保護者の皆様や住民の皆さんに見ていただく機会をつくる予定をしています。これが今年度、基本構想が出来上がりますので、御質問のありました基本計画、基本設計、実施設計のスケジュールについては、来年以降になります。今のところ、この2か年で基本計画と基本設計、それから実施設計をしてみたいと考えております。令和10年を開校の目標としておりますので、2か年で設計事務、そして残りの2か年で建設事務を進めまして、令和10年に開校となるのが今想定しているスケジュールでございます。

○11番（大岩 靖君）

今も答弁していただきましたけれども、令和10年度をめどにというのは、本当にそれを確実に実行できるよう努力していただきたいと思います。

建設費がこういうふうにある程度決まってくれば、建設に係る概算の費用が坪単価当たりで出てくると思うのですが、以前、私、一般質問の中で、学校建設に当たっては華美な部分には当然国からのお金もなかなか発生できないということで理解しておるのですが、今のエリアの敷地の大きさの大体という概算は出ないのですか。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの御質問は、概算の建設費ということでよろしいでしょうか。

概算の建設事業費、建設費につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、来年度からの小中一貫校の基本計画、基本設計の中で調査をして、またお示しをしたいと考えておりますので、よろしく願います。

○ 11 番（大岩 靖君）

確かに、なかなか難しい部分でありますけれども、特に今の再質問でも一番僕が気になっているところは、昨年の学校再編住民説明会や町政報告の中で、美浜町における小中一貫校の候補地の説明があり、学校建設に係るおおよその建設費の説明がありました。その中で、美浜町の財政、国からの起債、また、それに対する返済計画の説明がありました。そこで説明された金額は、近隣の小中一貫校の建設費を参考にしたものですが、建設されたのが2017年から2020年で、建設物価調査会の調べでは、そのときの建設費を100とすると、現在物価高騰で130以上になっていると思われます。今後、なおこの物価高騰が予想される中で、現在の美浜町の財政力で国からの起債に対する償還はどのように考えていますか、お聞きいたします。

○町長（八谷充則君）

質問、ありがとうございます。

住民説明会で御説明した金額は、建設費60億円ということではじいてございます。これは、今、議員が御指摘された近隣の瀬戸の学園、こちらの建設単価、そして新たに建設する予定の必要面積を掛けたものが基準となっております。議員も見に行かれたにじの丘学園だと思いますけれども、華美なという表現をされましたけれども、なかなか理想的な学校を造っておられる。それに対して、私どもが説明会で申しているのは、そうしたちょっといい学校はできない中で勝負ということで、ちょっと質素だという言い方が正しいかどうかあれですけども、必要な学校を造っていくということで、にじの丘学園の名前を言うのはどうかと思うのですけれども、いわゆるちょっといいものではなくて、必要最小限という言い方になってしまうかもしれませんが、抑えていくということによって、いわゆるその3割部分上がっている部分についてはある程度抑えられるのではないかということは考えております。

そして、今実際に幾らかかって返していけるのかという御質問だと思いますけれども、私としては、幾らかかるのかということの問題視しているのではなくて、幾ら返していかなければいけないのかということです。今後20年にわたって返していくということについて、それが美浜町のそのときの財政が払っていける額かということが一番問題です。これが仮に100億円かかっても、それが今後獲得していく、あるいはいろいろ集めていくお金の中で返済が年間幾らになるかというのが問題で、そのときの財政状況の中で、それが今後払っていけるかということです。

今回試算をさせていただいたのが60億円ということで、借入れが33億円、そして年間の返済が1億7,600万円だったと思いますけれども、これであれば返していけるだろうという計算です。これが70億円になった場合に返済が幾らになっていくのか。今、補助金の率というものがおおよそあるのですけれども、現実的には国の言うような補助基準額に立って、いわゆる2分の1とか頂けない、大体3割切るぐらいだろうというところですけども、うちはより厳しく見ております。ですので、そこにも若干の余裕を見てあるということです。

さらには、今後、町有地の売却、いわゆる第2グラウンドであったり、あるいは学校跡地の売却等、そうした財源を確保していく中で、実際に建設の可否を決める段階において、幾らぐらい毎年払っていくんだろうと、いかなければいけないんだろうかということの中で最終的に判断をしていくということで、現状においては60億円で、33億円の借入れで返していけるだろうという見込みをしておりますが、これが実際に来年度、実施調査設計をして、ある程度の概算の額が出てまいります。それに基づいて計画の内容、必要であればさらに見直しをしていく。いわゆる返済可能な額でできる学校施設というものはどういったものであるかということ、それによっては、大学さんのほうの施設の共用の範囲を若干ちょっとまた協議をしたりしながらということも私は必要であるというふうに思っております。

あるいは、子供の数が極端に減ってきております。ここ2年あたりも本当に少なくなっているということになると、今の子供の数ということについて、開校当時の数が全て入るということは当然なのですが、これがさらにどんどんと加速的に落ちていくということを考えたときに、教室の数の適正な数ということもやはり考えていかなければいけない。

そうしたことをいろいろな場面で考えながら、何とかやっていける方法を今後、知恵を絞っていくということになりますので、具体的に幾らかということになると、議員が言われるように、確かにその当時の建設単価でいけば1.3倍になっていると思いますけれども、そのような1.3倍になるようなものを今のところ造ることは考えていないということで、御理解いただきたいと思います。

○11番（大岩 靖君）

今、町長が言われました20年で償還ということを言われましたけれども、これ学校関係に関して、僕、25年が一応限度の年数かなと思ったのですが、今のお話で、例えば建設費がもし上がったとしても、起債の年数はマックス何年が学校関係に関しては起債の年数の限度になるのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○町長（八谷充則君）

間違っていたら後から総務部長が誰かに訂正していただきたいのですが、私の把握している範囲では、いわゆるその起債をする場合には、こうした建物は何年ですよということが国で定められておりまして、学校の場合は25年だと記憶をしております。そして、そのうちの3年間は据置き。いわゆる最初の3年間は利子だけを払って、残りの22年間で均等に返していくということになります。

○11番（大岩 靖君）

ぜひとも今のモニターに映っているように、広い敷地の中で小学校、中学校、高校、大学までが一つのエリアに固まる、私も夢を見ました。ぜひとも今後の美浜の子供たちが夢を持って教育が受けられるように、我々も努力していかなければいけないなと思っております。本当に今、町長に丁寧な答弁していただきありがとうございます。ぜひともその金額のことばかりではない、少し夢を持ちながら、美浜町の子供のことを考えて進めていただきたいと思います。

短いですが、以上で私の質問は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大嵯暁美君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大嵯暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日、3月8日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後3時15分 散会〕

令和 6 年 3 月 8 日（金曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 3 月 8 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12 名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 寄 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
7 番	中須賀 敬 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	廣 澤 毅 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23 名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	中 村 裕 之 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産業建設部長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	百合草 俊 晴 君
秘 書 課 長	大 松 知 彰 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て 課 長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	谷 川 雅 啓 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 人 君	学校教育課長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	富 谷 佳 宏 君	議会係主査	江 本 真 実 君
--------	-----------	-------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、本日も早朝より傍聴の方々にお越しいただきました。ありがとうございます。

先日、旧河和南部小学校で開催されたふれあいまつりにボランティアで参加しました。議会初日の日に町長もお話しされたとおり、m i h a m a ふれあいまつり実行委員の方々が中心となり、中学生から各種団体の多くの方々がボランティアで集まり、盛大に開催されました。たくさんの住民の方々が家族で参加し、ゲームコーナーやワークショップ、地元の食材の販売、キッチンカーの飲食、そして餅拾いを楽しんでいました。実行委員の方々の町を盛り上げたいという強い思いが多くの方々を巻き込み、住民自ら自分たちの住む地域をよりよいものにしようと参画している様子は、とても気持ちのよいものでした。

今、まちづくりはこれまでの行政主導型のものではなく、住民や企業、行政が共に自分たちの役割を自覚し、責任ある協働によりまちづくりを進める必要があると言われていています。m i h a m a ふれあいまつりは今後の活動内容はもちろん、住民の地域活動への参画のきっかけになるかもと、とても楽しみで目が離せないなと思っています。

では、会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大寄暁美君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、9名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうち3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めません。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様におかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問とし、執行部の答弁の後、再質問においては一問一答とします。なお、質問を明確にするために、背景、経緯並びに要望に関する発言は慎んでいただくようお願いします。

最初に、9番、廣澤毅議員の質問を許可します。廣澤毅議員、質問してください。

〔9番 廣澤毅君 登席〕

○9番（廣澤 毅君）

皆さん、おはようございます。本日トップバッター、チャレンジM I H A M A所属、9番 廣澤毅でございます。

議長のお許しも得ておりますので、前もって提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、質問は大きくは項目2つでございます。

1つ目は、陸上競技場の予約状況と大会及び合宿誘致の経過についてでございます。

いよいよ今年6月30日には交流広場、そして7月2日より陸上競技場の利用が開始されることになります。約5年ほど前、運動公園整備事業建設継続に賛成した議員の一人としては楽しみでもあり、やはり気になる場所でもあります。

そこで、今まで大会及び合宿誘致をするために、各種団体、大学などPRをされてきたと思われませんが、その後の経過をお尋ねいたします。

1つ目、大会及びイベントの誘致は。

現時点の大会及びイベントなどの誘致に対する進捗状況をお聞かせください。

2つ目、合宿誘致は。

各種団体、大学など合宿の誘致に対する進捗状況をお聞かせください。

2つ目の項目でございます。

運動公園のアクセスに必要な道路整備についてお尋ねいたします。

現在、美浜町運動公園の建設に伴い、隣接した部分の道路は併せて整備されています。しかしながら利便性の高い施設にする必要があることから、運動公園までのアクセスに必要な各路線の整備についてお尋ねいたします。

1つ目、町道奥田・河和線の整備についてでございます。

国道247号線にある北奥田信号の交差点から広域農道、恋の水神社西の交差点までの道路の整備をする予定はありますか。

2つ目、中奥田信号交差点などの整備についてでございます。

国道247号線にある中奥田信号交差点の改良及び奥田小学校手前までの道路を拡幅する予定はありますか。

執行部の皆さんにおかれましては、町民の皆さんに分かりやすい答弁を期待いたしまして、私の壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

おはようございます。

それでは、本日も明確で分かりやすい答弁に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

廣澤毅議員の御質問にお答えいたします。

初めに、陸上競技場の予約状況と大会及び合宿誘致の経過についての御質問の1点目、大会及びイベントの誘致はについてでございますが、優先予約を含む現在の予約状況については、平日では個人利用日をはじめ、日本福祉大学の授業や部活動でほぼ毎日利用していただき、週末におきましても陸上競技記録会や東海パラ陸上競技選手権大会など、現在、7割ほどの予約をいただいております。また、イベントについても、一般社団法人あいち美浜町観光協会などと連携しながら誘致を進めております。

次に、御質問の2点目、合宿誘致はについてでございますが、2月20日から23日にかけて、筑波大学蹴球部——いわゆるサッカー部でございますが——が実際に町内の旅館に宿泊しながら、日本福祉大学サッカー部との共同

トレーニングをはじめ、大学施設を利用したのモニター合宿を実施いたしました。

また、5月にはパラ陸上競技の事前モニター合宿も予定しており、今後の各団体への合宿誘致に向けて、問題点の洗い出しと改善を行い、誘致につなげていきたいと考えております。

次に、運動公園へのアクセスに必要な道路整備についての御質問の1点目、町道奥田・河和線の整備についてでございますが、運動公園へのアクセス道路の整備につきましては、我々も大変重要なインフラ整備と考えており、特に運動公園から恋の水神社西交差点までの区間において、大型バスの通行が多くなるのではとの見通しにより、現道の道路拡幅は必要と考えております。

しかしながら、国・県の補助金のほかは一般財源を充てることとなりますので、他の大型事業の進捗状況なども考慮しながら進めてまいります。

次に、御質問の2点目、中奥田信号交差点などの整備についてでございますが、こちらにつきましても重要なアクセス道路となりますので、まずは交差点付近の改良工事を計画しているところでございます。

現在、警察などと協議をしながら、来年度着工に向けて地元関係者との調整も進めておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

再質問はありますか。

○9番（廣澤 毅君）

それでは、順番に再質問のほうをさせていただきます。

まずは、週末も陸上関係の記録大会が多く予定されているということではございますが、陸上競技以外の大会なにかは開催される予定はあるのでしょうか。現段階で報告できる範囲で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

先ほどありました、陸上競技等大会、記録会等の予約はいただいておりますが、そのほかの大会の範囲ということで、現在、予約をいただいている団体によりまして、まだ会員等に公表していないという場合もありますので、現段階で報告できるということですので報告をさせていただきます。

まず、一番大きい大会といたしましては、子供から大人、大学生による各種団体のサッカー大会の予約をいただいております。また、大学生によるアメリカンフットボールの大会、さらには美浜町スポーツ少年団に加入している方の利用、また地区によるスポーツDAYの開催等も計画をして、予約をいただいております。

○9番（廣澤 毅君）

何せ美浜町で初めてのことでございますので、何かと、もしかしたら改善点等あるとも考えられますので、またそういった改善点等を逐次なくしていき、また、今、特に口コミですぐ広がりますので、しっかりとPRをしていきたいと、私も努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

走るばかりが陸上競技ではございませんが、投てき競技等もございます。一般的に言えば砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、ハンマー投げ等ですかね。聞くところによると、こういった練習ができないとなかなか困っている人たちが多いということではございますが、美浜町の陸上競技場ではこういった投てきの練習は受け入れる予定でしょうか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○企画課長（戸田典博君）

美浜町の陸上競技場での投てき競技の受入れにつきましてですが、現在、全ての投てき——先ほどおっしゃっていただきました砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、ハンマー投げと言われるものが投てき競技と言われるものですが、愛知県内ではその全ての競技が練習できる競技場というのは、一宮市総合運動場の陸上競技場だけだとこちらは認識をしております。

我が美浜町の陸上競技場につきましては、そのようなことも踏まえまして、各競技ごと、いろいろ利用条件を設けた上になりますが、全ての投てき競技の受入れを利用可能という形で現在準備をしております。

現在の運用といたしましては、毎週火曜日と金曜日の午後の時間帯を投てきの競技別の時間と設定をいたしまして運用していく考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

尾張地区といいますか、一宮の陸上競技場ぐらいしかないということなので、これも一つのチャンスとなると思いますので、ぜひ安全に運用できるようにやっていただきたいと思います。

次に、改めてなんですが、新しく陸上競技場ということでございますので、陸上競技場を利用するに当たっての予約方法、これはこういった形になっておりますか。お願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

間もなく陸上競技場のほうもオープンします。まさにその予約につきまして、既に広報みはまの12月号のほうに予約の案内をさせていただいておりますが、改めて御報告をさせていただきます。

まず、一般利用者の予約につきましては、美浜町内の宿泊施設に宿泊をして陸上競技場を利用する場合につきましては、既に1月5日から今年度中、来年の令和7年3月末までの利用についての予約が可能となっております。

また、そのほかには、30名以上の団体の利用がある場合につきましては、利用する日の月から6か月前から可能、それ以外につきましては2か月前からの予約が可能という形となります。仮に8月16日に、じゃ、陸上競技場の予約をしたいよという団体がありまして、その団体が30人以上の場合だと6か月前から可能ですので、2月1日から予約が可能となります。さらにそれ以外の方ですと2か月前になりますので、6月1日からの予約が可能となるということになります。

なお、個人で利用される方につきましては、個人利用日というのが設けてございますので、その日の設定がある日でありましたら予約なしで御利用をいただけると、現在その予定で予約を受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

1つ確認なんですけど、予約される方が美浜町内の宿泊施設を使った場合、何か特典等ございますか。

○企画課長（戸田典博君）

そうですね、先ほどの予約の開始時期が、まさに美浜町内の宿泊施設を利用して陸上競技場を利用する場合は、今年につきまして、1月末からどこよりも早く予約ができるという特典があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

予約の時期云々もそうなんですけど、利用料金的なことは何か特典等はございますでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

利用料金につきましては、よく合宿誘致等で使っていただける場合は、各団体への補助条件等もありますので、

そちらをまた今から観光協会等と協力しながら詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

よく分かりました。

それと、先ほど答弁の中で専用利用というふうな言葉が入っておったんですが、申し訳ないですけども、この専用利用というのはどういった意味でしょうか。ちょっとお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

今度、陸上競技場を使っていただく場合の利用の仕方といたしましては、先ほどの専用利用と個人利用の2つがございます。

この専用利用というのは、まさに個人、団体のみでフィールド、トラック全てを独占的に使う、ほかの人は利用できないというような仕方が専用利用という、いわゆる貸切りで行うことを専用利用と考えております。

○9番（廣澤 毅君）

よく分かりました。一度は貸切りで使ってみたいものですが、なかなかちょっと難しいと思いますが、分かりました。

改めてまたお聞きするんですが、以前、予約の方法をお聞きしたときには電話での予約しかできないよということでございましたが、今後、陸上競技場もそうですし、総合公園ですか、体育館等も含まれてくると思うんですが、予約する場合はまだ電話だけなんでしょうか。予約の方法をお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

予約の方法についてでございますが、御存じのとおり、現在まだ公園を含みます陸上競技場の周辺エリアにつきましては工事中であるため、一般の立入りができないということで窓口の予約をしておりません。

予約方法につきましては、平日の月曜日から金曜日の午前9時30分から5時までは電話での予約を受け付けさせていただいておりまして、現在、それ以外の時間帯につきましては、運動公園のホームページのほうを立ち上げておりまして、そちらのホームページ内にありますお問い合わせフォームというところからでありましたら、24時間予約の受付を可能としておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

ホームページにあるお問い合わせフォームならば24時間予約が可能ということでございますが、受付する職員の人たちが休みの場合も、予約が来た順に受け付けてちゃんともらえるのか。日にちが空く場合もありますよね、間に休みが入った場合。その辺の対処はどうされる予定なんでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

確かに電話をしていただいた方の受付の時間と、実際に24時間ホームページで受付をしていただいた時間も時間が出てきますので、もし重複する場合につきましては、あくまでも職員の勤務時間、月曜日のときに確認した時点で、重複の場合は連絡をさせていただいて、調整をさせていただくという形で現在進めておりますので、お願いします。

○9番（廣澤 毅君）

最初のときの第一答弁、町長の答弁の中では、イベントについて観光協会と連携しながら誘致を進めていくということでございましたが、具体的なイベント等が答弁には入っていなかったんですが、美浜町あるいは町内の各種団体等で何かイベントをやる予定等があるでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

現在、美浜町の教育委員会の主催事業となりますが、今まで布土小学校のグラウンドで行ってありました美浜町の小学校の陸上競技大会につきましては、10月の末にこの陸上競技場を利用して開催をしていただくという形で決まっておる事業でございます。

現在、そのほかにつきましては、町の主催事業等は日程調整等を行っておるという状況もありますので、お願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

今の企画課長の中では、美浜町のタウンマラソンについてのことはちょっと出てこなかったもので、そこら辺が気になります。今年、総合体育館周辺でタウンマラソンが行われたということでございますが、今年7月に陸上競技場がオープンするわけでございますが、ちょっと小耳に挟んだところ、どうも総合体育館のほうで何かやるような話になっておるようですが、実際のところ、その辺どうなっているのでしょうか。お願いいたします。

○副町長（杉本康寿君）

令和6年度の美浜町タウンマラソンの会場についてでございますが、去る2月下旬に開催されました美浜町タウンマラソン実行委員会において検討しました結果、駐車場の確保などの課題も少ない従来の総合公園体育館周辺とのこととなりました。

その後、本年7月にオープンいたします運動公園、陸上競技場周辺にて開催したほうがよいのではないかと、数多くの方から御意見をいただきました。そこで、次回開催場所決定までに時間的猶予がございますので、運動公園陸上競技場周辺で開催するための課題であります駐車場の確保や新コースなどの検討を担当部署にて行い、再度美浜町タウンマラソン実行委員会にて御審議をお願いするところでございます。

○9番（廣澤 毅君）

皆さんの陸上競技場でやってほしいというような声があるということで、再度審議するというところでございますが、その中で駐車場の問題と新コースの検討ですか。

ちなみに、7月オープン時に何台ぐらい停められるような駐車場の予定でしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

駐車場の整備ですが、公園全体完成時には大体240台ぐらいの今計画をしておりますが、まだ整備途中でございますので、7月のオープン時には40台ほどの今整備をしております。

ただ、それだけでは今からイベントをやっていく中で足りないということで、仮設駐車場といたしまして、まず公園の整備内に15台分を確保いたしまして、あと、公園に隣接します知多西部線用地がございますので、そちらに150台ほど仮設駐車場を整備しまして、オープン時には200台は確保できる駐車場は整備したいというふうに考えてございます。

○9番（廣澤 毅君）

仮設の駐車場を含めて200台ほどは用意できるという話でございますが、今年の美浜タウンマラソンのときの車の台数ですが、駐車場に停めた、聞くとところによると500から600ぐらい車が合ったようなことを聞いております。200台ではさすがに足りないし、もしこちらのほうで検討するというところでございましたら、日本福祉大学さんのほうの協力も得て駐車場を借りるなり、また近くの奥田小学校のグラウンドを借りるということも含めて検討していただいたらどうかなと思いますし、美浜タウンマラソンだけでなく、令和10年で全体が完成するまではどうしても駐車場の問題がついて回ることになると思いますので、あらゆるイベント、それまでですが名鉄電車を利用してもらった方には何か特典をつけるとか、あるいは車以外で、自転車、走ってきてもらってもいい

ですし、近くの人。そういった方には何かの特典、例えば使用料を半額にするとか、町内の飲食店を半額とか割引券をつけるとか、何か考えることはいろいろあると思いますので、そういったことも含めてもう一度しっかり検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、最初の答弁で現在7割ほどの予約をいただいておりますということでございました。まだ3割分ほど空きがあるということでございますが、陸上競技場のフィールドの空き情報、実際はどのぐらい、何月とか、その辺のことも含めてお答えください。

○企画課長（戸田典博君）

現在、陸上競技場の空き状況ということで、最初、第1答弁のほうで町長のほうから、週末につきましては7割、ここも徐々にいろいろ大会のほうで増えていくかと考えております。

さらに、また多くの団体が合宿で使っていただけるようということで、現在、大学が休みの8月、あと2月、3月の平日の時間帯につきましては、大学利用のほうも少し合宿誘致のほうに重きを置いていただきまして、現在のところ、8月、2月、3月の平日につきましては、合宿誘致を広く進めるという観点から予約のほうが可能となっております状況でございます。

○9番（廣澤 毅君）

8月、夏休みとか、2月、3月はまだ平日には余裕があるよということでございますので、私も賛成した一人としてはしっかりPRもしていきたいと思っておりますし、担当各所もしっかりPRしていただきたいと思ひますし、町長も会合とかでいろいろよそへ出かけることも多いと思ひます。当然PRもされておるとは思ひますが、いま一度トップセールスでPRをよろしくお願いいたします。

次に、合宿誘致に向けてのほうの質問をさせていただきます。

合宿誘致に向けて町内団体とは連携しておるといふことでございますが、具体的にはどういった連携をしておるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

合宿に来ていただく方、もちろん陸上競技場のフィールドも大切なんですけれども、そちらを受け入れる旅館とか、そういう受入れ側の連携も必要だと考えておまして、昨年に引き続きまして元サッカー日本代表専属のシェフでありました西さんを今年もお招きをいたしまして、今年は観光協会の旅館部の皆さんと、やはり美浜町に来ていただいた思い出を少しでも残していただくために、美浜町の食材を利用したアスリート向けの食事の開発ができないかということで、実際に食事メニューの開発や、美浜のものを持ち寄って西シェフに食べていただきながら、今後こうしていきたいよといふことの開発に向けての意見交換などを実際に開催させていただきまして、今後、西シェフ監修とか、少し美浜ならではの食品開発のほうに向けて現在も進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

サッカー日本代表の専属シェフの西さんを招いてのアスリート向けの食事の開発ということでございまして、引き続きこういったことも継続でやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

運動公園のアクセスに必要な道路整備についてのほうの再質でございますが、最初に町道奥田・河和線の整備についての再質をさせていただきます。

町長の第1答弁では、特に運動公園から恋の水神社西交差点までの区間においては、現道の道路拡幅は必要と認識はしているが、なかなか財政面のことも含めてやることは難しいだろうといふことで、今のところ予定や計

画はないということで間違いないでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

廣澤議員御質問されたように、運動公園のアクセスにつきましては、恋の水神社の交差点から農面道路を来るルートと、中奥田の信号から247号を通ってきた人が入ってくるという2つのルートが主なルートになると想定しております。

その中で奥田・河和線、いわゆる農面道路ですけれども、町長が答弁したとおり整備が必要という認識はしておりますので、長期的な予定としては、計画はもちろん持っております。ただ、今運動公園のところの奥田・河和線の付け替え、これも大きな事業でございますし、小中一貫校の計画もございますので、そういった大型事業等の進捗を見ながら具体的な計画イメージをまた見つけていきたいなというふうに思っております。

○9番（廣澤 毅君）

長期的には計画を持っているということでございますが、ちなみに、答えられる範囲で構いませんが、その道路ですが、どういった断面というか、感じの道路を予定しておられますか。お願いいたします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

今現在整備中の付け替えの運動公園に隣接する奥田・河和線が約幅員11メートルで、片側に歩道がつくという道路の計画で造っておりますので、同じような断面になるという予定でございます。

○9番（廣澤 毅君）

道路の拡幅はやはりお金、距離もそうですね。恋の水西の交差点までですと750メートルか800メートルぐらいまだあるんですかね。なかなかすぐにはできる工事じゃないとは思っております。それは私も認識はしております。

認識はしておりますが、運動公園、陸上競技場等がオープンするに当たり、やはり今まで来なかったような人たちも来ることになると思いますし、お出迎えするということ言えば、やはりそれなりに準備も必要だと僕は思っております。道路の拡幅工事ができなくとも、例えばアクセス道路になる部分には標識等を設置するとか、道路の除草作業、草刈り作業、そういったことをするとか、一般のうちでもお客様を迎えるに当たり、掃除する、あるいは何かおもてなし用にケーキだとか用意するとか、いろいろあると思います。常にきれいにしているうちはちょっとまた別かもしれませんが、そういったことを考えれば、やはりこのアクセス道路になる部分には標識等も設置したほうがいいと思うんですが、まずその標識の件をお聞きいたします。アクセス道路のどの辺りに、何か所あたり設置する予定でしょうか。

○秘書課長（大松知彰君）

案内標識の設置についてでございますが、来年度の当初予算案で運動公園への案内標識の設置を予定している箇所は3か所でございます。1か所目は美浜インター出口において西へ向かう標識、2か所目は知多広域道路、ふるさとロード入り口から南に向かう標識が2か所目です。3か所目は恋の水神社西の交差点から西に向かう標識の設置を予定しております。

○9番（廣澤 毅君）

今の説明によりますと、南知多道路、美浜インター下車からのルート、広域農道のところに3か所設置するというのでございますので、国道247号線方面の北奥田の交差点あるいは中奥田の交差点には、まだ来年度は設置する予定はないということで、確認です。お願いします。

○秘書課長（大松知彰君）

先ほど町長答弁にもありましたように、東海パラ陸上競技選手権や大学のサッカー部の合宿など、遠方から多

くの方が美浜町にお越しになることが想定されておりますので、まずは美浜町の玄関口となる美浜インターから陸上競技場を含む運動公園までの導線の案内を確保して、その上で議員御指摘の国道247号等からの案内も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○9番（廣澤 毅君）

ちなみに国道247号線方面はいつ頃設置する予定か、答えられなければ分かりませんが、それはどういった予定ですか。

○秘書課長（大松知彰君）

247号からの案内ですけれども、予算的にはまだ上がっていませんが、導線ですね、インターを使って来られる方が多いのか、あるいは国道を使ってこられる方が多いのか、そのあたりを分析して、必要が生じれば早めに検討してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

ぜひ知多半島道路、南知多道路から来る人が多くなるのかもしれませんが、やはり産業道路方面から国道を使ってくる方も当然見えると思いますので、なるべく早い時期にまた設置のほうをよろしくお願いいたします。

次に、先ほど草刈りのお話をさせていただいたんですが、この町道奥田・河和線、路肩等の草刈りは年間どのぐらいの頻度でやられているのでしょうか。お願いいたします。

○建設課長（茶谷昇司君）

町道奥田・河和線の草刈りになりますが、こちらは年に1回、夏前に草刈り工事のほうの発注をしております。その後につきましては、状況を確認しながら職員で対応するなどしております。

○9番（廣澤 毅君）

基本は年に1回ということでございまして、あとは職員の皆さんがその都度対応するというもので、それは御苦労さまでございますが、発注できるように、多くの方に利用していただいて、また税金でそれをできるようなふうに回れるといいかなと思っております。

道路整備ということで、町道奥田・河和線の防犯灯のことに触れさせていただきますが、今、運動公園から広域農道、恋の水神社西交差点のところまで約現道1キロぐらいあるんですが、そこに防犯灯は1か所で、その後河和方面のほう、給食センターのほうまでなんですが、約2キロぐらいですかね、6か所。

今後、ここを利用する方が増えることを考えると少ないかなと思うんですが、その辺どういった考えでしょうか。お願いいたします。

○防災課長（富谷佳成君）

この当該道路につきましては、河和から奥田中北3区にわたる路線でありますので、該当される区、河和区や奥田北中区から防犯灯の設置の要望が上げられれば、費用対効果などを検証しながら検討してまいります。

○9番（廣澤 毅君）

今、たまたま運動公園のアクセス道路として質問させていただいておりますが、実は11月、去年の産業まつりのとき、御用聞きコーナーでも何人かの方が、この町道奥田・河和線が暗いと、もっと防犯灯を増やしてくれないかなという意見も受けておりますので、いま一度検討していただきますようよろしくお願いいたします。

それで次にですが、北奥田交差点から運動公園への区間、近いところは今整備されておりますが、それよりももう少し西側といいますか、住宅があるところですかね。いまだに水路が蓋をされていない部分が数百メートルぐらいあります。当然、運動公園に行く子供たち、自転車とかも多分いると思うんですが、通ることになることを考えると、やはり安心・安全に通行できないんじゃないかと思われるんですが、その辺は何か整備する予

定はないでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

北奥田交差点から運動公園までの間でございますが、危険な箇所や施設が壊れているなどの場所があれば、予算の範囲内でございますが、すぐに対応させていただきます。

ただ、数百メートルという規模になりますと、道路の利用状況などを考慮しまして、地元関係者と調整しながら予算のほうを確保し、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○9番（廣澤 毅君）

分かりました。

次に、中奥田信号交差点などの整備についての再質でございますが、いま一度ちょっと確認なんです、来年度着工に向けて地元関係者との調整を進めておるということでございますが、この着工というのは改良工事の着工という意味でよろしいでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

今回、来年度予算のほうに計上させていただいておりますのは、交差点付近の隅切り工事と区画の工事を予定しております。

○9番（廣澤 毅君）

今、交差点付近の隅切りの辺の工事をということでございましたが、ということは、交差点から奥田小学校手前ぐらいまでの拡幅工事は、まだまだなかなか計画はされていないということでございますでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

まだ交差点以外にも未整備の箇所が小学校までの間にはございますので、今後も地元関係者と調整に努めて道路の整備を進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○9番（廣澤 毅君）

よく分かりました。

運動公園へのアクセス道路として質問させていただきましたが、昨日も小中一貫校を日本福祉大学の中という話もございました。将来的なことですのでなかなか難しい話とは思いますが、もしそこに学校ができるということになれば、当然、この辺の周辺の交差点も含め、スクールバスなり、また西側の中学生でしたら自転車通学等を通るルートになると思いますので、ぜひ安心・安全に通れる道路として整備のほうをよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席にお戻りください。

〔9番 廣澤毅君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時ちょうどいたします。

〔午前9時46分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 茶谷佳宏議員の質問を許可します。茶谷佳宏議員、質問してください。

○２番（茶谷佳宏君）

皆さん、おはようございます。

私は目が悪いので、原稿を顔に近づけなければ読むことができません。そのため、見ている人にはお見苦しいところもあるかと思いますが、どうぞ御容赦ください。

質問に先立ち、今年１月１日に発生しました能登半島地震で被災された皆さんにお見舞い申し上げます。今回の能登半島の地震は、私たちが住むこの知多半島と同じように半島の先端付近で発生した地震ですので、道路が寸断されて、人材、物資などの輸送に大きな影響を与えました。このことは私たちもこの知多半島の先端近くに住むまちとして、このことを教訓として今後の減災、防災ということに、ぜひ心がけていかなければならない問題だと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

初めに、１項目めの美浜町の水道の安全性について。

能登半島地震では、ライフラインである水道の復旧に長い期間がかかっています。美浜町の基幹水道管の耐震性について、「愛知県の水道」の水道年報令和３年度によりますと美浜町の水道管の耐震管率は、愛知県営水道を利用している自治体では最も低い９.４％でした。令和４年度末では１０.７％となっており、本町の水道に関する次の質問をさせていただきます。

モニターを御覧ください。水道年報のうち知多管内の数値を抜粋してグラフにしたものです。

それでは１点目、本町の耐震管率が低い理由は。

グラフに示されるように知多管内でも特に低い状態にあります。その理由は何と考えますか。

２点目、耐震適合率と耐震管率が同じ理由は。

グラフにあります耐震適合率と耐震管率の説明と、率が同じ理由は何か説明してください。こちらのグラフにありますように青色とオレンジ色の棒グラフになっていますけれども、美浜町は同じ数値になっています。

３点目、今後、耐震管を布設する範囲、目標年次、耐震管率は。

今後の耐震管を布設する範囲、目標年次及びその時点での耐震管率は何％になりますか。目標年次を出す上で、１年当たりの工事費と補助金などを除く自己財源の必要額は幾らになりますか。

４点目、愛知県の水道管の耐震管率は。

本町の配水池に届くまでの愛知県の水道管の耐震管率はどのようになっていますか。

５点目、本町の配水池の耐震性は。

本町の水道水は１００％県水を水源とする事業であり、県の水道管の耐震化が進んでいても本町の配水池の耐震性が低くては、事業の運営は困難であります。本町配水池の耐震性はどのようになっていますか。

６点目、一般会計から繰入れをして耐震化工事を進める考えは。

今後、本町の水道管の耐震化を進める上で、水道料金の財源だけではなかなか進みません。そのため本町住民のライフライン確保のためにも、一般会計から繰り入れて耐震化工事を進める考えはありませんか。

２項目め、姉妹都市の必要性について。

本町では過去、姉妹町との交流がありましたが、市町村合併により相手方の自治体がなくなり交流もなくなりました。能登半島地震の救援状況や二次避難などの状況などを見ながら、国内自治体との災害時応援協定を含めて平常時から文化、歴史、観光、スポーツなどの交流を進めるために、姉妹都市としての交流が必要と感じてい

ます。本町の考えを伺います。

3 項目め、学校再編説明会の感想で出された不安について。

第 2 回住民説明会参加者の感想を見ると不安の声が多くありました。住民の不安を取り除くためにも、次の質問をします。

1 点目、小中一貫校で魅力ある教育は何か。

小中一貫校で魅力ある教育を目指すの説明されましたが、具体的にはどのような教育を進める方針ですか。また、日本福祉大学とどのような協議を進めていますか。

2 点目、通学手段に不安はないか。

説明会では候補地を日本福祉大学敷地内とした場合、スクールバスが15台から20台必要と資料にありましたが、これは小学生、中学生を対象にしたものですか。

3 点目、大学との協議の状況及び今後の契約などはどのように進めるのか。

大学の施設を使用する場合の使用料金などは協議していますか。今後の契約はどのように考えていますか。

4 点目、保護者や子供たちの意見を聞く考えは。

住民説明会で日本福祉大学敷地内を候補地にすると発表されましたが、保護者や子供たちの意見を聞く考えはありませんか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、茶谷佳宏議員の質問にお答えをいたします。

私からは、美浜町の水道の安全性についての御質問の 1 点目から 6 点目までと姉妹都市の必要性についての御質問にお答えし、それ以降の御質問については教育部長から御答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町の水道の安全性についての御質問の 1 点目、本町の耐震管率が低い理由はについてでございますが、町内全域への配水管布設工事、石綿管の布設替え並びに河和配水池及び上野間配水池の整備に多額の経費と時間を要し、本格的に耐震化工事に着手したのが平成25年度からとなったことが、耐震管率の低い要因でございます。

次に、御質問の 2 点目、耐震適合率と耐震管率が同じ理由はについてでございますが、初めに耐震適合率でございますが、耐震管に布設されている地盤がよいことを条件に耐震管とみなす管を含んだ率でございます。一方、耐震管だけの率が耐震管率でございます。本町としては、町独自の地盤調査を実施しておらず、地盤の判断をする根拠がないことから、耐震管だけを計上するため同じ率となっておりますが、仮に耐震管とみなす管を含むと耐震適合率は62%となります。

次に、御質問の 3 点目、今後耐震管を布設する範囲、目標年次、耐震管率についてでございますが、現在実施しております重要給水施設配水管布設替工事は、平成30年度に策定した美浜町水道事業経営戦略で、令和10年度までに耐震化率14%以上の達成を目標として進めております。工事費でございますが毎年 1 億3,000万円程度の投資で、現在の国の補助率が 3 分の 1 でありますので約9,000万円が町の負担となります。

次に、御質問の 4 点目、愛知県の水道管の耐震管率についてでございますが、令和 3 年度末で82%と伺って

おります。

次に、御質問の5点目、本町の配水池の耐震性についてはでございますが、平成15年度に耐震診断を行っており、河和配水池の6,000トンと上野間配水池の800トンのタンクについては、耐震性に問題がないとの結果が出ております。

なお、耐震性が不安定との結果が出た河和配水池の1,000トンと500トンのタンクにつきましては、平成18年度に撤去し、新たに2,000トンのタンクを築造しております。したがって、現在の耐震性に問題はございません。

次に、御質問の6点目、一般会計からの繰入れをして耐震化工事を進める考えについてはでございますが、一般会計においても厳しい財政状況であり、繰入れは困難であると考えております。

次に、姉妹都市の必要性についての御質問でございますが、本町では、過去に岐阜県八幡町や神岡町などと姉妹町提携を締結しておりましたが、現在ではございません。本町は特産品の相互販売をはじめ、スポーツを核としたまちづくり事業や学校交流事業で、新潟県妙高市と地域間連携都市として交流を進めておりますので、今後もし引き続き交流を進めていければと考えております。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、学校再編説明会の感想で出された不安についての御質問の1点目、小中一貫校で魅力ある教育は何かについてでございますが、大きく3点挙げられます。

まず1点目は、本町の恵まれた自然、文化などの地域資源や地域人材を活用し、ふるさと美浜のよさを知り、ふるさと美浜に誇りと愛着を持つ児童生徒を育てるふるさと学習の推進でございます。2点目は、知的財産である日本福祉大学との連携による質の高い教育の提供でございます。また、教員を目指す大学生が児童生徒と関わる場面を設定し、教員だけでなく多くの大人で児童生徒の活動を支援してまいります。3点目は、小学校1年生から中学校3年生が同じ空間で学校生活を送る施設一体型の小中一貫校のよさを生かす、9年間の系統的な教育課程の推進でございます。

また、大学との協議につきましては、本年2月14日に交わした覚書に基づき協議してまいります。これまで学校教育の中で連携して進めている事業を継続、拡充し、魅力ある教育の推進に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、通学手段に不安はないかについてでございますが、11月、12月に行った住民説明会で示した際のスクールバスの台数については、建設場所がまだ決まっていない段階において、町の中央部と東西の候補地での比較できる想定台数を示したものであります。また、小学生の児童数で仮に積算した台数でありますので、この時点では中学生については含まれておりません。児童生徒の安全・安心な登下校は重要な課題であると認識しておりますので、安全に通学できる方法を、徒歩、自転車、スクールバス、鉄道などあらゆる交通手段の中で検討してまいります。

次に、御質問の3点目、大学との協議の状況及び今後の契約などはどのように進めるのかについてでございますが、大学との協議は覚書に基づき協議してまいります。

次に、御質問の4点目、保護者や子供たちの意見を聞く考えについてはでございますが、学校再編の当事者である保護者や児童生徒に意見を聞くことは重要なことだと考えております。これまでも住民説明会のほか、保護者説明会、保護者アンケートなどを行っており、児童生徒についても、学校再編についてのアンケート調査を行っております。その際には、何を聞くか、何について意見をいただきたいかが重要であると考えており、安全・安心の通学や新しい学校に必要なだと考えるもの、こんな学校だったらいいなという意見などを取り入れていくた

いと考えております。また今後、検討が必要になってまいります校歌、校章、制服、体育のジャージなどについては、当事者である子供たちの意見や要望を踏まえて検討していくべきであると考えております。

○議長（大寄暁美君）

再質問ありますか。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、順次質問させていただきます。

最初の美浜町の水道管の安全性についてのところで、耐震適合率と耐震管率を算定する耐震管の種類だとか継ぎ手というのは、耐震適合率と耐震管率を算定する上では同じ種類のものなのかどうかお答えください。

○水道課長（竹内健治君）

管種と継ぎ手についてでございますが、耐震適合率と耐震化率を算定する上での耐震管についてでございますが、耐震適合率につきましては、G X型やN S型などといった耐震継ぎ手のほかに、条件によってK型といった一般継ぎ手のほうが含まれる場合がございます。それによりまして管種としては同じでございますが、継ぎ手については全てが同じではございません。

ちなみに、美浜町といたしましては、K型と言われる一般継ぎ手のほうを含んでおりませんので、両方が管種、継ぎ手、いずれも同じでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

今のお話ですと継ぎ手が違うということですが、現在行っている工事については、耐震管率に含まれる継ぎ手を使っているということでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

現在行っている工事につきましては、全て耐震継ぎ手を使った管で行っております。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、今後においても耐震管率を高める上では順次進めていただきたいと思いますのですが、進める上で、美浜町は今年7月の検針から水道料金を上げるということになって、条例改正されました。ただ、このまま耐震化を進めていく上では、水道料金をどこまで上げてということを経済が納得するかどうかという問題があります。

今回の能登半島の地震の被災地では、ライフラインである水道の復旧に時間がかかっています。住民の生活は制限を受けているというのは、皆さんも御承知のとおりだと思います。住民の生活の安心・安全を確保する上でも、一般会計からの繰入れをして耐震化工事をいち早く進めるという考えは、再度伺いますけれどもありませんでしょうか。財政担当の総務部長、ぜひお答えください。

○総務部長（中村裕之君）

水道事業に一般会計からの繰入れはできないかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、一般会計から繰入れしている自治体があることは、私どもも承知しております。しかしながら、本町では大型事業を抱える中、民生費等が年々増大してまいりまして大変財政的に厳しい状況となっております。したがって、一般会計からの繰入れに関しましては考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

○2番（茶谷佳宏君）

美浜町も人口減少している、また財政的にも厳しいというのは承知しておりますけれども、愛知県の水道年報の中でも、1,000万円以上の金額を繰り入れて行っている市町が15自治体あるということをぜひ紹介させていた

だいて、今後検討していただければと思います。

それでは、次の姉妹都市交流について再質問させていただきます。

地域間連携ということでは交流を、以前は進めてきたということですが、本町が被災した場合の二次避難及び人材の支援などを目的とした協議というのは、今後進めていく考えはあるのかどうかお答えください。

○防災課長（富谷佳成君）

大きな災害が発生した際にはそのような対応は必要不可欠であることから、被災者の二次避難や人材支援の要請が行えるよう、災害時相互応援協定を山形県最上町や富山県南砺市、長野県阿智村など県内外の多くの市町村と締結しております。

○2番（茶谷佳宏君）

今言われた3つの自治体とそういう災害協定を結んでいるということですが、その内容について、もう少し具体的に説明いただけますでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

ただいま申しあげました山形県だとか長野県だとかいう、市町の協定ですが、防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定という協定を締結しております。提携している対象としましては、先ほど申しあげました山形県最上町、山形県遊佐町とそして富山県南砺市、長野県阿智村、辰野町、宮田村、そして日本福祉大学が入っております。そこに私ども美浜町も一緒に入っておりますのでございます。

協定の内容としましては、災害時における協力要請というのが協定でございます。

○2番（茶谷佳宏君）

第1答弁の中では、そのような内容についてはなかったということがあるかと思いますが、二次避難や何かも含めて、そういう協定の中に含まれているのかどうかというのは、お答えいただけますでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

最大限そういった要請をお互いにしていくという内容になっておりますので、二次避難だとか支援者の要請とかいうこともできる規定になっております。

○2番（茶谷佳宏君）

その中でも山形県のところが入っているということの中では、相当距離的に遠いところでありますので、二次避難や何かについてはなかなか難しいのかなというのも考えます。長野県の阿智村だとか、南砺市だとかということの中で考えますと、そういうところとの日常的な交流もぜひ考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に、3項目めの再質問のほう入らせていただきます。

小中一貫校による魅力ある教育ということで、3点挙げられました。1つ目にふるさと学習、2つ目に日本福祉大学との連携による質の高い教育、3点目に9年間の系統的な教育課程、このようなことを挙げられましたが、具体的な内容がなかなか見えてきません。小中一貫校にしなければできないことが伝わってきません。もう少し具体的な目指すべき教育について説明してください、よろしくお願いします。

○教育長（伊藤 守君）

小中一貫校による魅力ある教育に関して具体的なことについて、お答えをいたします。

1点目のふるさと学習についてでございますが、このことについては、昨日の野田謙弥議員の一般質問の答弁とかぶるところが多くございますが御了承ください。

美浜町には、ほかの市町に誇れる偉人がいたり、文化財などがあります。また里山里海など恵まれた自然環境

があります。これは美浜町のよさであります。偉人や文化財などについて学習したり、恵まれた自然環境を生かした体験活動をしたりすれば、子供たちが美浜町のよさを知ったり、感じたりすることになっていくと思っています。また、3つ目の9年間の系統的な教育課程と関連しますけれども、美浜町のよさを知り体験する学習を踏まえて、美浜町のよさを発信する学習や美浜町の将来を考える学習へと、9年間で系統立てた学習を進めてふるさと美浜のよさを知って、ふるさと美浜に誇りと愛着を持つ子供たちを育てるふるさと学習を推進したいと考えております。

2点目の大学との連携による質の高い教育についてお答えします。

具体的な内容は今後また大学と詰めていく部分もございますが、一例ですが、先月、河和小学校の先生が大学の先生と共に授業づくりを行いました。その授業を河和小の先生方が参観をして、授業後に大学の先生を交えて研究協議会を実施いたしました。こうした取組は授業づくりを行った先生だけではなくて、授業を参観して、研究協議会に参加した先生方にとっても授業力を向上させる大切な研修です。大学の先生が歩いて来られるような環境になりますので、このような機会を多くつくることができると思っています。授業力を向上させる特効薬はございませんが、こうしたことを積み上げていくことが先生方の授業力の向上につながって、質の高い授業へつながっていくと考えています。また授業研究だけではなくて、大学の先生を講師とした講演会、例えば、いじめ、不登校に関することなども開催しやすくなります。授業力だけではなくて、先生方の教員としての力量向上にもつながっていき、質の高い教育へつながっていくと考えております。

3点目の9年間の系統的な教育課程についてお答えをいたします。

一例が、先ほどふるさと学習のところでお話ししたことでございますが、例えば小学校1年生から4年生までは、主に美浜町のよさを知る学習や体験学習をさせ、小学校5年生から中学校1年生ぐらいまでに主に美浜町のよさを発信する学習をさせ、最終段階、中学校2年生、3年生で将来の美浜を考える学習をさせるなど、小学校6年、中学校3年という区切りで考えるのではなくて、子供たちの発達段階を踏まえて9年間を見通した教育をしてまいりたいと思っています。また小学校1年生から中学校3年生までの幅で、子供たちの縦割り活動や交流活動が可能になります。また小学校、中学校合同での学校行事も可能になります。このような活動を通して、子供たちの憧れ、自覚、優しさ、思いやりといった心の成長も期待できると考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

ただいまの説明の中で3点ともというか、3点目についてはある程度理解できますけれども、1点目のふるさと学習について、小中一貫校9年間でないといけないという理由になっているのかどうか、なかなかそれだけでは理解してもらいにくいのではないかとこのように感じますがけれども、小中一貫校9年間でないといけないということなのかどうか、もう少し説明いただけますでしょうか。

○教育長（伊藤 守君）

小中一貫校でなくてはできないのかという、そういうことだと思うのですが、小中一貫校でなくてはできないのかと言われると、そうではないということを思います。ただ、小学校と中学校の先生方が同じ職員室内で仕事をするという職場環境になります。同じ校舎の中に小学生、中学生がいるというそういう環境になりますので、そういった教育課程を組みやすい、そういう環境ができるというふうに考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

2点目の日本福祉大学との連携の点でも、今現在、もうやられているところもあると思いますし、小中一貫校でないといけないというのは、なかなかちょっと見えてこないのかなと。せっかく日本福祉大学は美浜町にあるのですので、連携はぜひ進めていただきたいと思いますし、今後においても、今ある人材、そういう大学という

資本、そういうものを活用しながら教育を高めていただくというのは必要なことだと、私も感じています。

それから、こちらの２点目の内容の中で、日本福祉大学の敷地内と建設候補地を発表した今、具体的に地区別、児童生徒別にどのような通学方法を考えていますか。また必要なスクールバスの台数というのは、先ほど中学生の部分は含まれていないということでしたけれども、中学生を含んだ場合、何台になると考えているのでしょうか、お答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

児童生徒の安全・安心な通学方法、それからスクールバスについてでございました。昨日も同様の御質問の中でお答えしておりますが、改めて申し上げたいと思います。

児童生徒の安全・安心な登下校につきましては、大変重要な課題であると認識しております。安全に通学できる方法、これにつきましては徒歩、自転車、それからスクールバス、またそこに鉄道も加えまして、あらゆる交通手段の中で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

スクールバスの運用でございます。これはバスの大きさ、それから道路事情、運行経路など検討することがまだまだあると考えております。大型のバスですとたくさんの児童生徒を運ぶことができますが、なかなかそれは道路事情で入れない道もあると思います。バスの台数を含めました交通手段の具体的な検討、これにつきましては、昨日も申し上げましたが検討部会を設置しまして、またそこでは現在民間のバス会社へのヒアリング、情報収集も行っておりますので、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○２番（茶谷佳宏君）

御答弁の中で鉄道の利用についても触れられていましたけれども、具体的にはどこの地区の児童生徒が可能であると考えていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

鉄道の利用についてでございます。これは小中一貫校、日本福祉大学は、知多奥田駅の目の前でございます。そういった利点も生かしまして、これもう実はバス会社のほうと話をしている中で、あらゆる交通手段を私たち、初めはあまり想定していなかったんですけれども、鉄道もしっかりと奥田とか上野間ですとかありますので、知多新線の利用のことも含めまして名鉄さんもしっかり協議をして、鉄道の利用、どの子が行けるか、また学年によっては低学年は無理であろうということもありますので、こういった年齢層、こういった場所の子が乗れるかどうかもしっかりと安全面を考えて、あらゆる交通手段をまずは洗い出しをして考えていきたいと思っております。

○２番（茶谷佳宏君）

今のお答えの中ですと、具体的にどこの地区の子供たちを鉄道でという想定はしていないということによろしいのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

現在まだしておりません。

○２番（茶谷佳宏君）

それでは、次に移ります。

２月１４日に交わされた日本福祉大学との覚書の内容について、具体的に説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

覚書でございます。これは私たちとまた大学のほうと、いろいろな約束事があります。しっかりと文書で示して決めていくことが大事なことでございますので、覚書を交わそうということで、覚書を２月１４日に締結させて

いただいております。

この中で具体的な内容についてということでございますので、大きく3点、申し上げます。

1点目は、まず日本福祉大学美浜キャンパスの敷地内での設置についての了承についてでございます。2点目でございます。小中一貫校の建設予定地、その敷地の無償貸与についてでございます。3点目でございます。こちらは日本福祉大学、現在もいろいろな学校の施設がございます。そういった既存の施設の共用、また改修等がございますが、そのあたりの費用負担などについて、小中一貫校設置に関わる基本的な事項について記したものでございます。また、こういった初めての取組でございますので、しっかりと私たちと日本福祉大学が共同で設置をする、そういった協議組織をしっかりとつくってお互い意見交換をして進めていくということが、そちらの覚書のほうで示されておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

茶谷議員、今、10分を切りましたので、9分になりましたので。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、無償貸与ということですが、敷地については無償ということではよろしいかと思うのですけれども、その後の共用の部分の施設の利用や何かについては、使用料だとか、そういうものも無償ということではよろしいでしょうか。

○教育部長（夏目 勉君）

今の使用料等に関しましても、まさに今、これから大学さんのほうと協議をしていく運びとなっております。使用料につきましても今、協議をしておるところでございますのでよろしくお願いいたします。

○2番（茶谷佳宏君）

それから、年末から年始にかけて、保護者、小学生と、それから保育園児の保護者についてのアンケートを実施したという報道がありましたけれども、この3月の広報みはまでもそのアンケートの結果が出ておりました。その中で通学方法についての課題というのは、76.7%の保護者が課題と認識しているということがあります。この辺のことについて、このまま日本福祉大学の敷地内でのいいのかどうかという問題をどう捉えるのかどうか、これだけの不安があるのにこのまま進めていいのかどうか、もう少し具体的な内容を示して、やはり保護者に対して、その場所でいいのかどうかというアンケートを取る必要があるかと思っておりますけれども、その辺について、そういう考えはあるかどうかお答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

保護者アンケートについてでございます。

私たちは、保護者の皆さん、PTAの方々と各学校を回って説明会、また各地区を回っての住民の方への説明会、それから先日、年末に行いました多くの町民の方への説明会、いろいろなところで場所を変えてテーマを変えて説明会をしております。なかなかそういったワークショップも開催しておりますが、そういった説明会ですとかワークショップに参加できない、時間の関係、日程の関係で参加できない方も多く見られますので、年末年始にかけまして保護者の方を中心に保護者のアンケートを取りました。これは小学校にお子さんを持つ親御様、また現在、保育所にお子さんを持つ親御様、全ての保護者の方に案内を出しまして、今、多くの方がスマートフォンを持っておりますので、そういったもので簡単にQRコードで読み取れる、またそこには私たちが説明をした動画を流して、またそこで質問が出た内容について示したものを皆さんに見ていただいた上でのアンケートを取っております。

アンケートを取る趣旨としては、私たちのことがしっかりと伝わっているかということをまず第一に、皆さん

に聞きたいことであります。あと期待と不安が新しいことをやるには必ずありますので、そういった不安が何かということ、また期待することは何かということ、課題をしっかりと洗い出しをするというのが私たちのアンケートを取った目的でございますので、こういった通学路のことがすごくやっぱり関心が高いということは改めて認識しておりますので、より安全に児童生徒の皆さんが通学できて、保護者の皆さんが安心できるような方法を私たちは取っていききたいというふうに考えておりますので、このまま丁寧な説明会、理解していただけるようなことを繰り返していきたいと私たちは考えています。

○2番（茶谷佳宏君）

先ほども言いましたけれども、このアンケートの中で通学に対する課題、不安に思っている方が先ほど言ったように76.7%、また大学の敷地内に設けるということで、安全面についての課題を持っている方が65%いるということでありました。またその前に理解度ということでは、よく理解できたとか、ある程度理解できたというのを合わせると6割程度の方が理解できたとはありますけれども、この通学だとか安全面のことについて、これだけの課題を抱えている現在の中で、もう少し具体的な内容を説明しないとなかなかそれが納得されたというふうにはならないのではないかと思います。

理解できたというのは、子供の数が減ってきて、ある一定量は統廃合もやむを得ないというふうなことにについては理解できているのではないかと思いますけれども、ただ不安の面がこれだけ大きい数として上がってきている状態のまま進めるということには問題があると思いますので、もう少し具体的な内容を保護者や何かに説明していく必要があると思いますけれども、その辺はどう考えますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

課題に対しては、その対処法をどういうふうにしたらいいかということ、考えていく必要が当然あると思っています。私たちはその理解度につきましても、理解をされているという方、また理解がとてもできないという方、ちょっとよく分からないという方、たくさんおられると思います。理解を少しでもしていただくように説明を繰り返していくということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、そういった課題に対する具体的な対応策についても今後しっかりと議論をして、協議をして、説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

やはりもう少し具体的な内容を保護者に説明する必要があると思いますので、その辺、特に通学の問題については、東部の保護者からは多くの不安を抱えているというのは実態だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

この問題については、美浜町の将来を大きく左右する問題です。住民及び保護者の納得を得られるような形で進めていただく必要があると思います。日本福祉大学敷地内でよいのか、賛否を問うようなアンケートをぜひ実施していただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席にお戻りください。

〔2番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を11時5分とします。

〔午前10時49分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔８番 森川元晴君 登席〕

○８番（森川元晴君）

皆様、こんにちは。新風みはまの森川でございます。今回、最後の質問者となりました。

今回の質問は、刻々と変わる社会情勢、突如襲いかかる未曾有の災害と先の読めない状況の中、財政の話は大変難しいなというように感じておりますが、多くの住民の皆様様に議会の声として現状をお伝えしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

１、財政状況について。

財務省は、国の借金が2023年度末時点で1,286兆4,520億円となり過去最大を更新したと発表されました。物価高対策や社会保障費の伸びなどによる歳出の膨張を基本的な収入で賄えず、国債頼みの予算編成が続くことが要因であると報道されていますが、地方財政も長期債務が累積するなど深刻な財政危機に直面している自治体も多く、今後、自治体間の財政力格差はさらに広がり、中央への一極集中はますます進むと考えられます。今後も美浜町が適正な財政運営を行うためにも、財政状況に対し住民の理解と協力を得ることは大変重要であります。将来を見据えた町執行部側の考え、運営を改めてお聞きます。

（１）基金の現状について。

財政調整基金をはじめ特定の目的基金は、社会情勢に伴う財政不況などによる緊急事態や予算不足に対する必要な財源であります。現状と今後の不測の事態、公共施設などの整備に対し必要とされる財源の確保をどのように考えていますか。

（２）地方債の現状について。

町債の残高の現状について、今後も人口減少、特に労働力人口の減少は税収の減にも直結しますが、住民サービスへの影響と償還計画をお聞きます。

（３）財政力指数について。

現在の財政力指数は3か年平均0.64であります。健全化判断比率の状況についてどのように判断し、今後の税収減を踏まえ将来の負担についてどのような考えをお持ちでしょうか。

大きな2番です。直営と指定管理者制度について。

指定管理者制度は、民間企業などならではの柔軟な発想による事業の効果、住民サービスの向上、経費削減を図りつつ適正かつ円滑に管理されることが条件であると思われませんが、町の方針についてお聞きます。

（１）指定管理者制度の導入について。

町が委託する民間企業などによる運営管理は、予算や職員数の削減などその効果は多々あると思いますが、本町ではどのような効果を重視し導入していく考えですか。

（２）運動公園事業の運営について。

特に事業開始の運営は大変重要で、その後の運営管理にかなりの影響を及ぼすと思われます。専門的な知識や営業を含めた実践的な計画、積極的な行動などが求められ、早期に体制を確立しつつ、効果的な指定管理に向けた準備を並行して行う必要があります。2年間は直営で運営するとのことですが、想定されるこれらの膨大な事務量に対する町の対応をお聞きます。

（３）食と健康の館指定管理委託について。

近年コロナ禍の影響、物価高騰など大変な運営管理状況と想像いたしますが、現状をお聞きます。

大きな3番です。学校の空き施設の利活用について。

教育施設等再編計画に基づき、今後、学校施設などの空きに対しどのような利活用を考えていますか。

以上で、壇上での質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、森川元晴議員の質問にお答えします。

初めに、財政状況についての御質問の1点目、基金の現状はについてでございますが、令和5年度当初において一般会計に関する基金は、いわゆる町の普通預金である財政調整基金、地方債などの長期の債務返済に充てるための減債基金のほか、施設整備に充てるための公共施設整備基金及び教育施設整備基金、都市計画事業に充てる都市計画事業基金、文化振興基金、森林環境譲与税基金などの特定目的基金がございます。このうち財政調整基金については、普通交付税を多く交付されたことなどにより大きく取り崩すことなく、令和5年度末の残額を約9億円と見込んでおります。近年は80億円規模の当初予算編成となっておりますが、予算規模に対し10%程度の財政調整基金を備えることで、不測の事態に対応してまいりたいと考えております。

また、公共施設整備基金は約6億7,000万円、教育施設整備基金は約7億5,000万円の残高を見込んでおりますが、今後、施設整備を進めるためには多くの財源が必要となります。計画的に基金積立てを行えるよう、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、地方債の現状についてでございますが、令和4年度末において地方債残高は約70億3,000万円であり、その内訳は臨時財政対策債等が約43億7,000万円、建設地方債が約26億6,000万円でございます。このうち臨時財政対策債につきましては、地方交付税算定の際に元利償還金の全額が対象となっており、国により措置されることとなっております。また建設地方債のうち約14億8,000万円につきましては、運動公園及び総合公園の整備に要した地方債残高であり、これらの償還には都市計画事業基金を充てることとなっており、残りの約11億8,000万円が一般財源により償還する地方債でございます。

将来における町税の減収見込みも踏まえた中で、今後、起債する場合には償還額の増加により住民サービスの低下を招くこととならないよう、将来的な負担のより少ない交付税措置の手厚いものを発債するなど、計画的に起債管理をしてまいります。

次に御質問の3点目、財政力指数についてでございますが、令和4年度決算における本町の財政力指数は0.64、愛知県には財政力の高い団体が多いため県内市町村の中においては下位となりますが、全国平均の0.49に対して上回る数値となっており、本町の財政力が全国的に特に低いということではございません。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定された健全化についての判断を示すための実質赤字比率をはじめとする4つの指標についても、いずれも国の示す基準値をクリアしており、財政の健全化についての問題はない状況でございます。しかしながら、議員のおっしゃるとおり町税の減も見込まれる現状でございますので、税収に頼るだけでなく、ふるさと納税による増収など自主財源の確保に努めながら、本町の財政規模に合った財政運営をしてまいります。

次に、直営と指定管理者制度についての御質問の1点目、指定管理者制度の導入についてでございますが、現在、本町において指定管理者制度において運営する施設は、行政区や関連団体が管理する施設が10か所、民間企

業が管理する施設が1か所でございます。公民館等は住民に対するサービスの向上を、そして食と健康の館及び図書館は経営ノウハウの活用と人件費の削減を主な目的として指定管理者制度を導入し、それぞれ成果を上げております。

指定管理者による施設管理につきましては、施設をより有効的に活用できる運営や住民サービスの向上を期待するとともに、地域の活性化や経済効果への影響などの費用対効果も含め、トータル的に考え導入を検討してまいります。

次に、御質問の2点目、運動公園事業の運営についてでございますが、想定される事務量に対する町の対応といたしましては、町職員のほか新たに会計年度任用職員を任用し、さらにスポーツまちづくり推進室の大学職員やコンサル会社と共に連携しながら複数人体制で各種事務を進めてまいります。

次に、御質問の3点目、食と健康の館指定管理委託についてでございますが、平成24年度から指定管理制度により小野浦区が管理しておりますが、コロナ禍におきましても館長、小野浦区の運営努力もあり、それほど影響を受けることなく、来客数、売上げともに順調でございました。

また、学校空き施設の利活用についての御質問でございますが、これまでも申し上げておりますとおり、貴重な学校跡地を有効活用し、校舎については、小中一貫校の建設財源が捻出できるよう民間企業等に売却もしくは貸与を行い、体育館とグラウンドにつきましては、住民へのスポーツ開放や災害時における各地域の避難所としての活用をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問ありますか。

○8番（森川元晴君）

まず、基金に関してでございますが、コロナの関係、また物価高等の対策等で普通交付税が多く支給されたということで、財源的にはよかったのではないかなとは思っていますが、今現在、私が計算したところによると基金の合計は、財政調整基金をはじめとして、先ほど言われた一つの特定の目的基金全部を合計しますと約38億4,800万円ぐらいになると思っています。もちろん今から始める大きな事業、また、先ほども出ています小中一貫校等の建設費等もありますので、とても今の基金では賄えないと思っていますので、先ほど町長が答弁されたように財源を増やす、このような努力が今後必要ではないかと思っています。

また地方債に関しましては、昨日の答弁でも八谷町長が言われたと思うのですが、決して借金をすることが悪いというわけではないと自分も思っています。ただ、そのときに返済する体力、能力、財政力があるのかということが一番大事ではないかなと思っていますので、これも基金と同様に地方債をいかに上手に返していくかということを、しっかりと行っていただきたいと思います。

そこで、財政力指数について、先ほど全国平均では上回っているが愛知県では下位であると。全国平均を上回っているからいいということではなくて、やはり美浜町も愛知県であります。愛知県は確かに割に恵まれたところであるというふうに全国的には評価されていますが、先ほど言った愛知県内で人口の偏り等が生じるのではないかなというふうに懸念しますので、やはりできるだけ美浜町の数値を上げていただくと住民の移動等がなく住んでいくのではないかなと思っていますので、ここで、先ほど言った4つの指数を示されている健全化判断比率についてお伺いしたいと思います。

基準値をクリアしているとの説明でありましたが、この4つの指標とはどのようなものでしょうか、お尋ねい

たします。

○総務課長（百合草俊晴君）

今、御質問がありました4つの指標でございますけれども、財政健全化について数値的に判断するための指標でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、こちらに規定されました実質赤字比率、そして連結実質赤字比率、実質公債費比率、そして将来負担比率、この4つのことを言っております。いずれの指標につきましても、地方公共団体の標準的な状態において通常収入される経常的な一般財源の額、こちらを標準財政規模の額としまして、この額に対する割合により算出をされることとなっております。

○8番（森川元晴君）

それでは、具体的に一つずつお伺いしたいと思います。

まず、1つ目の実質赤字比率について、本町の現状をお聞きいたします。

○総務課長（百合草俊晴君）

まず、1つ目、実質赤字比率でございます。こちらは町の主要な会計であります普通会計、美浜町の場合においては一般会計と土地取得特別会計、こちらに生じております赤字の大きさを示す数値でございます。

具体的な数値を申し上げますと、令和4年度の決算の数値になりますけれどもマイナス6.72%でございます。実質赤字比率、こちらは赤字の大きさを示すものですので、この数字がマイナスであるということは、決算は赤字ではなく黒字であったということを示しております。国の基準については2段階基準がございますけれども、財政の健全状況を判断する上で、第1段階の基準、言い換えればイエローカードが出る判断となる早期健全化基準、こちらの数値はプラスの14.7%でございます。

○8番（森川元晴君）

それでは、2つ目の連結実質赤字比率について、ちょっと早めにしゃべってもらっていいですか。

○総務課長（百合草俊晴君）

それでは、連結実質赤字比率についてでございますが、こちらは公営企業会計を含む町の全ての会計、こちらに生じています赤字の大きさを表す数値でございます。

本町の連結実質赤字比率はマイナスの24.16%ございまして、こちらも同様に決算が黒字であるということを示しております。なお、国の基準についてはプラス19.7%でございます。

○8番（森川元晴君）

それでは、3つ目の実質公債費比率をお願いいたします。

○総務課長（百合草俊晴君）

3つ目の比率でございます。実質公債費比率でございますが、こちらは一部事務組合の会計も含めまして、町の借入金返済額の大きさ、こちらを表しております。過去3年の平均値でございます。国の基準が25%であるのに対しまして本町は1.5%、国の基準を下回っております。

○8番（森川元晴君）

それでは、私、一番懸念していますこの将来負担比率ということについて、説明をお願いいたします。

○総務課長（百合草俊晴君）

4つ目の比率でございます。将来負担比率、こちらにつきましては、町の借入金の負債の大きさを表したものでございます。一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化して、将来財政を圧迫する可能性の度合い、これを示す指標となっております。国の基準が350%であるのに対しまして本町は13.7%、国の基準を大きく下回っております。

○ 8 番（森川元晴君）

4つの指標自体、数値は問題ないというふうな判断でいいかなと思っていますが、そこで、4つの指標についてですが、本町の財政健全化について、総合的にどのように判断をされていくか説明をお願いします。

○総務課長（百合草俊晴君）

本町の判断でございますが、これら4つの指標いずれかの数値が国の基準以上となった場合には、財政健全化団体ということになりまして、健全化の計画を定めて、自主的な改善努力が求められるということになってまいります。

現在、本町においてはいずれの数値も基準値をクリアしておりますので、問題のない状況である、財政は健全であるというふうに判断をしております。

○ 8 番（森川元晴君）

国の基準をクリアしているということで、数字のことを言われてもなかなか分かりづらい面もあると思いますが、美浜町の今の現状としては安定しているというような判断で理解しています。

では次に、直営と指定管理者制度についてお伺いいたします。

先ほど行政区や関係団体が管理する施設10か所ということですが、それに関してはちょっと一生懸命やってみますので別であります。今後、指定管理制度の導入に関しまして、ただ任せるのではなく、しっかりと単年度ごと成果というか、先ほど1か所の図書館と食と健康の館経営もあるという説明がありましたが、しっかりと単年度ごとに指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の運動公園事業の運営についてでございますが、町職員、会計年度を含め大学職員、コンサルということですが、役割、仕事の内容のほうを具体的にお聞きいたします。

○企画課長（戸田典博君）

この運動公園に係る各役割についてでございますが、仕事の内容といたしましては引き続き、運動公園を契機に健康、福祉、教育、経済を連動させたスポーツを核としたまちづくりの業務につきまして、皆で協力をしながら進めてまいります。まずはこの運動公園を活用した大会等、安全・安心に利用していただける施設の運営を3者ともしっかりと行っていきたいと考えております。

同様に、専門的な知識を有する大学職員をはじめとする関係者と共に今後、パラ陸上のナショナルトレーニングセンターへの指定を受けた活動や大学のスポーツ科学部と連携をしながら、美浜にしかない合宿誘致の営業も引き続き行っていきたいと考えております。さらに今年度も引き続きコンサル会社と共に、持続可能な運営の仕組みづくりをはじめ、ビジョンを定めております多様な人々が集い、活気あふれる輝くまちへのビジョンの実現に向けて、力を合わせて進めて行きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 8 番（森川元晴君）

分かりました。

そこで改めて、年間、直営で管理運営ということですが、それに関わる経費というのは幾らぐらい積算されていますか。

○企画課長（戸田典博君）

令和6年度の経費につきましては、現在の本議会におきまして、令和6年における運動公園に関する事業費の審査をいただいておりますので、確定事項ではありませんが、そちらに提示をしてある金額といたしまして、運営管理に係る維持管理経費といたしまして、先ほどの会計年度任用職員に対しての雇用に約220万円、あと施設の光熱費や修繕費として約900万円、あと運営をいたします建物の点検委託業務や清掃業務、あと受付業務委託

料といたしまして約1,900万円を想定しております。

○8番（森川元晴君）

今年度の予算ですので、まだ決定ではないと。

そこですけれども、最終的に今いろいろなことを検証しているところなんですけれども、2年後、実際にこの指定管理を導入していくという考え方はあるのでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

2年後の指定管理制度の導入についてということで、今までどおり令和6、7年度につきましては直営で実施をいたしまして、その後、指定管理制度を活用していく考えに変更はございません。直営の期間を2年間としていることにつきましては、オープン当初、やはり受付、予約の仕方、また多数あります運動器具の取扱いなど、まずは本町の担当職員が1年間、しっかりと確認することが必要と考えているからでございます。確認後、指定管理を行うために、まさに管理の業務等の範囲を明確にした後、指定管理制度の導入に向けて進めていければと考えております。

なお、運営組織の立ち上げ等、また運営方法に支障がないと考えた場合につきまして、導入時期が早期に早まることも想定をしておりますのでよろしくお願いします。

○8番（森川元晴君）

そうですね、できるだけ早く確立して、本当はこの2年間の経済効果だとかも聞きたいと思うのですが、なかなかそこまでの積算はちょっと難しいのかなと思っていますので、できるだけ早く確立していただいて、多くの皆さんが本当に利用できるような体制をつくっていただきたいと思っています。

それでは次に、食と健康の館の指定管理委託について伺います。

コロナ禍でもそれほど影響を受けることなく、来客数、売上げともに順調であったとのことですが、コロナ前の令和元年度の入館者数と売上げ、コロナ禍の令和4年度入館者数と売上げを、答えられる範囲で結構ですので教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

まず、コロナ前の令和元年度、入館者数が約11万3,000人、売上げが約6,000万円、コロナ禍の令和4年度の入館者数は約13万3,000人、売上げが約7,200万円ですので、比較しますと約2万人増加し、約1,200万円の売上げがアップしたというふうに伺っております。

○8番（森川元晴君）

今、本当に材料の高騰だとか、うちも自営業を今日やっていますけれども、大変費用が高くなっていると思いますが、このコロナ禍でそれだけ伸びているということは相当努力されたというふうに察しますが、何が理由であると考えていますか。

○産業課長（三枝利博君）

先ほど、町長の答弁でもありましたように、館長や小野浦区の運営努力はもちろんのことですが、いろいろな要因が考えられ、その一つとしまして、2か月に1回、行政、観光協会、商工会、愛知道路コンセッション、小野浦区によります運営協議会、これを開催しております。その中でイベントや新商品の企画、マスコミへのPR等の連携を図りまして、たくさんの方に御来館いただけるよう進めているところでございます。

○8番（森川元晴君）

分かりました。

今後の検討課題というものはありますか。

○産業課長（三枝利博君）

館がオープンしまして20年目ということで、施設の老朽化が激しいということです。あと物価高騰も加わりまして、利益以上に維持管理に多くの費用を要しているのが現状でございまして、そちらが検討課題と言えると思います。

○8番（森川元晴君）

今後、行政が指定管理制度を導入するに当たり、この食と健康の館というのは大変参考になる事例だというふうに感じました。あくまで全ては美浜町のため、また町民のためでありますので、はっきり言いますが、成果、努力も感じられないような導入の仕方というか、感じられないと思ったときには導入しないという判断も今後必要ではないかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の空きの件であります、これも今は、昨日から小中一貫校の建設だ、そういうふうな内容だというふうな御質問が多い中でありますが、やはり統合されるということによって、地域に大きな面積というか広大な敷地が空きというふうなことになりますので、これも大切な課題でありますので、できれば先のことであります町長に考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

想像ですが、もともと学校跡地は地域の中心でもあり、子供たちの声や活気あふれていた場所が、ただ校舎と広大な土地が残る古びていく環境は大変寂しく、若い世代の減少に拍車をかけると感じます。多くの住民が願うことは明るくにぎやかな環境だと思いますが、施設の耐震性や用途に合わせた整備は費用を含め課題も多いと思いますが、ただ空き家、空き地として放置することは、防犯的にも絶対に避けなければならないと感じます。

そこで、財政的課題と必要性ということで、今後、様々な新しい施設、箱物等を建設する予定があると思いますが、造る必要がまずあるのかということをお願いしたいと思います。というのは、財政負担も考慮することではありますが、できるだけ使えるものは、住民のために積極的に使うという考えが大変重要ではないかと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○町長（八谷充則君）

跡地利用ということで新しい建物を造らずに、今あるところを利用したらいいのではないかとということを最後におっしゃられたので、その点に関して言いますと、学校をなぜ統廃合するかという理由の一つに、築後40年、50年たって老朽化しているということがございますので、そこを今後、その施設として利用していくために数十億円のお金がかかるということによって、それが難しいという判断の中で新しい校舎を造ってこうということです。

したがって、今言われたような新しい施設として再利用していくということになりますと、やはり同じように維持補修、そして維持管理というものがかかってくるということもありますので、その場合に、果たしてその小学校単位の大きさ、かなり大きな施設になりますので、それが、そこを埋めるだけのいろいろな施設を集約していけるか、それが新しく建った場合との費用対効果が関わってくると思います。

今回、河和台地区に先般の補正予算でお願いしました消防の詰所と、そしてこども家庭センターを併設するような建物を造ってまいります、これもやはり、これまであった老朽化施設をただ単に一つ一つ造り直す、あるいは新しいものを造るのではなくて、集約していくということが今後必要になってくると思います。公民館についてもそうですし、公会堂についてもそうです。いろいろな施設が今後、こうして40年、50年たって建て替えの時期が来ているときに、それをどう集約化していくかということが、本町のみならず全国的にも課題となっております。したがって、そうしたことを考えながら進めていくということです。

小中学校につきましては維持していくのにもお金がかかるということで、できれば、それを有効活用していく

民間の団体のほう、企業さんに売却をしていきたいということです。既に売却をした河和南部小学校、こちらのほうは新しく入った企業さんが数千万円をかけて中の改修をして使えるようにして、今使っていただいています。さらに数百万円かけて防災用の資機材もそろえて、災害時の避難場所としての提供も考えていただいています。このように、しかもそうした投資のほとんどを町内の企業にいただいています。非常にその経済効果があったなというふうに判断をしております。

今後におきましても、同じように有効活用していただき、なおかつ税金あるいは経済的な効果が生み出せるようなところに売却等をしていきたいと思っております。

今、入っているところは、私が副町長のときに前町長の御縁で来ていただいた企業ですけれども、やはりこの立場になりますと、いろいろな方からいろいろなオファーが来るものだなということが、最近分かってきて、同じように、今後出てくるであろう小中学校の跡地についても、報道等を見た方から利用したいと、あるいは買いたいというような申出がございます。相手のあることですので言うわけにもいきませんが、幾つかの問合せを受けております。そうしたものを一つ一つ中身を精査して、それが町の将来にとっていいのかどうなのかということも含めて判断をしていく、そして、それを今後、これまでも言っておりますけれども、建設していく小中学校の建設、あるいはまちづくりに財源として充てていくということが必要かなというふうに考えております。

例えば、今、民間でお借りしているところなどを集約して新たな学校に、一つにということもあり得るかもしれませんが、そうした場合におきましても、やはりその改修に係る費用ですとか、それからその建物に関するどれだけの利用効果があるとか、あるいはそこに移すことによって、住民の方の利便性がどうなるかとかいったことも含めて判断していきたいと思っておりますし、その都度また皆様方にも御相談していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○8番（森川元晴君）

本当に今までにぎやかだった場所が突如なくなっていて、やっぱり周りの住民の人たちは本当に寂しいなと。また夜も暗くなって、それこそただ真っ暗だと。逆に、廃校になって何か職員室の電気がついているというのも怖いですが、やはり今からただ残しておくだけではなくて、できるだけ早い時点で何かの利用ができればと、住民のために、先ほど町長も言われましたが、福祉施設だとかいろいろな施設をまとめるというのも一つの手だと思います。サテライトオフィスとしてもいいし、学習塾等に場所を提供するというのも一つの案ではないかなと思いますし、とにかく住民の人たちが利便性も考えて使えるような、空き家にしておくのではなく、少しでも使えるような考えを持っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席にお戻りください。

〔8番 森川元晴君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

これをもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、3月9日から3月11日までの3日間を休会としたいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、３月９日から３月１１日までの３日間を休会とすることに決定しました。

来る３月１２日は午前９時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前１１時５０分 散会〕

令和 6 年 3 月 12 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 6 年 3 月 12 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2 号 美浜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 同意第 3 号 美浜町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 議案第 4 号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 11 号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 12 議案第 12 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 13 号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 14 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 15 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 16 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 17 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 5 年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 6 年度美浜町一般会計予算
- 議案第 24 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度美浜町水道事業会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度美浜町農業集落排水事業会計予算
- 日程第 24 発議第 1 号 美浜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 25 発議第 2 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１２名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 寄 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
7 番	中須賀 敬 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	廣 澤 毅 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２３名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	中 村 裕 之 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産業建設部長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	百合草 俊 晴 君
秘 書 課 長	大 松 知 彰 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て課長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	谷 川 雅 啓 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 人 君	学校教育課長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	富 谷 佳 宏 君	議会係主査	江 本 真 実 君
--------	-----------	-------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先日、県社協が主催する支援対象児童セミナーに参加し、子供の貧困について日本福祉大学の中村強士先生からお話を聞きました。日本における子供の貧困は2021年の調査では9人に1人とされており、ひとり親の家庭の貧困率が高い、日本は働いても貧困から抜け出せない国である、などお話しされました。また、その子供や親には貧困である自覚がなかったり、自覚があっても周囲の目を気にしてしまうことから、自分から支援を求める

人たちが少ないと言われており、子供の貧困は世間から認知されにくいそうです。子ども食堂をはじめとする子供の居場所には、こうした課題を抱える子供を発見する機能があり、支援の必要な子供を発見したら行政につなげるようにとのお話でした。

貧困は次世代に連鎖します。行政、地域など社会全体で貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供たちが未来に希望が持てるようにならなくてはと思いました。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大寄暁美君）

日程第1、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 同意第2号 美浜町農業委員会委員の任命について

○議長（大寄暁美君）

日程第2、同意第2号 美浜町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は11件の任命に係る同意案件ですが、一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、一括採決とすることに決定しました。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3 同意第3号 美浜町教育委員会教育長の任命について

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、同意第3号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

この議案は人事に関わる議案のため、伊藤守教育長の退場を求めます。

〔教育長 伊藤守君 退場〕

○議長（大嵯暁美君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、伊藤守教育長の入場を求めます。

〔教育長 伊藤守君 入場〕

日程第4 議案第4号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第4、議案第4号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第5号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第5、議案第5号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第6号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第6、議案第6号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第7号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第7、議案第7号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第8号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第8、議案第8号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第9号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第9、議案第9号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第10号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第10、議案第10号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第11号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第11、議案第11号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第12、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第13 議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第13、議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第14、議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第14号についての質問をさせていただきます。

議案では税率の改正、限度額の改正等についての説明がありましたが、具体的なモデルケースでの国民健康保険税がどのようになるのか、説明をお願いしたいと思います。

具体的な例としまして、1つの世帯、A世帯、こちらで40歳代の夫婦と子供1人の世帯で、世帯主の収入が給与収入約410万円の世帯の場合、国民健康保険税が幾らになって、現行の税率から改正後の税率でどれだけ増加があるのか、率についての説明をお願いします。B世帯では、70歳代独り暮らしで、世帯主の収入が年金収入約70万円の世帯の場合、幾らになって増加率がどれだけになるのか。C世帯、70歳代一人世帯で、世帯主の収入が年金収入約210万円の世帯の場合、国民健康保険税が現行幾らで改正後幾らになるか、その増加率について説明をお願いします。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、今回の税率等の改正で、茶谷議員が言われたモデル世帯で国民健康保険税がどのように増加をするのかお答えをいたします。

まず、初めA世帯、40歳代夫婦と子供1人で世帯主が給与収入約410万円の世帯においては、改正前の税率では年間40万2,000円、改正後は52万2,300円となり、12万300円の増額、率にして29.9%の増となります。

次に、B世帯、70歳代1人で世帯主の収入が年金収入約70万円の世帯においては、改正前の税率では年間1万8,300円、改正後は2万3,400円となり、5,100円の増額、率にして27.9%の増となります。

次に、C世帯、70歳代1人で世帯主の収入が年金収入約210万円の世帯においては、改正前の税率では年間10万9,400円、改正後は13万9,500円となり、3万100円の増額、率にしまして27.5%の増となります。

モデル世帯の金額の説明は以上です。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第15号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第15、議案第15号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第15号の中で、今回、所得の段階が12段階から13段階に変えるということで説明がありました。この段階を増やすことによって、保険料等の影響はどうなるのか、低所得者に対しての影響はどうなるのか、その辺の説明をお願いします。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの茶谷議員の御質問でございますが、条例のほうの資料の90ページの表を見ながらいただければと思います。

所得階層を12段階から13段階に増やすことによる影響等でございますが、第1号被保険者間での所得再分配の機能強化により、低所得者の標準乗率を引き下げます。こちらの標準乗率のほうがそちらの表の保険料率の欄になります。左側が令和3年度から令和5年度、右側が令和6年度から令和8年度になっております。これによって、所得階層第1段階から第3段階の保険料が抑制されております。

次に、所得階層第10段階から第13段階の高所得者の標準乗率を引き上げて、保険料は上がることになります。こちらについても、そちらの表の右側と左側のほうを見比べていただければと思います。こちらのほうは保険料率のほう、そちらを見てください。

標準乗率が引き上がって保険料は上がるのですが、所得階層第9段階から第13段階を見ていただきますと、多段階化によって所得の幅が狭まり、負担能力に応じた保険料の設定となりました。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第16、議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第17号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（大嵯暁美君）

日程第17、議案第17号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第18 議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第18、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第19 議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（大寄暁美君）

日程第19、議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（大寄暁美君）

日程第20、議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第20号の後期高齢者医療特別会計の補正予算について質問させていただきます。

1点目、歳入、1款、1項、1目の特別徴収保険料、こちらで1,000万円減額になっていますが、その理由は何ですか。

2点目、歳出、4款、1項、1目保険料還付金23万4,000円、こちらが増額になっていますが、その理由について説明をしてください。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、まず初めに1点目、歳入の特別徴収保険料1,000万円減額になる理由はについてでございますが、令和5年度の後期高齢者医療保険料の保険料率につきましては、令和4年度からの保険料率と改定はありませんでしたので、個人個人の保険料の金額につきましては前年と同じ計算で決定をしております。また、後期高齢者医療の加入者については毎年増加をしております。したがって、令和5年度の保険料の予算について、前年予算よりも被保険者均等割及び所得割の増額を見込んでおりました。

しかしながら、実際に保険料を計算してみましたところ、加入者数が増加をしておりますが、加入者の増が見込みより少なかったことや、低所得者の均等割の軽減が見込みより多かったなどの理由によりまして、増額と見込んだ金額が思ったより少なかったということで、決算としましては当初予算より減額になるというふうに算出しまして、今回計上したものでございます。

2点目、歳出の保険料還付金23万4,000円増額になる理由はということでございますが、こちらは先ほど申し上げたように加入者が増加をしているということで、加入者が多いということは、死亡ですとか転出だとか、そういった理由による保険料が減額となる異動についても多くなっているということで、それにより還付額も増加傾向にございます。特に昨年、令和4年度のあたりから団塊の世代が後期高齢者に切り替わってきておりまして、急激な増というふうになっております。

したがって、還付が増える中、還付口座を教えてもらおうとか、そういったものに日にちや時間がかかったりするなど、還付手続につきましていろいろ今までより増えてきたということで、過年度分の還付についても増加をしているというものでございます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第21、議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第22、議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第23 議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算から

議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで7件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第23、議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算から議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

令和6年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点に御注意ください。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、令和6年度一般会計予算を除き、1議題、1議員につき3回までを限度としますので、御了承ください。

最初に、議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は、各会計当初予算の中でも最も重要な案件であり、かつ、その内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の

区分として５款労働費から８款土木費まで、４つ目の区分として９款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに１議員３回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、１款議会費から４款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○２番（茶谷佳宏君）

それでは、令和６年度一般会計予算の１款から４款までの内容について順次質問します。

事前に質問通告してありますので、通告してある内容を一覽で読み上げさせていただきます。

まず、109ページ、３款、１項、１目社会福祉総務費、社会福祉事業の18節地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金は、福祉避難所の自家発電整備に対する補助金と説明がありましたが、場所はどこになりますか。

２点目、115ページ、３款、１項、３目障害者福祉費、地域生活支援事業、19節福祉タクシー料金助成事業費の内容について説明してください。

次に、117ページ、３款、１項、４目福祉医療費支給事業、19節子ども医療費の通院医療費を18歳年度末まで拡大すると説明がありましたが、拡大する時期は令和６年度の何月からになりますか。

次に、121ページ、３款、２項、１目児童福祉総務費、こども家庭センター運営事業、こちらでこども家庭センターを保健センター２階で開始すると説明がありましたが、どの部屋を使って開始するのですか、説明をお願いします。

次に、125ページ、３款、２項、２目保育所費、保育所運営事業、12節保育士派遣委託料はこども誰でも通園制度を試行的に開始する費用と説明されましたが、どこでいつから行うのか。また、保護者負担は決まっているのか、説明をお願いします。

141ページ、４款、１項、２目予防費、予防接種事業、12節带状疱疹ワクチン接種委託料で、接種はどこでいつから可能になるのか、説明をお願いします。

次に、145ページ、４款、１項、４目、環境対策費、浄化槽整備事業、18節、こちらの合併処理浄化槽設置整備事業補助金は補助率を６割から４割に減らすと説明されましたが、その理由を説明してください。

○福祉課長（三枝美代子君）

それでは、今の質問のまず109ページ、３款、１項、１目の社会福祉総務費、社会福祉事業費の18節地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金でございますが、こちらについては医療法人瑞心会と、令和４年５月１日付災害時における要配慮者の指定福祉避難所に関する協定を締結しましたので、老人保健施設サンバーデンの自家発電機設置について補助をするものでございます。

次に、115ページ、３款、１項、３目障害者福祉費、地域生活支援事業、19節の福祉タクシー料金助成事業の内容についてでございますが、障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定者、精神障害者、保健福祉手帳１・２級所持者、医療的ケアが必要な方に対し、初乗り運賃の助成を行うもので、申請により１人年間で24枚を配付している事業でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、次に117ページ、３款、１項、４目、福祉医療費、福祉医療費支給事業の19節こども医療費の通院

医療費を18歳年度末まで拡大する時期でございますが、令和6年度に入りまして、医療証の作成、電算システムの整備、該当者への周知等々を行い、条例改正を経まして令和6年10月1日診療分から実施する予定で経費を計上しております。

○健康・子育て課長（下村充功君）

私からは、御質問いただきました3点についてお答えさせていただきます。

まず、初めに121ページ、3款、2項、1目児童福祉総務費、こども家庭センター運営事業についてでございますが、保健センター2階で開始するということで、どの部屋を使用するかということですが、保健センター2階の会議室を事務室として利用し、4月から開始いたします。なお、相談等につきましては、これまで設置しております子育て世代包括支援センターの部屋等を利用しながら運営のほうをしてみたいと思っております。

次に、125ページ、3款、2項、2目保育所費、保育所運営事業、12節において、保育士派遣委託料はこども誰でも通園制度を試行的に開始する費用との説明がありましたが、どこでいつから行うのか、または保護者負担というのはどうなっていますかという質問についてですが、まず初めに、こども誰でも通園制度について若干説明のほうをさせていただきます。

こども誰でも通園制度につきましては、令和8年度より全国展開される事業となっております。こちらの事業につきましては、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために、ゼロ歳児から2歳児の保育園等に通っていない未就園児のお子様を、1か月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる制度となります。この制度が令和8年度から実施されることを見据えまして、本町においても令和6年度に試行的に事業のほうを実施してみたいです。

本町におきましては、令和6年5月より河和保育所におきまして試行事業のほうを開始予定としております。1か月10時間の利用上限を1日5時間、2日間利用できる形で設定させていただきまして、保護者の負担は1時間300円を予定しておりますので、1日5時間となっておりますので、300円掛ける5時間で1,500円で利用ということ想定しております。

次に、141ページ、4款、1項、2目予防費、予防接種事業の12節带状疱疹ワクチン接種委託料につきまして、接種はどこでいつから可能になるかという質問についてですが、町内の5か所の医療機関、知多厚生病院、渡辺病院、浜田整形外科・内科クリニック、榊原医院、前田医院の5か所におきまして、令和6年4月から接種可能となります。ただ、ワクチンの確保等ありますので、まずは医師に相談していただいてからという形でお願いしたいと思います。

○環境課長（谷川雅啓君）

次に、145ページ、4款、1項、4目環境対策費、浄化槽整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助率を6割から4割に減らす理由は御質問でございます。

合併浄化槽の普及を促進するため補助金を上乗せしてまいりましたが、ここ数年の補助件数から一定の効果が得られたと考えており、転換に係る国・県の補助金が標準工事費の4割に対する補助でございますので、上乗せせず4割に戻して、上乗せ補助をしてきた部分を新規の合併浄化槽の設置に対し補助することで、定住促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、今お答えいただいた中で、1点追加で質問させていただきます。

3 款、1 項、3 目の福祉タクシーの料金のほうが、障害者の方で手帳の 1 級・2 級、A 判定などの要件がということで、年間 24 枚のタクシーの初乗り券を配付するということですが、高齢者でこの障害者の資格を持っている方について、どちらかを優先するのか、両方を兼ねて使えるのか、その辺について説明をお願いします。

○福祉課長（三枝美代子君）

両方ということではなく、どちらか優先なのですが、障害のほうが枚数が多いのでこちらを御案内しております。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

以上で、1 款から 4 款までの質疑を終わります。

次に、5 款労働費から 8 款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。

以上で、5 款から 8 款までの質疑を終わります。

次に、9 款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2 番（茶谷佳宏君）

それでは、9 款以降について質問をさせていただきます。

最初に 195 ページ、10 款、1 項、2 目事務局費の 12 節、こちらのほうで小中一貫校整備基本計画設計業務委託料というのが出ているんですが、ここで検討されている具体的な新築する建物の規模、数等について説明をお願いします。

引き続き、通告してあるものについて説明します。

205 ページ、10 款、2 項、1 目学校管理費、小学校施設整備事業、14 節、こちらの教育施設等工事の内容は。

それから、211 ページ、10 款、3 項、2 目教育振興費、教育振興事業、12 節、こちらの道徳教育支援事業委託料の内容について説明をお願いします。

次に、227 ページ、10 款、5 項、2 目体育施設費、運動公園地域活性化事業、12 節、こちらでイベント運営委託料の具体的な内容を説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、茶谷議員から御質問のあった中で、私から 3 点お答えしたいと思います。

まず、195 ページでございました事務局費の 12 節委託料の中の小中一貫校整備基本計画設計業務委託料でありました、具体的に新築する建物の規模等ということでございました。

今回の委託料は基本計画と基本設計の委託でございますが、建物の規模でございます。学校施設の規模の基本、これは児童・生徒数になります。令和 10 年度を開校とした場合の想定される児童・生徒数、こちらについて申し上げます。小学生 704 人、中学生 453 人であります。したがって、小学校 40 人学級から今 35 人学級に順番に年々やっています。令和 10 年は全ての学年で 35 人学級になりますので、それで計算をしますと、小学校の通常学級数は 23 学級。中学校につきましては 1 年生は 35 人学級、2 年生、3 年生は 40 人学級となっております。こちらで計算をしますと、中学校の通常学級は 13 学級になります。これに加えて特別支援学級がございますので、

特別支援学級、それから小学校設置基準、中学校設置基準、こちらは国で定められた設置すべき諸室、これは音楽室とか理科室などの特別教室、それから屋内運動場を含めます。これらを含めたのが基本的な建物規模ということになります。

続きまして、205ページの学校管理費の小学校施設整備事業の中の工事請負費、教育施設等工事、こちらの内容はということでございました。

こちらにつきましては、各小学校から要望いただいております中で、空調機の修繕、それから給食リフトの修繕などに充てたいというふうに考えております。

それから最後、3点目でございます。211ページの教育振興事業、こちらの12節委託料の中に、道德教育支援事業委託料というのがございます。

これは新規でございまして、こちらにつきましては道德教育の抜本的改善・充実に係る国の委託事業でございます。100%の委託事業でございます。本町の野間中学校が県内4校のうちの1校に研究指定校として指定されましたので、新学習指導要領の趣旨を踏まえて道德教育の推進事業に当たっていききたいというふうに考えております。

○企画課長（戸田典博君）

続きまして、私から227ページ、10款、5項、2目体育施設費、運動公園地域活性化事業、12節イベント運営委託料の具体的な内容はについて御回答させていただきます。

こちら、主なものといたしましては、6月30日に予定をしております運動公園のオープニングイベントに要する経費となります。具体的な内容といたしましては、記念式典に関する経費として案内状の作成、送付、また式典時の司会、また進行管理、またPR資材や記念品の作成を予定しております。その後、記念事業といたしまして、施設の紹介や陸上の模擬実例の紹介、一般参加者のフィールド見学等に関するもの、さらには日本福祉大学のラグビー部の招待試合をできればと各団体と調整をしております。

こちら、ほかには多くの町民の方に足を運んでもらえるよう、令和6年度につきましては1年を通じ、オープニング記念行事として各種スポーツ大会やコンサート等を実施していきたいと考えており、そこに関する委託料の経費となりますので、お願いをいたします。

なお、この事業につきましては、県の補助制度を活用しながら、有効に実施していきたいと考えておりますので、お願いをいたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、今お答えいただいた中で1点、小中一貫校の設計や何かについてですけれども、以前、一般質問でやりました給食センターがどうなるかということの中で、自校方式も考えていきたいということがあったんですけれども、今回の設計の中にはそういう自校方式での給食室などについても含まれているのかどうか、説明をお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

給食施設でございます。現在は給食センターで調理を行って各学校にお配りさせていただいております。

私たちは令和2年の3月に発表しております学校再編のための基本構想の中で、給食センター、あそこは借地でございますので、学校再編、小中一貫校を整備した暁には、その敷地内、もしくは自校方式にして借地をお返ししたいというふうに考えております。今もそう思っております。

今、具体的に大学の中というふうに敷地が決定してまいりましたので、大学の敷地の中、新しい校舎の中に自校方式でできるのか、大学の中にそういった用地があるのかということをしかりと、今お互いが参加する協議折衝の中で検討してまいっているところでございます。大学の中には学食のスペースもあります。社会福祉学部が令和9年に東海市に1,600人の定員の学生が移動をしますので、そういった施設も活用してはどうかということをや大学から言われています。

給食は学校給食法でかなり高度な安全衛生基準で毎日の給食を作っておりますし、アレルギー対応もしておりますので、そういったことをしかり満たせるかどうかを私たちはしかり調査をして、研究をして、大学のほうと話し合って、法律もしかり読み込んでいきたいと思っていますので、現在まだ決まっておりますが、そのあたりも基本計画の中でしかり決めていきたいというふうに考えています。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算について質問させていただきます。

255ページの歳入、こちらの1款国民健康保険税では対前年度比5,318万5,000円、11.2%の増ですが、国民健康保険税条例の改正等、先ほどの質問でもそうなのですけれども、モデル世帯での国民健康保険税については約3割引き上げられるという説明がありましたが、ここで11.2%しか増額になっていない理由は何ですか。

それから、もう一点、令和5年度の国民健康保険税の決算見込額はどのようになっていますか。

それから、261ページ、4款、2項、1目財政調整基金繰入金、こちらの今回の予算は1,000円と頭出しだけなのですけれども、令和5年度の財政調整基金の繰入金の決算見込額は幾らになりますか。

それから、歳出のほうで256ページ、3款国民健康保険事業費納付金は対前年比3,188万1,000円のマイナスになっていますが、国民健康保険税を引き上げる理由は何になりますか、説明をお願いします。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、順にお答えをさせていただきます。

まず1点目、歳入で、1款の国民健康保険税、モデルでは3割引上げだがここでは11.2%しか増額になっていない理由ということでございますが、この国民健康保険税の予算の額というのは加入者の皆様の全体の合計額となります。したがって、いろいろな要因はあるんですけれども、主にはまず加入者数、世帯数が大きく減っておりますということが1点。また、税率が引き上げられるに伴って、限度額を今回ちょっと引き上げますが、それでもこの限度額を超過した額、これが納付されない金額という形になりますので、計算の結果、その超過してしまう額が増加するということなどの要因で、世帯単位で見たときには3割弱引上げとなっているところが、美浜町国民健康保険税の全体では11.2%の増としかならないというものでございます。

次に2点目、令和5年度の国民健康保険税の決算見込額ということでございますが、令和5年度の国民健康保険税の、まずは予算額が4億7,596万6,000円でございます。これに對しまして、確定ではありませんけれども、決算見込みにつきましては4億4,457万2,000円程度というふうに見込んでおります。

続いて、財政調整基金の繰入金について、令和５年度、この繰入金の決算見込額はということでございますが、国保の財政調整基金は美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例第７条のところに、基金に属する現金は、国民健康保険税等の収納不足その他の事情により、国民健康保険事業の財源が著しく不足する場合において、当該不足額に充てるときに限り、全部または一部を処分することができると規定されておりまして、令和５年度の決算見込みにおいては、不足の見込みは、6,100万円程度というふうに見込んでおりますので、この金額、6,100万円程度、こちらが基金繰入金の金額となる見込みでございます。

続きまして、歳出のほうです。３款、国民健康保険事業納付金は対前年比で減ということになりますが、国民健康保険税の引上げということで、その理由はということでございますが、令和５年度は先ほど言ったように6,100万円程度という形で大きく赤字、財源不足となる見込みということで、これは国保税が不足ということでございますが、令和６年度は先ほども申し上げたように加入者はさらに減ということでもございますので、そのままの税率ですと国民健康保険税の不足分はさらに増えますということになると思います。事業費納付金については、この国民健康保険税が財源ということになりますので、事業費納付金が3,188万1,000円の減となりましたが、先ほど申し上げた財源不足の金額と比較してもまだ足らないと、赤字だということになります。したがって、このまま税率を引き上げないと財源不足となりますので引き上げとするものでございます。

なお、ここでは事業費納付金、加入者全体では減というふうになっておりますけれども、加入者が減ることによって、１人当たりでこの納付金を計算してみますと、前年よりも増額となっております。このことを踏まえましても税率改正が必要であるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和６年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和６年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和６年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和６年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第29号の質疑を終わります。

以上、7件の令和6年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第24 発議第1号 美浜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（大寄暁美君）

日程第24、発議第1号 美浜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 廣澤毅議員、説明をお願いします。

〔9番 廣澤毅君 登壇〕

○9番（廣澤 毅君）

それでは提案理由の説明をさせていただきますので、お手元のタブレットで発議第1号をお開きください。よろしいでしょうか。

発議第1号 美浜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

美浜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を地方自治法第112条及び美浜町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年3月12日提出。代表提出者、美浜町議会議員、廣澤毅。提出者、美浜町議会議員、森川元晴、同じく橋場友昭、野田増男。

それでは、提案理由を御説明させていただきます。

地方自治法の一部改正等に伴い、美浜町議会議員の美浜町に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るため、条例を制定する必要があるからであります。

続きまして、条例の内容を御説明しますので、タブレットの次のページを御覧ください。

制定の主な内容でございますが、本条例は第1条から第5条及び附則で構成されています。まず、第1条で制定の目的を定め、第2条で請負の報告に関する規定を、第3条で請負の状況の公表に関する規定を、そして第4条で請負の報告等の保存及び閲覧等に関する規定を定めています。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するため、請負の状況は令和6年度から公表するものであります。

最後になりましたが、本案は、議会運営委員会として提案するものでありますので、同僚議員の御理解と御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号 美浜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第2号 現行の健康保険証の存続を求める意見書について

○議長（大寄暁美君）

日程第25、発議第2号 現行の健康保険証の存続を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。2番 茶谷佳宏議員、説明をお願いします。

〔2番 茶谷佳宏君 登壇〕

○2番（茶谷佳宏君）

それでは説明させていただきます。発議第2号について、タブレットのほうを御覧ください。

それでは、発議第2号 現行の健康保険証の存続を求める意見書について。

現行の健康保険証の存続を求める意見書を別紙のとおり提出する。別紙については、意見書案ということになります。

令和6年3月12日提出。代表提出者、美浜町議会議員、茶谷佳宏。提出者、美浜町議会議員、丸田博雅。

提案理由。この案を提出するのは、国において、早期の健康保険証とマイナンバーカードの一体化を進めることは、様々な問題を解決しないまま、現行の健康保険証を廃止することになり、国民の健康と命を脅かすものである。このことから、十分に問題が解決されるまで現行の健康保険証を存続するよう強く要望する必要があるからである。

様々な問題については、意見書に書いてあります。

ここで、美浜町の現状について少し説明させていただきたいと思います。

美浜町の現状については、12月末時点ですけれども、マイナンバーカードの交付状況が76.5%になっています。

国民健康保険証とマイナンバーカードのひもづけは59.5%、後期高齢者医療証とマイナンバーカードのひもづけは55.5%、町内の病院でのマイナ保険証の利用状況は1%台にすぎません。

このまま現行の健康保険証が廃止されれば、病院窓口での混乱が起き、困るのは患者である住民です。このことをよく考えていただき、この意見書案に御賛同いただけるようお願いします。

意見書案については別添のとおりですので、よろしくをお願いします。皆様の御賛同をよろしくをお願いします。

以上で提案理由とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号 現行の健康保険証の存続を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

○議長（大嵯暁美君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月13日から3月20日までの8日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、3月13日から3月20日までの8日間を休会とすることに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る3月21日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

ここで、先ほど再任されました伊藤教育長より再任の御挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（伊藤 守君）

失礼をいたします。先ほどは私の再任をお認めいただきまして、ありがとうございました。

学校現場は今、文科省が推進する令和の日本型学校教育を進めていくために、GIGAスクール構想の推進、部活動の地域移行を含めた働き方改革など、大きな教育改革の波の中にいます。また、いじめ、不登校への対応、特別支援教育の充実など、数多くの課題を抱えています。

ただ、そんな状況ではありますが、先生方が明るく元気に、何よりも子供たちが明るく元気に充実した学校生活を送れるよう、努めてまいります。

そして、本町は小中一貫校に向けて、少しですが動き始めました。開校に向けて様々な課題があることは承知をしております。将来の美浜町の子供たちのために、子供たちにとってよりよい環境づくりのために、一つずつ一つずつ解決に向けて精いっぱい尽力する所存でございます。

今後とも、議員の皆様におかれましては、御理解、御支援をいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。このような時間をいただきまして、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（大寄暁美君）

伊藤教育長、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時14分 散会〕

令和 6 年 3 月 21 日（木曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 6 年 3 月 21 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

日程第 1 議案第 4 号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第 5 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例について

議案第 12 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 14 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 17 号 町道路線の廃止及び認定について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 18 号 令和 5 年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 5 議案第 19 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 20 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 21 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 6 議案第 22 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 7 議案第 23 号 令和 6 年度美浜町一般会計予算

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 8 議案第 24 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 25 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 26 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 9 議案第 27 号 令和 6 年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第28号 令和6年度美浜町水道事業会計予算

議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第10 議員派遣の件について

日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9までの各事件

追加日程第1 議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結について

議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結について

日程第10から日程第11までの各事件

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都 筑 新 悟 君	2番	茶 谷 佳 宏 君
3番	大 寄 暁 美 君	4番	丸 田 博 雅 君
5番	橋 場 友 昭 君	6番	野 田 謙 弥 君
7番	中須賀 敬 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	廣 澤 毅 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	中 村 裕 之 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	百 合 草 俊 晴 君
秘 書 課 長	大 松 知 彰 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君
健康・子育て課 長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	谷 川 雅 啓 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 人 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富 谷 佳 宏 君	議会係主査	江 本 真 実 君
--------	-----------	-------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、早朝より傍聴の方々にお越しいただきありがとうございます。

去る13日、14日に行われました各常任委員会では、議員、執行部の皆様の御協力により、慎重なる審査が行われましたこと、併せてお礼申し上げます。

さて、先日、子育て真っ最中のお母さんの声を伺う機会がありました。幾つか育児の困り事をお聞きする中で、家事や育児がきちんとできなくて私は駄目な母親だという発言がありました。令和の今でも、女性だから家事や育児は当たり前、男性は外で稼ぐものという性別による役割分担や、よき母親像に縛られ、苦しむお母さんがいることを知りました。私たちは、知らず知らずに偏った考え方、見方をしてしまうことがあります。長く生きてきた中で培われた思い込みや無意識の偏見は、誰にも持っているものです。そして、簡単に取り除くことはできません。しかし、女性なら子育てが得意、男らしく、女のくせになど、あらゆるところに無意識の偏見があることを認識し、注意を払うことで、多様性を認め合う社会になると思います。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、報道機関によるテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

次に、2番 茶谷佳宏議員より、3月8日の一般質問における発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

茶谷議員、発言してください。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、発言の訂正を1件お願いします。

3月8日の一般質問において、姉妹都市の必要性についての再質問の際、長野県阿智村と言うところを岐阜県阿智村と言ってしまいました。訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1 議案第4号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから
議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで10件一括

○議長（大寄暁美君）

それでは、日程に入ります。

日程第1、議案第4号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部

を改正する条例についてまで、以上10件を一括議題とします。

以上10件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る3月13日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下に、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査したので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第4号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの10議案につきまして、審査、採決の結果、10議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告させていただきます。

議案第5号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにおいて、勤勉手当について、支給額の総額が基準額に100分の102.5を超えない範囲とあるが、人事評価により支給割合が変わると思われる。多い方、少ない方、それぞれの割合はどの質疑がありました。支給基準は、規則において、標準支給率を100分の98.5と定めている。職員は5段階評価だが、会計年度任用職員は3段階評価とし、真ん中の98.5を境に、それより優れている人はそれを超える。ただし、上限は100分の102.5を超えない範囲と定め、下の人は98.5を下回る基準で支払うとの答弁がありました。

また、議案第6号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、パートタイム職員は、時間がそれぞればらばらだと思うが、勤勉手当が支給される要件、週当たりの時間や何か月の雇用であるかなど、説明をとの質疑がありました。任用期間が6か月以上かつ週の所定労働時間が15.5時間以上の職員に支給されるとの答弁がありました。

また、議案第8号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてにおいて、国の基準と合わせるということで今回改正があったが、前回決めた年額も併せ、国の基準と全て合ったということでよいのかとの質疑があり、国の基準と合う部分ができたとということで、全て合わせたということではない。緊急出動かつ4時間を超える部分について、国の基準と合わせたとの答弁がありました。

また、議案第11号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例についてにおいて、大池ふれあい公園は、以前、都市公園として整備する計画と聞いたが、今回の条例により、ふれあい公園としての整備となるのかとの質疑があり、まずはふれあい公園として設置し、都市計画決定ができ次第、都市公園へ変更する予定との答弁がありました。

なお、議案第4号、第7号、第9号、第10号、第12号、第13号について、質疑はありませんでした。

なお、10議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第４号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第４号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例及び美浜町福祉基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第５号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町漁港管理条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例及び美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから

議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまで3件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第2、議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月14日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下に、説明員として担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまで、3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今回の国民健康保険税率の改正は、加入世帯により異なりますが、3割弱の値上がりとなります。国民健康保険は、所得の少ない世帯が多く加入していることから、物価高騰の影響が大きく、加入者の生活は厳しくなっています。今回の条例改正は、保険税の大幅な値上げとなる改正であります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（大寄暁美君）

日程第3、議案第17号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第17号 町道路線の廃止及び認定については、審査、採決の結果、全員賛成に

より可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（大寄暁美君）

日程第4、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

歳出において、2款公用車管理事業の公用車購入について、納車予定時期はとの質疑があり、町長車について、乗車人数の多いワンボックスカーへの更新を予定している。納車時期をディーラーに問い合わせたところ、当初予定の車種が受注停止になっており、現段階で納車のめどは立っていないという回答であったため、他の車種の選定も含め検討していくとの答弁がありました。

8款都市公園整備事業の運動公園整備事業委託料について、どの部分を行うのか具体的な説明をとの質疑があり、陸上競技場との交流広場が完成した後の左岸側の造成工事や基盤整備となるとの答弁がありました。

また、歳入においては、諸収入の総務市町村振興協会基金交付金は、どの事業に充当するのかとの質疑があり、サマージャンボ宝くじに関する交付金で、交付額が決定したため、差額分を増額補正した。交付金は、図書館運営事業に充当しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から

議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで3件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第5、議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大寄暁美君）

日程第6、議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算

○議長（大寄暁美君）

日程第7、議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに報告いたします。

2款総務費において、企画事業の住宅取得費補助金について見直しをしたということだが、交付条件と積算根拠の説明をとの質疑があり、町内に新築または中古住宅を購入した方に対し、子育て世帯への応援、町への転入・定住促進を図ることを目的として行う。主な要件は、5年以上、町に住んでもらう、同一世帯について子供が1人以上いる家庭に補助金を交付する。新築または中古住宅を購入の場合は10万円、町内の事業所が関わった新築等はプラス5万円を補助し、最大15万円を補助する。10万円補助に対し17件、5万円補助は5件の予算を計上しているとの答弁がありました。

また、広報事業のホームページ再構築委託料の説明をとの質疑があり、現在の町のホームページはパソコン優先で、スマートフォンでも見えるという位置づけとなっております。8割以上のアクセスはスマートフォンからであり、スマートフォンで見の方を中心に据えて、レイアウトを抜本的に変えて全ページをつくり変えていくという内容になるとの答弁がありました。

6款農林水産業費においては、農業振興事業の農業次世代人材力投資事業補助金について、これはどのような人に対して交付する補助金かとの質疑があり、農業を始めてから経営が安定するまでの新規就農者に対して、就農後の所得に対して補助金を交付し支援するもの。対象は就農予定時に49歳以下の方となり、当初予算では5名プラス1名の予備枠で予算計上しているとの答弁がありました。

7款商工費においては、観光総務事務の町観光協会交付金について、昨年と比べ増額となっているが、その理

由はとの質疑がありました。運動公園オープン後、合宿や町内の宿泊施設を利用された方を対象に補助する予算を含み編成したため、増額となっているとの答弁がありました。

8 款土木費においては、都市公園整備事業の運動公園駐車場等整備工事について、整備スケジュールについて説明をとの質疑があり、4 月早々に発注し、ゴールデンウィーク明けには工事に着手し、6 月末の陸上競技場のオープンに間に合わせたいと考えている。また、陸上競技場オープン時の駐車場規模は、公園内にできる駐車場が40台、これに加え、隣接地で臨時駐車場を150台確保する計画であるとの答弁がありました。

同じく、都市公園整備事業では、総合公園拡張事業委託料についての内容の説明をとの質疑もあり、令和8年度を目標として、ソフトボール場1面を完成させるための造成工事や基盤工事となるとの答弁がありました。

次に、9 款消防費において、災害対策事業の戸別受信機は現在何台入っているのかとの質疑があり、平成23年度から販売を開始し、13年経過した。昨年度末までに3,080台を販売し、先月末までに49台販売していることから計3,129台となり、約35%の世帯に普及していると考えているとの答弁がありました。

なお、5 款労働費においては、質疑はありませんでした。

次に、歳入について、16 款県補助金の元氣な愛知の市町村づくり補助金とは何の事業に充てるのかとの質疑があり、運動公園陸上競技場のオープニングイベントに係る費用に充てる見込み、もう一つは避難所の支援システムへ充てる予定であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに報告いたします。

3 款民生費において、保育所運営事業の賄材料費について、金芽米を使用することになった経緯は、またコスト的にはどうかとの質疑があり、町長へ住民の方より金芽米の情報提供があった。保育所で使用している市町村も全国的にある。亜糊粉層と呼ばれる層を削り取らずに残す無洗米で、とぎ洗いが不要いため、水道水の量が減るというメリットがあると考えられる。亜糊粉層が残っていることで栄養も残っており、業者の資料によると、便通がよくなった、肌の調子がよくなったと実感される方が多い。また、コスト的には、精米と運送費用で1割増を見込んでいるとの答弁がありました。

また、地域生活支援事業の福祉タクシー料金助成事業費の説明をとの質疑があり、年間24枚のタクシーチケットを配付する事業で、初乗り運賃の助成となり、初乗りのときに1枚ずつ使うものであるとの答弁がありました。

4 款衛生費において、予防接種事業の帯状疱疹ワクチンの補助について、町内5か所の病院、医院で接種した場合に3,000円ということだが、帯状疱疹ワクチンは2回打つものではないのかとの質疑があり、帯状疱疹ワクチンには2種類ある。一つは、ワクチンは1回、もう一つは2回。ワクチンの種類により打つ回数は異なる。今回

の助成は、1回限りで3,000円と考えているとの答弁がありました。

また、知多南部広域環境組合分担金について、中継施設をどこに、どのような用途で造るのかとの質疑があり、知多南部衛生組合の敷地内に整備する。現在、仮設で稼働している中継施設を正式に整備する計画で、解体した焼却施設の跡地に建設するとの答弁がありました。

10款教育費においては、事務局費の小中一貫校整備基本計画設計業務委託料について、校舎の規模等の説明を聞いたが、地質調査はこの委託料に含んでいるのかとの質疑があり、委託の業務内容は、今年度、基本構想を作成しているので、これに基づいた基本計画を作成し、その計画に沿った基本設計に着手することとなる。その中で、一部造成する部分の設計や、どの部分を使用するのかを確定するための現地測量及び地質調査を行う予定をしているとの答弁がありました。

また、総合公園施設管理事業の公園整備工事について、内容の説明をとの質疑があり、総合公園グラウンドとテニスコートのナイター照明のLED化となる。あわせて、総合公園体育館の和室等のLED化も行うとの答弁がありました。

歳入においては、使用料の都市公園施設使用料について、内訳の説明をとの質疑があり、総合公園と運動公園の使用料となる。内訳としては、総合公園が月に79万5,000円、運動公園が月に37万円と積算し、合計して年額1,398万円を見込んでいるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算について、反対の立場で討論します。

この予算には、子ども医療費の拡大、こども誰でも通園制度の試行的実施など新たな子育て施策の充実や、带状疱疹ワクチン接種費用の助成など、住民の健康増進に対する予算、あいち観光動態ウォッチャー利用負担金による新しい観光に対する取組、農地集積支援事業や畦畔除去補助金の予算など、子育て、健康、産業振興などの評価できる予算も多く含まれています。

しかし、小中一貫校整備基本計画設計業務委託料は、保護者アンケートによる通学方法に対する課題が76.7%、安全面に対する課題が65%と、保護者の不安が大きいまま、基本設計までの予算が含まれています。本町における通学手段を考える場合、スクールバスは欠かせない交通手段ですが、その確保や安全面など具体的な方法を説明し、保護者の納得を得ないまま基本設計まで進めることは見切り発車と言わざるを得ません。また、学校の施設、敷地の整備や通学に伴う具体的な費用の概算額を算出して、財政的にも可能なか住民にも説明して、このまま進めてよいのか、判断を問うべきです。学校建設は、美浜町の将来に大きな影響を与える重大な事業です。住民や保護者の納得が得られるようにしっかり説明しないと、大きなしこりを残すことになります。

次に、知多地域地方税滞納整理機構負担金は、議会での予算審議への資料提供を拒む組織への負担金であります。5市5町の職員でつくっている組織でありながら、許されるものではありません。

次に、合併処理浄化槽補助金は、補助率を6割から4割に引き下げるものであり、単独浄化槽から合併浄化槽への転換にブレーキをかけることになります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。野田増男議員。

○12番（野田増男君）

議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算に、チャレンジMIHAMAを代表して、賛成の立場で討論いたします。

令和6年度予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大以前の生活に戻りつつある一方で、あらゆる分野において物価高騰の影響を受ける中、限られた財源の編成作業には大変苦勞されたことと思います。

八谷町長は、施政方針にもありましたように、昨年4月に町長に就任されて以来、「子どもの笑い声があふれるまち、美浜」実現のため、様々な子ども・子育て支援策を実施するとともに、運動公園の整備、学校再編推進など、懸案事項にも積極的に取り組まれ、町政運営に当たられております。

来年度の一般会計予算は総額84億8,700万円と、本年度に比べ4億3,800万円、率にして5.4%の増額となっております。

自主財源の中で最も重要な町税については、人口減少や地価の下落影響に加え、来年度に実施される個人住民税の定額減税により、1億1,692万円、率にして4.1%の減収が見込まれております。

本町の財政は、物価高騰の影響も加わり、依然として非常に厳しい状況が続いておりますが、令和6年度の一般会計予算を見ますと、子ども・子育てに関する施策では、18歳までの通院分に対する子ども医療費の支給拡大や、こども誰でも通園制度への取組、福祉・健康に関しては、新たに高齢者等見守り機器貸与事業や、50歳以上の方を対象とした帯状疱疹ワクチン接種補助金について予算が計上されております。

産業に関する施策としては、農地の集積支援のため、新たに畦畔除去補助金が、防災に関する施策としては消防団布土分団詰所の新築工事が計画されております。

教育・スポーツに関しては、小中一貫校の建設に向け、基本計画及び基本設計の策定に要する予算が計上され、具体的な計画策定に着手する計画となっております。そして、整備が進められてきました運動公園陸上競技場が、いよいよ本年度オープンを迎え、記念式典に関する予算も計上され、どのようなオープニングイベントとなるか、私自身もとても楽しみにしているところでございます。

このように、それぞれ各分野において実効性のある事業の予算がバランスよく確保されており、その意味で適切な予算であると判断し、期待しております。

町政を取り巻く環境は、大変に厳しい状況ではありますが、急速に進む少子高齢化、産業活性化などの諸問題を克服するため、町長には確実な施策の遂行をお願いするものであります。

最後に、各種施策の展開をする上で、将来を見据え、何を優先すべきかを考え、町民の皆様の健康や生活を守ることを第一に、持続可能なまちづくりに取り組まれることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。森川議員。

○8番（森川元晴君）

議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算について、新風みはまを代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

全国的には、一般会計歳入歳出総額は前年度に比べ減額をする自治体が多いようですが、本町の歳入に関し、新型コロナウイルスが5類に移行し、対策費の減少、政府が決めた定額減税の影響や人口減少、地価の下落等に伴う町税は前年度当初予算よりも大幅な減収見込みとなりました。それに対し、歳出は、子育て支援事業、令和10年度開校を目指す小中一貫校整備、建設事業費等、また高齢化に伴う社会保障費の伸びや人件費等に係る予算と、歳出は大きく膨らみ、令和6年度一般会計予算は前年度対比5.4%増の84億8,700万円と多額の予算となりました。

財政は今後も大変厳しい状況が続きますが、将来に向けて先送りできない事業、整備は山積しています。今後の財政運営に対し、将来への負担を考慮した上で、住民サービスの低下につながらぬよう、自主財源の確保はもちろんのこと、計画的に基金を積み立て、普通交付金や臨時財政対策債等の財源を効率的な利活用に徹し、決して無理のない、身の丈に合った行財政運営に努めていただくことを切にお願いし、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和6年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第26号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第8、議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第26号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第26号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算までの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、報告します。

議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算において、歳入の県負担金、保険給付費等交付金について、減額の理由は被保険者の減との説明があったが、その要因はとの質疑があり、国民健康保険に限って言えば、75歳になると国保から後期高齢者医療へ変わるが、ちょうど団塊の世代が切り替わる時期に当たることが最大の要因。重ねて、75歳になる人よりも生まれてくる子供の数のほうがはるかに少ないことや、全体的な人口減少も要因と考えられるとの答弁がありました。

なお、議案第25号及び第26号について、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を行います。

最初に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号 令和6年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで3件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第9、議案第27号 令和6年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第27号 令和6年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、3議案につきまして、審査、採決の結果、3議案とも賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、報告いたします。

議案第27号 令和6年度美浜町土地取得特別会計予算において、土地開発基金運用収入の土地開発基金利子について、基金の残高は幾らかとの質疑がありました。令和4年度末で3億1,922万216円となるとの答弁がありました。

また、議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算において、収益的収入及び支出の支出について、総係費の手数料、委託料、負担金の具体的な内訳はとの質疑があり、手数料は浄化槽法定点検手数料、インターネットバンキング利用料、口座の振替・振込手数料、委託料は会計システム保守委託料、負担金は地域環境

資源センターへの負担金となるとの答弁がありました。

なお、議案第28号について、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第27号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第27号 令和6年度美浜町土地取得特別会計予算について、反対の立場で討論します。

令和6年度において、土地購入の予定がないにもかかわらず、土地購入費が計上されています。土地取得の必要が生じた場合に、補正予算で計上すればよいものと考えます。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 令和6年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第28号 令和6年度美浜町水道事業会計予算について、反対の立場で討論します。

収益的収入の給水収益において、前年度比18%の増加となっています。物価高騰が続き、住民の生活が厳しくなっています。水道料金の大幅な値上げによる給水収益の増加です。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 令和6年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算について、反対の立場で討論します。

収益的収入及び支出の予定額において、支出額より収入額が51万円少なく、予算時点で赤字となる予算は健全な事業と言い難い事業と言わざるを得ません。

収益的収入の使用料の割合が極めて少ない農業集落排水事業を、令和5年度特別会計予算から令和6年度企業会計予算にしたことにより、予算規模が81%も増えています。

農業集落排水事業令和4年度決算を見ると、経費回収率は、類似団体の平均値が約53%であるのに対し、16.2%と料金収入が極めて少ないこと。汚水処理原価は、類似団体の平均値が約300円に対し、700円前後と2倍以上と高い処理費となっていること。施設利用率は、類似団体の平均値が約52%に対し、約24%になっていること。年最大処理水量も50%強の利用率しかなく、適切な処理施設の規模となっていないことなどが経営比較分析表により明らかになっています。

このような施設でありながら、企業会計にしたこと自体が誤りではないのでしょうか。

以上の理由を述べて、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

〔午前10時24分 休憩〕

〔午前10時38分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結について及び議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結について及び議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてから

議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてまで2件一括

○議長（大嵯暁美君）

追加日程第1、議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてから議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてまで、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、追加提案いたしますのは、議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてをはじめとする2件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案書（追加）のファイルをお開きください。

1ページ、議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、4ページをお願いします。

議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてでございますが、本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案第30号及び議案第31号の詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、慎重に御審議い

いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○産業建設部長（宮原佳伸君）

それでは、議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてでございますが、2ページ、資料1を御覧ください。

主な変更理由の一つとしまして、現在、国・県の方針としまして、建設業界では、働き方改革を推進する観点から、建設現場における労働環境の改善が求められております。本工事も、週休2日制工事ガイドラインに基づきまして、最終変更設計時にそれに伴う費用について増額補正をするものでございます。

2つ目の理由としまして、本工事の特記仕様書において、交通誘導員を実績に基づき変更することを記載しているため、実人数に変更するものでございます。

最後に、作業工程におきまして、鋼管杭打ち込みの後、仮設材料であります鋼矢板搬入作業に伴い、作業スペースに余裕がなく、クレーンの一時撤去が必要となりましたが、前回お認めいただいた変更設計時での計上漏れが判明しましたので、クレーンの分解組立て費1回分を増工するものでございます。

この週休2日制工事への経費の補正、交通誘導員の実績による変更及びクレーンの分解組立て等に係る費用455万6,200円を増額し、変更前の契約金額8,117万100円を変更後の契約金額8,572万6,300円とするものでございます。

本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第30号の説明は以上でございます。

○教育部長（夏目 勉君）

次に、4ページ、議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてを御説明いたします。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、去る3月11日に本町の教師用教科用図書等の取次供給所であります合資会社同盟書林より見積徴取をいたしました。その結果、別紙資料2のとおり、2,122万5,443円での落札となりましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。

本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入物品の内訳といたしましては、布土小学校をはじめ5校における国語をはじめとした各教科の教師用の教科用図書、指導書及び指導用教材、教具などでございます。

なお、納期につきましては、令和6年3月29日を予定しております。

議案第31号の説明は以上でございます。

○議長（大寄暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、再び暫時休憩とします。再開時間は追って放送でお知らせします。

休憩中に全員協議会を開きますので、議員の皆様は直ちに議員控室へお集まりください。

〔午前10時46分 休憩〕

〔午前11時32分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

会議に先立ちお知らせします。

野田増男委員長より、先ほどの議案第5号の委員長報告について、発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

野田委員長、発言してください。

○総務産業常任委員長（野田増男君）

先ほどの議案第5号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにおいて、勤勉手当の給与額の基準について、「上限は100分の102.5を超えない範囲」と申し上げるところを、誤って「100分の2.5」と発言してしまいましたので、訂正したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより順次、議事を進めます。

最初に、議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。野田議員。

○6番（野田謙弥君）

小学校教師用教科用図書の物品売買のことなのですが、これは、今度、小学校の教科書が新しくなる、何年に1回——4年に1回か5年に1回か分かりませんが——なるので、多分教える教師の教師用教科書が必要になるということだろうと思うのですが、その数というか配分はどんなふうに購入する予定ですか、お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

小学生の教科用図書の改訂でございます。これ、4年に1回改訂をしているものでございます。

必要の数でございますが、各クラス数でございます。普通学級、特別支援学級等でございますので、その学校規模に応じた、クラス数に応じた冊数を用意する予定でございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

この2,100万円からの物品の購入に当たって、1者指名の随意契約にする理由を説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど教育部長からありましたこの随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づくものであります。

こちらにつきましては、性質、目的が競争入札に適さないということでございまして、これ教科書用の図書、児童の図書につきましては無償で配付をするものでございます。国の費用で無償で配付するものでございます。その無償配付する書店が国で指定をされまして、いわゆる今回契約の相手方が同盟書林さんでございますが、こちらで無償配付する図書を、教科用の図書は各自治体で購入しておりますので、こちらで購入するものでございます。

つきましては、競争入札に適さないということで、国が指定した取次店での供給になります。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣の件について

○議長（大寄暁美君）

日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大寄暁美君）

日程第11、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和6年第1回美浜町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして、全案いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただきましたことに、まずもってお礼を申し上げます。

さて、新年度予算におきまして小中一貫校関連予算、お認めいただきましてありがとうございます。計画、しっかり進めたいと思いますけれども、茶谷議員御指摘の御父兄の不安に思っておられる通学のこと、そして防犯のこと、こうしたこともしっかりと検討し、対応してまいりたいと考えております。

また、運動公園陸上競技場、いよいよ今年6月にオープニングをして、7月から供用開始ということでございます。紆余曲折ございましたけれども、造ってよかったと思っていただけるような運営、しっかりとしていきたいと考えております。

本町町政、課題は山積みでございますけれども、施政方針でも申し上げましたとおり、今できること、なすべきことをしっかりと着実に進めていく、その先に美浜の未来は開けてくると私は考えております。

議員の皆様におかれましても、美浜の未来のため御理解、御協力をいただきますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

これにて令和6年第1回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時41分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月21日

美浜町議会

議長 大 寄 暁 美

議員 茶 谷 佳 宏

議員 野 田 増 男